

令和5年12月1日（金曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	4 頁
○説明のため出席した者	4 頁
○職務のため出席した事務局職員	5 頁
○開会宣告	6 頁
○開議宣告	6 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第 2 会期の決定	6 頁
○諸般の報告	6 頁
○日程第 3 議案第 94号から 日程第45 議案第136号まで	6 頁
○休会の件	9 頁
○散会宣告	9 頁

令和5年12月5日（火曜日）第2号

○議事日程	11 頁
○本日の会議に付した事件	11 頁
○出席議員	11 頁
○欠席議員	11 頁
○説明のため出席した者	11 頁
○職務のため出席した事務局職員	12 頁
○開議宣告	14 頁
○日程第 1 一般質問	14 頁
5番 高橋美奈 議員	14 頁
2番 和田祐治 議員	27 頁
7番 金谷 勝 議員	43 頁
1番 花田勝暁 議員	49 頁
13番外崎英継 議員	60 頁
○散会宣告	71 頁

令和5年12月6日（水曜日）第3号

○議事日程	73頁
○本日の会議に付した事件	73頁
○出席議員	73頁
○欠席議員	73頁
○説明のため出席した者	73頁
○職務のため出席した事務局職員	75頁
○開議宣告	76頁
○日程第 1 一般質問	76頁
9番 藤 森 真 悦 議員	76頁
12番 成 田 和 美 議員	95頁
3番 伊 藤 雅 輝 議員	100頁
16番 平 山 秀 直 議員	105頁
17番 桑 田 哲 明 議員	116頁
○散会宣告	129頁

令和5年12月7日（木曜日）第4号

○議事日程	131頁
○本日の会議に付した事件	131頁
○出席議員	131頁
○欠席議員	131頁
○説明のため出席した者	131頁
○職務のため出席した事務局職員	132頁
○開議宣告	134頁
○発言の取消し	134頁
○日程第 1 議案第94号から議案第136号まで	134頁
○日程第 2 請願第 1号	135頁
○休会の件	135頁
○散会宣告	136頁

令和5年12月14日（木曜日）第5号

○議事日程	137頁
○本日の会議に付した事件	140頁
○出席議員	140頁
○欠席議員	140頁
○説明のため出席した者	140頁
○職務のため出席した事務局職員	141頁
○開議宣告	142頁
○日程第 1 議案第103号から	
日程第23 議案第127号まで	142頁
○日程第24 議案第128号及び	
日程第25 議案第136号	144頁
○日程第26 議案第108号から	
日程第28 請願第 1号まで	145頁
○日程第29 議案第109号から	
日程第35 議案第134号まで	149頁
○日程第36 議案第 94号から	
日程第44 議案第102号まで	150頁
○日程第45 議案第137号及び	
日程第46 議案第138号	152頁
○委員会付託省略の議決	152頁
○市長挨拶	153頁
○閉会宣告	154頁
署名	155頁

参考資料

○議決結果表	157頁
○会期及び日程	161頁
○一般質問通告表	163頁
○議案付託区分表	169頁
○請願文書表	173頁

令和5年五所川原市議会第6回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

令和5年12月1日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第 95号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 96号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 97号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 98号 令和5年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 99号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第100号 令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第101号 令和5年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第102号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第103号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第105号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第106号 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第107号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第108号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第109号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第19 議案第110号 工事請負契約の一部変更について
- 第20 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
- 第21 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第22 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
- 第23 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
- 第24 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第25 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第26 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第27 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
- 第28 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第29 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第30 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第31 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第32 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第33 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第34 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（一野坪コミュニティセンター）
- 第35 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（南部コミュニティセ

- ンター)
- 第36 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市十三地区水産物冷凍施設）
- 第37 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原）
- 第38 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第39 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第40 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第41 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第42 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原職業訓練施設）
- 第43 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第44 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）
- 第45 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館）

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁 議員

2番 和田祐治 議員

3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	14番	寺田幸光	議員
15番	木村慶憲	議員	16番	平山秀直	議員
17番	桑田哲明	議員	18番	鳴海初男	議員
19番	山田善治	議員	20番	木村博	議員
22番	山口孝夫	議員			

◎欠席議員（1名）

21番 伊藤永慈 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之

監査委員局長	岡田正人
農業委員会会長	森義博
農業委員局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
市民課長	松山明央
福祉政策課長	柏谷哲治
農林政策課長	川口均
土木課長	古川清彦
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長谷川哲
次長	今智司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和5年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、18番、鳴海初男議員、19番、山田善治議員、21番、伊藤永慈議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第 94号から

日程第45 議案第136号まで

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算

(第6号)から日程第45、議案第136号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの43件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、改めておはようございます。令和5年五所川原市議会第6回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第94号は、令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,081万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ327億5万6,000円とするものであります。市所管施設の光熱水費や燃料費などの高騰対応経費等を計上するものであります。

議案第95号は、令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億794万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,051万5,000円とするものであります。

議案第96号は、令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,306万9,000円とするものであります。

議案第97号は、令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,632万円とするものであります。

議案第98号は、令和5年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,937万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,071万7,000円とするものであります。

議案第99号は、令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,867万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,892万6,000円とするものであります。

議案第100号は、令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算(第2号)であります。収益的支出の既決予定額に2,639万5,000円を追加し、合計額を14億3,856万3,000円とし、資本的支出の既決予定額に185万8,000円を追加し、合計額を13億8,099万9,000円とするものであります。

議案第101号は、令和5年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算(第1号)であります。収益的収入の既決予定額に1,000円を追加し、合計額を1億1,568万円とし、収益

的支出の既決予定額に332万9,000円を追加し、合計額を1億4,181万7,000円とするものであります。

議案第102号は、令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)であります。収益的収入の既決予定額から469万4,000円を減額し、合計額を8億434万6,000円とし、収益的支出の既決予定額に1万4,000円を追加し、合計額を10億1,883万円とし、資本的収入の既決予定額に1万7,000円を追加し、合計額を6億4,898万4,000円とし、資本的支出の既決予定額から469万1,000円を減額し、合計額を7億3,631万円とするものであります。

議案第103号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第104号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第105号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、また会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものであります。

議案第106号は、五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものであります。

議案第107号は、五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定新型インフルエンザ等及び家畜伝染病の防疫作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を拡充するため提案するものであります。

議案第108号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。出産または出産予定の被保険者が属する世帯の国民健康保険税の減額措置について定めるため提案するものであります。

議案第109号は、五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部改正に準じ、占用料の額を改めるため提案するものであります。

議案第110号は、工事請負契約の一部変更についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第111号から議案第136号までの26件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。12月4日は議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、12月4日は休会することに決しました。

なお、2日及び3日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

令和5年五所川原市議会第6回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和5年12月5日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（5人）

- 5番 高橋 美奈 議員
 - 2番 和田 祐治 議員
 - 7番 金谷 勝 議員
 - 1番 花田 勝暁 議員
 - 13番 外崎 英継 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅輝 議員 | 4番 木村 清一 議員 |
| 5番 高橋 美奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 14番 寺田 幸光 議員 |
| 15番 木村 慶憲 議員 | 16番 平山 秀直 議員 |
| 17番 桑田 哲明 議員 | 18番 鳴海 初男 議員 |
| 19番 山田 善治 議員 | 20番 木村 博 議員 |
| 21番 伊藤 永慈 議員 | 22番 山口 孝夫 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（28名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝

総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	中原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
福祉政策課長	柏谷哲治
農林政策課長	川口均
商工観光課長	工藤義人
建築住宅課長	佐藤勝
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲

次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう、静粛にお願いします。

ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いします。

それでは、5番、高橋美奈議員の質問を許可いたします。5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 皆さん、改めましておはようございます。自民公明クラブの高橋美奈です。一般質問に入る前に、教育委員会スポーツ振興室、山谷祥文前室長の突然の悲報に接し、深く哀悼の意を表し、御遺族の方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、山谷室長が安らかに御永眠されますよう、心からお祈り申し上げます。

それでは、令和5年第6回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。今回は、五所川原市における公金の管理、運用について質問をさせていただきます。今年の6月議会の際に、私たち議員全員に対して財政課からとある説明がございました。その内容が、監査が毎月実施している例月現金出納検査で差異が見られた。要は、会計からの書類を見て、現金がきちんとあるかどうか、帳尻が合っているかどうかの確認をする3月分の監査の際に、地域振興基金の残高に86万3,000円の差異があったということです。調べたところ、地方債の売却による損失が出ていたことが発覚した。さらに、年度末で忙しくて手続が1日ずれて、損しなくてもいいものを損してしまったというような内容の報告でありました。

そのときは、事の重大さに驚いたのと、5年で満期の債券がたった数か月で売却された、その経緯に対して疑問が多過ぎて、自分の中で理解するのに非常に時間がかかり、その場では詳細について質問すらできなかったことを覚えています。その後、会派で監

査委員、財政課や会計課から再度話を聞き、情報公開請求をして資料の確認作業をし、自分たちでまず理解をするために様々調べさせていただきました。9月の予算決算特別委員会の際も質問させていただきましたが、その場では答弁がなかったのに、次の日の新聞記事に、損失はあるが、今後の運用で挽回できるとの判断があると記載があり、確認したところ、後の取材で部長が言ったということを知り、損失を大したことと捉えていないのではないかと非常に怖いなと感じました。

また、この事態を市民にどう伝えるのか、そこの部分を聞いたときも、市民がホームページを開いて決算書を確認すればいいというような内容の話をされました。今回赤を出して、軽々しくも今後も債券運用をするというような行為をしてほしくありませんし、不透明な部分を明らかにするため、一連の経緯や結果、今後の五所川原市の財政運用の在り方や考え方を市民に知っていただくため、今回この内容で一般質問をさせていただきます。

まず、質問の1点目です。公金の種類別の運用について。五所川原市の公金にはどのようなものがあるのか、その種類についてまずお伺いいたします。

2点目です。基金の運用に関わる地方債の購入について。令和4年12月に京都府債3億円と埼玉県債2億円の合計で5億円の地方債を購入していますが、購入に至るまでの経緯についてお聞きします。

次に、運用した地方債売却時の86万3,000円の損失についてです。債券5億円を売却するに至るまでの経緯についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきますが、理事者側の誠意ある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○三橋大輔財政部長 答弁を申し上げます。

まず、市の公金にはどのようなものがあるのかというお尋ねです。これは、五所川原市に限らず、一般的な公金の要件として4つございます。公金は、予算の定めるところに従い、当該年度内に支出が予定されます歳計現金、それから2つ目として決算の結果生じる歳計剰余金、それから3つ目として基金に属する現金及び4つ目として担保として徴するものなど、これは市営住宅の敷金ですとか、あとは共済の、交通共済等の現金をお預かりしているわけですがけれども、担保として徴収するものなど、地方公共団体の所有に属しないけれども、保管をしている現金と、以上の4種類から構成をされております。

それから、基金の運用に関わる地方債の購入について、購入に至るまでの経緯についてお答えをいたします。令和4年当時の地域振興基金の一部について、それまでごしょつがる農業協同組合に定期預金として預け入れをしておりましたけれども、令和4年11月に農協の定期預金が満期を迎えることとなり、今後の運用を検討した結果、ゼロ金利政策により定期預金の利率が著しく低水準であることから、定期預金ではなく、国債や地方債で運用することといたしました。そこで、金融機関とも相談を行い、令和4年12月2日に京都府令和4年度第10回公募公債、こちらは3億円でございます、及び埼玉県第2回5年公募公債、こちら2億円でございますけれども、合わせて5億円の地方債の債券の申込みを行ったものであります。

J A時代に、ごしょつがる農協さんに定期預金として運用していた地域振興基金から運用していた金銭は8億円ほどありましたが、そのうち5億円をそれぞれ2つの地方債、利率は約0.23%として運用を見込んだものでありますけれども、その当時の満期更新後の定期預金の利率は0.002%と、仮に5億円を運用した場合、1万円程度であるのに対し、地方債購入では115万円ほどの金利を見込んで購入に至ったものであります。

続きまして、売却に至るまでの経緯についての質問がございました。お答えをいたします。これまでふるさと納税等、寄附を原資とした基金は、合併に伴う地域振興のために設けられていた地域振興基金と新型コロナウイルス感染症対策基金の2つがあり、寄附金によって積み立てられた額を明らかにするためには、2つの基金をそれぞれ合算して説明する必要があり、煩雑で分かりにくさがございました。コロナの5類への移行が見込まれたことから、この名を冠した基金をいつまでも維持する必要がなくなり、これを解消して新たに寄附原資だけで造成するふるさと基金を設けることとし、令和5年3月16日、令和5年第2回定例会において五所川原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例が可決されたところであります。

あわせて、地域振興基金のふるさと納税で積み立てた資金を、新型コロナウイルス感染症対策基金を解消して設けたふるさと基金に合算して積み立てることとし、そのための歳入歳出予算の補正予算も可決されております。その際、地域振興基金から新しくなったふるさと基金に積立金を移動させるには債券を現金化する必要があったため、先ほど御説明いたしました二口5億円の地方債債券、これを売却することといたしました。

3月27日に売却手続を終えれば、損失なく売却できることを確かめた上で手続を進めてまいりましたが、決裁に思いのほか時間を要し、翌28日の売却時には債券の評価価格が100円につき92円82銭と17銭余り下落しており、5億円の元本に対し、元本割れが86万3,000円生じた一方で、経過利息分を32万6,903円収入し、結果的に差引きで正味53万

6,097円の損失となったものでございます。

以上です。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 答弁ありがとうございます。ここからは、一問一答方式で再質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁の中の基金の部分についてお伺いいたします。基金の中で、一般会計の基金に属される種類はどのようなものがあるのか、その種類とそれぞれの目的について教えてください。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えいたします。

一般会計に属する基金には、現在財政調整基金、減債基金、地域振興基金、公共施設等整備基金、ふるさと基金、森林環境譲与税基金の6つの基金がございます。

それぞれの目的、性格についてお答えをいたします。まず、財政調整基金であります。地方公共団体の年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。次に、減債基金は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金です。以上の2つの基金は、地方財政法上の規定により設けなければならないとされている必須の基金でございます。これら2つ以外の基金については、それぞれ固有の目的により、地方公共団体が条例を設置することを定めることによって、任意に設けることのできる基金であります。

当市一般会計においては、次の4つの特定目的基金があります。まず1つ目、地域振興基金でございますが、地域住民の連帯の強化及び地域振興に資するために設けられた基金でございます。2つ目、公共施設等整備基金は、公共施設等の整備に要する経費の財源に充てるために設けられた基金でございます。3つ目、ふるさと基金は、寄附金を財源として、ふるさとを守り育てるために必要な各種施策の推進を図るために設けられた基金でございます。これは、先ほどの答弁ともちょっと重複しますが、従前の五所川原市新型コロナウイルス感染症対策基金のうち、ふるさと納税等の寄附金が原資となっている部分を、この地域振興基金と従前の新型コロナウイルス感染症対策基金を合算して、この基金で、ふるさと基金で積み立てることとしております。最後、4つ目になりますが、森林環境譲与税基金でありますけれども、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する事業に要する経費の財源に充てるために設けられた基金でございます。

以上、6基金の概要でございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 それぞれの目的については理解いたしました。その中で、今回地方債の原資となったのが地域振興基金であると思いますが、この地域振興基金の性質が合併特例債とふるさと納税であり、その中のふるさと納税分が原資になったということで間違いないでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 間違いございません。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 ありがとうございます。経常収支比率が令和3年度の実績で95.1%である当市において、基金も貴重な財源であることには間違いないと思います。五所川原市公金の管理及び運用規程第4条には、原則として安全性及び確実性の確保、流動性の確保、効率性の確保と記載されています。それを踏まえて、2項目めの再質問に移らせていただきます。

債券の運用や管理については、財政課が決めるのか、会計課が決めるのか、お伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 現金の出納保管に関しては会計課が行いますが、基金の運用等に関しては財政部にその責任があります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今回の債券の購入に関しては、誰の提案だったのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 先ほど1回目の答弁で申し上げましたけれども、令和4年の11月頃にJAさんからの、これまでは優遇金利で0.002ではなくて0.022%ということで、0.02%の優遇金利が定期預金に付されておりましたけれども、次の更新時からはそれが難しいということの申出がありましたので、それでは運用したことにならないだろうということで債券運用を検討し、その時点では先ほど申し上げたとおり、2億円と3億円の地方債債券を買うのが最も市にとって有利であろうということで、5年物の債権を購入すべきではないかということになったと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今の質問は、財政課が提案したのか、誰が提案したのかということです。

○木村清一議長 財政部長。

- 三橋大輔財政部長 財政課で提案をしております。
- 木村清一議長 5番、高橋美奈議員。
- 5番 高橋美奈議員 購入の際に、財政課、会計課、さらにはもちろん市長にも相談の上、決定したと思うんですけども、何の問題もなく購入まで至っているのか、お知らせください。
- 木村清一議長 財政部長。
- 三橋大輔財政部長 何の問題もなくというところの御質問の意図がちょっと分からないのですけれども。
- 木村清一議長 5番、高橋美奈議員。
- 5番 高橋美奈議員 聞きたいのは、JAの定期を、ごしょつがるさんに定期を今まで組んでいて、それを解約した後に地方債の購入で運用をしますという決定に至るまで、誰も疑問や、やめたほうがいいのではないかとか、そういった何か問題、トラブルはなかったのでしょうか。
- 木村清一議長 財政部長。
- 三橋大輔財政部長 なかったのではないかと記憶しております。
- 木村清一議長 5番、高橋美奈議員。
- 5番 高橋美奈議員 令和3年度の決算の時点で、ふるさと基金の創設が決まっていたよね。御質問します。
- 木村清一議長 財政部長。
- 三橋大輔財政部長 令和4年、年号で言うと令和5年3月、今年の3月にふるさと基金に関しては上程をさせていただきます、議会の皆様に御議決をいただいておりますので、令和3年度の時点では、ふるさと基金に関しては起案されていなかったと思います。
- 木村清一議長 5番、高橋美奈議員。
- 5番 高橋美奈議員 私もそうだと思って、いろいろ調べ物をしていたんですけども、ここに令和3年度の財政状況資料集、これは総務省のホームページに載っている決算カードと同時に載っている資料なんですけれども、この資料の中の、こういう基金残高という資料があります。この中の小さい字のところなんですけれども、これは令和3年のものです。3年度の決算を国に報告している資料だと思うんですけども、今後の方針というところに、地域振興基金、こちらは合併特例債を原資とした本体分とふるさと納税（コロナ対策コース以外）を原資としたふるさと納税分に分けて内部管理をしているが、後述のとおり「ふるさと基金」を新たに創設するため、令和5年3月にふるさと納税分を「ふるさと基金」へ移行するというふうにもう記載されてあるんです。それを見

ると、令和5年3月、私たちが条例可決しましたが、事前にこれを分かっていたはずなんです。こういう細かい字は、一体誰が書いているんでしょうか、御質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 それは、令和3年度の決算の資料で、作成されたのは4年度なのではないかなと思いますけれども。ですので、先ほどのお尋ねの3年度の時点で、ふるさと基金という構想があったのかということでありましたので、それは3年度にはなかったということをお答えしたのです。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、この資料、国に多分データを提出していると思うんですけれども、令和3年度分は令和4年の何月までに報告しているものんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 その点については、詳しくはちょっと分からないですけれども、4年度のうちのどこかの時点で報告しているのだと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、役所の中では誰が書いている、いつ提出しているのか分からない資料ということよろしいでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 事前にこういう資料を用いますのでということを見せていただいて、確認とかができれば、この場でいつ作成したものであるということをはっきりと申し上げられると思うんですけれども、今そのように言われましても、その資料自体が私の手元にございませんで、今の時点ではちょっと確答は控えさせていただきたいなと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、次の質問に移らせていただきます。購入に至るまで、五所川原市公金の管理及び運用規程には、安全性及び確実性の確保、流動性の確保、効率性の確保が原則であると記載されています。その部分について、誰も考えていないとしか言いようがないような経緯であり、令和5年3月には現金が必要であるということに誰一人として気づいていなかったということで間違いありませんか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 現金が必要なことは理解しておりましたけれども、予想外のといいますか、赤字を生じさせずに債券を売却できるのではないかという見込みがあったということでございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今までの答弁の中でも、これは会計課と財政課の連携が取れていないようにも感じますし、それぞれのチェック機能が働いていない、そんな感じにも捉えられますし、何の見通しも立てていなくて、後手後手ではありませんか。

それでは次、3番目の再質問に移らせていただきます。損失と分かっているにもかかわらず売却した理由についてお伺いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、令和5年第2回定例会におきまして基金の整理を行い、条例を改正するとともに補正予算も計上し、議会の議決をいただいた以上、執行機関には条例及び予算を執行する義務が生じていると理解をしております。新年度、さきに申し上げたとおり、損失なく売却できる見込みでありましたけれども、財政部、当部の債券市場動向に対するシビアな認識が欠けていたこと、それからただいま高橋議員おっしゃるとおり、確かに財政部と会計管理者間での情報の共有の密度において反省すべき点もあったと思います。

ただ、損失が生じたけれども、年度末まで日数もなく、放置すればさらなる損失の拡大を招く可能性があった点、それから新年度予算においては新たに3月の議会で統合整理したふるさと基金からの取崩しを歳入として見込んでおり、また令和4年度内にふるさと基金に地域振興基金からの積立てが行われなければ、令和5年度予算の執行に支障を来す点、さらにはせっかく御議決いただいたにもかかわらず、令和4年度決算において資金を移動させるために計上させていただいた歳出予算、巨額の歳出予算の不用額が生じる点などを総合的に判断し、売却に踏み切ったものでございます。

その後、先ほど申し上げました53万7,000円正味の損害でありますけれども、新たな債券、これは利付国債元本1億円、年利0.6%の商品でございますが、こちらを購入させていただきまして、その運用利息、2回のクーポン利息で年度末までに60万円の利息を収入できる予定ですが、これにより復元する見込みであるということをお報告させていただきたいと思っております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 しつこいようですけれども、現金化しなければならなかった理由についてお伺いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えいたします。

現在の当市の基金に属する現金の運用でございますけれども、基金ごとを単位としており、当該基金の運用を債券で行っていった場合、原則として債券のままでは収入及び支出することはできないため、現金化する必要があったものでございます。

今回の件は、長期の資金需要の見極めが甘かった点、それから基金の保管、基金の債券の一括運用ルールの未整備な点が大きな原因であると認識をしております。今後については、今回の事例を糧に複数の基金を合算して一括管理を行い、長期の資金需要を確認し、特定の基金取崩しが仮にあった場合でも、全体として債券をそのまま保持したまま現金化する必要がないように、新たな債券運用ルールの整備を進めているところであります。

本件につきましては、6月16日の第3回定例会における議員説明会での御報告、それから9月8日、第4回定例会予算決算特別委員会における質疑、そして今定例会一般質問と三度にわたり御心配をおかけした点につきまして、この場をお借りして市民と議員の皆様へ深く陳謝を申し上げます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私も行政の財政について詳しいわけではなかったのですが、非常に調べたり勉強させていただきました。何で債券を基金から基金に移せないのか非常に分からなくて、何度もいろいろ調べさせていただいて、公金の管理及び運用規程を読んで自分なりに理解をしたつもりなんですけれども、その点について再度確認なんですけれども、要は収入及び支出をするために予算書に計上する際に、実際動かすには歳計現金でなければ駄目だという理解でよろしいでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 繰り返しになりますけれども、当市の基金の現在の運用ルールは基金ごとを単位としておりますので、ある基金の全額というか大きい部分を債券運用してしまうと、そこに資金需要が生じたときに、その債券を解約して現金化する必要がある。高橋議員のお話を借りると、歳計現金にしなければならないという意味で結構でございますけれども、今後についてはルールを整備して、複数の基金を一つの束にして、そういった債券運用を図ることによって、どこかの基金で資金需要が生じて、根っこを生やして長期間運用できる、債券運用できる額というのを確保して、運用を図っていきまうということをお願いいたします。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 3月議会で条例の改正と補正予算を私たちが議決した、だから売るしかなくて、急いで売却して損をしたというふうに説明が聞こえるんですけども、

条例の改正と補正予算の説明の際に、この地方債の売却について説明あったか私は記憶ないんですけども、説明はありましたか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 補正予算、ふるさと基金の条例上程の際には、特に債券のことについては触れていなかったと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 3月議会の可決もなんですけども、会計課と財政課では地方債を現金化しなければならないということに気づいていたんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 その認識が少し、債券を定期的のような形で取り扱えるような認識が甘かったということをお先ほど申し上げたところでございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 ということは、閉会日は3月16日だったと思うんですけども、そこまでは現金化しないといけないということに気づいていなくて、その後現金化しないといけないというふうに気づいたのはいつなんんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 可決後、直ちに基金を動かすのにどうするかという話をしてしますので、資金化するために、現金化するためにどうするかという話が持たれていると思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 手続きが遅れたから損をしたという話ですが、3月27日に売却する予定が28日にずれ込んだ理由が、たしか私たちには部長が不在で決裁が遅れたからというふうに説明あったと思います。それが本当の理由なんんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 私はその時点で、ちょっと病で執務はしていなかったことは確かですけれども、市にはそういった場合でも決裁を進める仕組み、五所川原市事務専決代決規程というのがありますので、それが直接の原因ではないと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 年度末で手続きがいろいろごたごたで、追い込まれていたという話で、28日にずれ込んでしまったということだったと思うんですけども、28日の売却時に、再度証券会社のほうに当日の運用益等について再度積算してもらったのかどうか、お伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 直接のコンタクトは、財政部ではなくて、会計管理者の部門において会計課においてしておりますけれども、売り払う際に、このレートになりますということをお必ず確認しておりますので、それはしていると思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、損をしてでも売ったということになると思います。3月議会で可決された補正予算が原因で、急いで売却しなければいけないという理由なのであれば、臨時議会を開いてでも補正を先延ばしにして、損失を避けるという方法はなかったのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 おっしゃるとおり、多額の不用額を出して、新年度に改めてその資金を動かすために債券の動向を見ながら、赤字にならないように資金を基金間で移動させるという方法もあったかも分かりませんが、先ほどの答弁でも少し申し上げましたが、令和5年度で既にふるさと基金に一定の積立金が積み上がっているという前提で当初予算をつくっておりましたので、矛盾が生じますというか、事務に支障が生じるので、3月、年度内に資金の移動を完了しなければいけないということをお優先した結果でございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私、今2期目に入りますが、1期目のときも割としょっちゅう臨時、臨時、補正、補正で招集されていたと思います。こういうときこそ臨時で、緊急で議員を招集して、こういった事態ですという説明と、何かの対策を取るべきだったと私は考えます。

今回の地方債売却での損失を、先ほど新たな国債1億円を購入して、その運用益で穴埋めするとありましたが、それとこれとはまた別件であり、新しい国債を買うことでこの損失、86万3,000円の損失を穴埋めすることにはなりません。もう既に国債1億円の購入済みということで、合併特例債が原資の地域振興基金で購入していますが、満期20年だったと思うんですけれども、20年間この基金は使う予定はないということによろしいのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 正確には、残期間14年物を買っておりますので、14年になりますけれども、そのうちの10年は、地域振興基金の積立原資は合併特例債という借金でございます、その借金の返済に残り10年がかかりますので、下ろしたくても10年間はルール

上、下ろせないことになっています。残り4年は、下ろす可能性はあるということですが、その4年分に関しても満期まで保有することを前提に、先ほど申し上げた基金を束にして、連結して債券運用するということが、仮に地域振興基金に資金需要が生じたとしても、債券を壊さなくてもいいようにするということが今検討しているところでございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今後も五所川原市としては、債券運用を積極的にしていくんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 最近、国の10年物の国債も、1%とは言わないまでも0.7とか0.8まで長期金利が上昇してきまして、今はマイナス金利やゼロ金利と言えない状況になっておりますけれども、五所川原はそんなに豊かな団体ではないですけれども、数十億円と申しますか、一般会計で言っても30億円近い原資はあります。伸び縮みは、その時期によってあるんですけれども、定期預金で申しますと、0.002と申しますと、仮に1億円を1年間運用して、定期預金のリスクが2,000円ということですので、やはり十分に知識や経験を蓄える必要があると思っておりますけれども、全国的にも三、四割が債券運用しているというような地方公共団体の事情もありますし、危ないのでやらないということじゃなくて、十分学習して、貴重な市民の皆様の寄附を原資にしたお金でありますので、運用するのも我々の責務ではないかなと思っておりますので、これからも研究して債券運用は進めていきたいと考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 このような損失が出てしまったら元も子もないので、運用するんであれば、本当にしっかり先を見通して運用していただければなと思っております。ただ、基金が損失によって86万3,000円目減りしたわけですが、こちらは一般会計から基金へ穴埋めするというようなことはしないんでしょうか、それともできないんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 大変申し訳ありませんが、一般会計から基金に、理由があつて何かのために積むということはあると思っておりますけれども、今回の場合は金利が生じたものの逆のパターンですので、利息を収入するときに特別何か必要がないのと同じように、基金を、穴埋め分だけを一般会計から支出して埋めるというよりは、生じた利息によって埋めますというか、元本額の復元を図るといふような考え方でいきたいと考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、基金が目減りした状態のまま、損失が出た状態のまままでいくということだと思います。先ほどから何回も五所川原市公金の管理及び運用規程について触れていますけれども、この第7条には、債券は満期償還を原則とする、ただし安全性を確保するであるとか、そういったことが記載されています。この公金管理運用規程に違反していると思うんですけれども、これは誰も責任取らないんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 今議員おっしゃっている債券の、公金の管理運用規程の中の第7条には、債券を運用する際には満期償還を原則とし、ただし書として資金需要及び目的に従って基金を取り崩す場合ということで書かれております。今回の資金需要に従って基金を取り崩す場合というのに今回の損失を生じたケースが該当するかどうかは分かりませんが、決して適切なことではなかったというふうに理解しておりますので、責任云々の話になりますと、私の立場からは申し上げることはできませんけれども、起こったことに対して何らかの責任が必要だということになれば、しかるべき処置をそういう機関、どういう事態があったのかということをチェックする機関があるでしょうから、そちらのほうで手順に従って何らかの処分をすべき事案なのかどうかを吟味していただいて、その上で下った結果であれば、私は甘んじて受けたいなと思っております。

以上です。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私自身、1期目から数々の一般質問をしてきまして、この5年間でたった一度も市長から答弁をもらったことはありません。野党だからでしょうか。でも、ほかの野党議員は最低1回は答弁もらっているんです。……………、すごく悩むんです、いつも。市長が議員の質問に答えないのは、市民への責任を果たしていないと受け取られませんか。市民を代表して重要な問題や関心事を市長に問いかけています。市長今笑っていますけれども、市長が直接答えず、部長を通じてのみ答弁することは、市民とのコミュニケーション不足、市政の透明性の欠如を示していませんか。議員に対しても真摯に向き合っていないのではないのでしょうか。それが市長の政治姿勢であるということは理解をしました。今回の質問も、通告書の答弁を求める者の欄には市長と記載してあるはずですが。一度も市長から答弁をいただけませんでした。市民の血税が市のミスで減ったのに、市長は何も市民に対して謝罪や説明もなく、さらに責任はないのでしょうか。最後、市長にお伺いします。自らの給与や賞与を返上してでも損失

を埋めるべきだと思いますが、市長はどうお考えでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変きついお言葉、ありがとうございます。今回のこの債券の現金化については、今年の年度末に起きたことでございますけれども、これは私が決裁のときも確認はしました。元本割れは絶対ないよねということで、元本割れはないということで確認をさせていただいて決裁しました。ただ、やはり市の職員には、債券が刻々秒単位で変化するという認識が多分なかったと思います。これは民間でいくと、通常でいくと、1分で債券の市場は変わりますので、その関係上、債券の処分がずれたということで、これが生じたことは大変遺憾でありますし、これはあくまでも公金でありますので、これについて最終的には私が決裁をしていますので、結果の責任については大変申し訳なく思いますので、この場を借りておわびを申し上げます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そもそも地方自治体において、債券の売却による損失はあり得ないという前提で会計のシステムが組まれているというふうに聞きました。それは、当然のことだと思います。基金などの運用については、私たち議員には説明の必要はないので、このような事態になって初めて知ることになります。何よりも伝えたいことは、この五所川原市において常に予算がない、足りないと言っているにもかかわらず、市民の血税が86万3,000円も失われたという事実であります。株や債券の運用については、ハイリスクであり、民間の企業であってももっと慎重に進めることであるのに、市民から預かる税金をこんなにも雑に見通しも甘く運用しているということが不安であり、疑念を抱かずにはられません。今後は、このようなミスが起こらないよう、庁舎内での情報の共有や連携を強化していただくことを強く求めて、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○木村清一議長 以上をもって高橋美奈議員の質問を終了いたします。

次に、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 改めまして、おはようございます。三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、教育行政及び防災にも関連する学校施設のバリアフリー化についての質問をいたします。近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等にかかわらず、共に生きることを基本理念として、物理的、心理的なバリアフリー化を進め、社会の構成員として包み、支え合う社会環境を整備していくことが求められ、学校においても障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく

ことが必要とされております。

また、学校施設は、災害が発生した際の避難場所にも指定されており、これからさらに高齢者が増加していくことを考えると、設備のバリアフリー化は急務であると言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。現在の当市の小学校、中学校の学校施設のスロープや手すりの設置、さらにエレベーター整備などのバリアフリー化の状況についてお知らせください。

次に、子供の季節性インフルエンザ予防接種について伺います。当市では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和4年度まで子供インフルエンザの予防接種の費用を助成しておりました。子供を持つ保護者からは、今年も昨年同様に予防接種の費用の助成があるものと思い、予防接種助成の通知が来るのを待ち受けていた方がおられました。私も子を持つ親として、その一人でありました。

今シーズンは、インフルエンザの型が数種類発生しているようで、その感染の拡大と、1回かかっても2回、3回と複数回感染する可能性もあると言われ、五所川原保健所管内では既に注意報が発令されております。本年は、風邪症状に対する市販薬に加え、病院からの処方薬さえ不足している状況であり、急な発熱などに対する不安感も大変大きくなっております。このようにインフルエンザ感染が懸念され、予防接種の必要性も認められている中で、どのような理由から予防接種の費用の助成が廃止されたのか、お知らせください。

3点目の質問は、小学校、中学校の休校についてであります。文部科学省では、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程では、学校教育法施行規則において教科等ごと、学年ごとに標準授業時数を定めております。各学校においては、標準授業時数を踏まえ、各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当することが必要です。

しかし、予期せぬ台風や大雨、大雪、暴風といった自然災害、また新型コロナウイルスや今年のような季節性インフルエンザなどによる感染症の拡大により、休校や学級閉鎖が発生しておりますが、五所川原市内の各学校における年間の授業時数や学校行事においては十分確保され、子供の学習権が保障されているものと理解しております。

そこで伺います。今年度休校になった事案について、その原因と件数を小学校、中学校別でお知らせください。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、各学校のバリアフリー化についての、エレベーター、スロープ等の設置状況についてお答えいたします。

エレベーターは、小学校で2校、中学校で1校設置しており、スロープについては小学校5校、中学校で1校設置しております。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 子供のインフルエンザ予防接種事業についてお答えします。

予防接種法に基づき市区町村が実施する予防接種、これを定期接種と言いますが、現在乳幼児等を対象として結核、麻疹風疹など11種類、高齢者を対象としてインフルエンザと肺炎球菌感染症の2種類の予防接種を実施しており、その費用については無料または一部助成しているところです。

一方、それ以外の予防接種、これを任意接種と言いますが、希望する方が必要に応じて接種をするものであり、原則個人が費用を負担することになります。子供のインフルエンザ予防接種は、こちらの任意接種に当たります。

当市では、コロナ禍における季節性インフルエンザの発病による発熱者に対する医療機関の負荷軽減を図ることを目的として、子供のインフルエンザ予防接種の接種費用が基本無料となる額を上限とした助成を令和2年度から令和4年度までの3年間、高校3年生相当の18歳までの市民を対象に実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法において5類に移行したこともあり、任意接種である子供のインフルエンザ予防接種の助成は従前と同様、実施しておりません。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、今年度休校、いわゆる臨時休業になった件数についてお答えいたします。

今年度臨時休業になった件数は、学級閉鎖が小学校で5件、中学校で1件、学校閉鎖が小学校で3件となっております。いずれの臨時休業も感染症の拡大が原因となっております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、学校施設のバリアフリー化について再質問に入らせていただきます。

文部科学省では、令和7年度末まで、避難所に指定されている全ての学校の校舎、屋内運動場のトイレのバリアフリー化、校門から建物の前、昇降口、玄関等から教室まで、

全ての学校の校舎、屋内運動場にスロープ等による段差解消の整備、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校の校舎、屋内運動場にエレベーターを整備、この3つを整備目標に掲げております。令和4年9月1日時点の文部科学省の調査では、県内10市の中でも当市はバリアフリー化の整備が進んでいないようですが、今後はどのような整備計画があるのか、お知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今後のバリアフリー化の整備状況についてお答えいたします。

まず、現在学校施設のバリアフリー化に向けた整備計画というものはございませんが、学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、災害時の避難所、地域コミュニティの拠点としての役割も担っていることから、学校再編事業を今現在進めておりますけれども、それを進めていく中で、存続検討校を軸に整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 令和4年9月時点の文部科学省の資料によりますと、校舎にエレベーターが設置されているのは1校、先ほどの答弁では3校となっておりますが、これはどこの小学校、中学校の学校施設でしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 エレベーターの設置学校は、中央小学校、三輪小学校、五所川原第一中学校の3校となっております。

なお、スロープ設置学校は、中央小学校、三輪小学校、三好小学校、東峰小学校、金木小学校、五所川原第一中学校の6校となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 校舎にエレベーターが整備されている学校は、近年新築となった学校なのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 そのとおりでございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今後ほかの小学校、また中学校で要配慮児童生徒が入学する場合、入学時点で整備するのですか、それともエレベーターが整備された学校に入学しないといけないのですか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今おっしゃった議員御質問のケースでは、要配慮児童が居住する学

区内の学校へそのまま通学されるその際に整備するのか、または学区外のバリアフリー整備の整った学校へ入学、転学を希望されるといったことが想定されます。保護者の方がバリアフリー設備の整った学校へ入学、転学を希望される場合には、教育委員会に御相談いただき、要件等が合えば、指定校を変更することは可能となっております。その際、登下校の送迎については、保護者の皆様をお願いしているところでございます。

また、居住学区内の学校への入学等を希望される場合には、当該校及び教育委員会において対応可能な支援体制、施設整備を検討し、保護者に御説明した後、御了解を得た上で入学手続等を取ることでございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私、今年度、第4回定例会の一般質問でスクールバスの運行について質問しました。要配慮児童生徒が本来通学するはずの学区内の学校ではなく、自宅から離れたエレベーターが整備されている学校に入学しなければならない場合、スクールバスの運行はされないんですよね。エレベーターの利用を必要とする要配慮児童等であるならば、行きも帰りも何らかの支援が必要なのではないでしょうか。学校の設備が不十分であることから学区外通学に至ってしまうことを考えれば、保護者に送迎を委ねてしまうのは酷なことだと思いますが、どのようにお考えですか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今現在は、通学区域外の学校へ行く場合には、一応送迎に関しては保護者のほうに委ねておりますけれども、こういった事例があるということは今和田議員がおっしゃったことで、私どものほうも、今1人そういった方がおられますので、その方に対してはでき得る限り、そういった送迎に関しても支援ができるものであれば、そのままほかのスクールバス等を利用して対応可能であれば、対応させていただきたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 御存じのとおり、私は市内の小学校のPTAの会長に就いております。実は、数年前、私の子供が通う学校で足をけがされ、松葉づえで出勤していた先生がおられました。校舎の入り口には、スロープもなく、エレベーターもありません。簡易スロープすらなく、高学年の担任の先生でありましたので、授業で2階へ行くのもやっとのことでありました。足の状態が悪いときは、2階の教室まで行けず、1階の家庭科室で授業をされていたことがありました。これが今の学校施設の現状なんです。このような事態を教育委員会は把握していたのでしょうか。急な事故等児童生徒がけがをするなど、アクシデントも付き物です。このような場合、どのような対応を想定してい

るのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今松島小学校の先生の件が出ましたけれども、そういった足をくじいた場合、やはり1階の教室を基本として、そこから上の階には行かせないような方法等が考えられますので、今後検討していきたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これ足をくじいたのではなくて、先生、足を骨折されたそうでしたので。

続いて、小学校、中学校は教育の場であると同時に、災害が発生した際は地域の避難所にも指定されています。私の住む地域で行われた防災講習では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が今後30年以内に起こる確率が90%以上、当市においては冬、深夜発災の場合、死者が10名、全壊の建物被害が290棟を想定しているとの説明がありました。

また、近年、記録的短時間大雨の発生頻度が増加傾向にあり、まれではなくなっており、平時からの災害の備えと、ハザードマップを活用した安全な避難経路による避難所の確認などを学ばせていただきました。

当市では、高齢化率も高く、歩行困難な方も多数おられます。歩行困難な方が利用される車椅子を学校施設では平時から用意されているのでしょうか、お知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在車椅子なんですけれども、小学校で6校、中学校で4校、計10校に配置しております。学校における車椅子は、主として児童生徒がけがをした際や体調が悪い場合などに使用するために配置するものであり、残り7校についても車椅子の配置を進めてまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 平時での学校の車椅子、用意しているというのは分かりました。ただ、急な災害等、避難が必要となった場合、車椅子がない学校、これは市がすぐに手配してくれるのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 災害時にそういった車椅子のほうを使用する場合は、別の公共施設等から車椅子を用意するという対応させていただきたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、車椅子で利用できるバリアフリートイレの設備の状況をお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、各学校のバリアフリートイレの整備状況についてお答えいたします。簡易的なものを含め、小学校では8校、中学校では1校、計9校で整備しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、バリアフリートイレが整備されていない学校に避難する際、車椅子の利用者はトイレを利用する際、どうすればよいのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 車椅子利用の方がバリアフリートイレのない学校に避難してきた場合についてお答えいたします。

まず、先ほど申しましたとおり、全校でバリアフリー化が進んでおりません。現在、学校については、洋式化を進めている状況にあるというふうに認識しております。ですので、まず避難の際ですけれども、スペースを確保する必要な配慮をまず行うということを第一に考えた上で、現在は簡易トイレで対応していただいております。さらに、避難生活のほうですけれども、一時的であればいいですが、長期化、これが予想された場合は、一般の学校等の避難所から福祉避難所の開設を行って対応することとしております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 災害の大きさにもよりますが、避難所生活が二、三日で済むなら、ほかの人に助けをもらおうかと考えればいいですが、大規模災害で長期間避難所暮らしとなることも考えられるわけです。災害発生後は、暮らしの再建のために、若い方々は自分の家や地域の後片づけなどで、日中の明るいうちは避難所から外出される方が多くなり、避難所に残るのはどうしても援助を必要とする高齢者の割合が高くなるのは仕方のないことであります。本年11月20日付、地元新聞社の明鏡欄に市内の女性の方が、車椅子生活者は外出も限られ、狭いトイレが多くて不便しており、災害発生時の避難所についての不安や御自分の御家族の事情、御近所の高齢の老夫婦のお話が書かれておりました。市民の不安を取り除き、安心して暮らせるようにする誰一人取り残さないことを、言葉だけではなく、真に根本的姿勢として市民に寄り添うことが市政運営に必要ではないでしょうか。

令和3年4月1日より改正バリアフリー法が全面施行され、公立小中学校等の既存施設におけるバリアフリー化工事について、財政面で一定の要件を満たす場合の国庫の補

助金の算定割合を3分の1から2分の1に補助率が引き上げられ、行政への説明の実施や事例集の作成等、様々な取組が実施されております。学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場であり、誰もが安心して学校生活を送るための公共の施設です。

「子育てするなら五所川原」なんですよね。防災面でも、子供たちが安心して学び、生活をできる環境づくりと、高齢者、障害者などの弱者に優しいバリアフリー化のより一層の推進をお願いし、学校施設のバリアフリー化の質問を終わります。

次に、子供の季節性インフルエンザの予防接種について再質問させていただきます。私、9月の下旬に健康推進課に伺いました。今年は、子供のインフルエンザの予防接種の助成はないのですかと。窓口で対応してくれた職員からは、これまで国や県から新型コロナウイルス感染症対策の交付金があったが、今年はその交付金がないので、子供のインフルエンザの助成金はありませんと言われました。新たな財源がない限り、インフルエンザの助成事業は実施されないのですか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 子供のインフルエンザ及び高齢者のインフルエンザ予防接種事業の財源についてお答えいたします。

子供、高齢者ともに接種費用を助成する場合の財源は、一般財源となります。ただし、子供のインフルエンザの予防接種費用を助成していた3年間については、一般財源のほか、主に青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策補助金を活用しておりました。高齢者のインフルエンザ予防接種は、以前より一般財源のほか、原子力施設立地振興対策事業補助金、市町村振興宝くじ収益金交付金を活用しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 子供のインフルエンザの予防接種が市としては時限的な措置事業であったとしても、市民に対して期間限定の助成事業だという周知はされていませんでした。新型コロナウイルスと子供のインフルエンザは別物だと思います。市では、事前に事業廃止の広報もされませんでした。それどころか、私がインフルエンザの予防接種の助成に関して窓口に聞きに行った後で、市のホームページにインフルエンザ予防接種の助成事業がないということを掲載しておりました。激変緩和措置として、2分の1や3分の1を助成することは検討されなかったのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 その点に関しては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、任意接種であるということで、そのことは実施しないと決定しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほどの答弁でもありましたとおり、子供へのインフルエンザ予防接種と高齢者のインフルエンザ予防接種の財源が違うというのは理解しましたが、インフルエンザは、中学生や高校生は期末テスト、さらには進学受験や就職試験に大きな影響があります。小学生や園児に関しても学級閉鎖や休校や休園など、通学、通園に支障が出ております。なぜ高齢者だけインフルエンザ予防接種の助成をするのか、その理由をお知らせください。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 高齢者の予防接種は、予防接種法の市町村が実施する予防接種ということで実施しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 高齢者は、インフルエンザに感染した場合、肺炎や持病が悪化することは理解できます。しかし、子供も高熱によるインフルエンザ脳症など重症化するリスクもあります。今年の8月から高校生までの子ども医療費給付事業の制度が始まったため、児童生徒はインフルエンザに感染の疑いがある場合、医療費は無料になったのだから、病院に行けばよいとの考えですか。市長、このような声が子供を持つ親からあります。市長もこういう考えなのでしょうか。ぜひ答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 インフルエンザ、過去3年、国からの交付金を使って支援をして実施したことは確かです。財源が子供に関しては一般財源になるということで、今回全く支援をしないということで、和田議員あるいはこの後花田議員、そして桑田議員から質問が出ております。この辺は、子育て支援策の総枠の中で、どういう具合にしてこれを支援できるかどうかということのをこれからしっかりと検討していきたいとは思っております。

ただ、来年度、県においても子育てに関する無償化を当然進めていきます。無償化を進めることによって、五所川原の場合は高校生までの医療の無償化、そして給食の無償化も40市町村のうちで数自治体しかやっていませんので、この辺も含めて県から支援策が出た場合、その財源をうまく活用しながら、やはりこのインフルエンザに対する対応をどう取るかということは重要なことだと思っておりますので、来年度の当初予算でそれを出すことはなかなか難しいかも分かりませんが、来年度の接種時期までにはいろんな意味で総合的に勘案しなければならないと思っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ぜひ子供たちのために、これは行ってほしい事業であります。イ

インフルエンザに対する免疫は、感染したりワクチンを接種することにより免疫力がつきます。しかし、コロナ禍の3年間は、人との接触を控え、マスク、消毒の徹底などからインフルエンザが大きく流行することはなく、免疫力が低下しております。コロナ禍に生まれた子供たちは、自然免疫もほとんどないと言えるのではないのでしょうか。

ただ単にコロナの交付金がなくなったので、事業を廃止したのですよね。予防接種事業とは、充てていた財源がなくなったから廃止、使い道の限定されない財源が生じたから実施するというのではなく、必要であればほかの事業も勘案した上で、助成する金額なども再検討されるべきなのではないのでしょうか。例えばふるさと納税による寄附金を積み立てていますが、その中には新型コロナウイルス感染症等に対する寄附金も含まれているはずです。昨年度までのインフルエンザ予防接種の財源が新型コロナウイルスの交付金であったなら、このコロナ対策の寄附金を充てることも考えられたのではないのでしょうか。市の考えをお願いいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 市が実施するインフルエンザ予防接種事業の考え方についてお答えします。

高齢者のインフルエンザ予防接種は定期接種であり、市区町村が実施する予防接種事業として助成金等を活用しながら、引き続き接種費用の無料化、一部助成を実施していくこととしております。また、子供のインフルエンザ予防接種は任意接種であり、現在は接種費用の助成は実施しておりませんが、接種費用の助成には継続的な財源の確保などが必要であることを踏まえ、総合的に勘案してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私、子供のことに関連する一般質問で、いつも「子育てするなら五所川原」と市のスローガンを言っています。近隣の自治体が実施していなくても、手厚い子育て支援として実施するべきだと私は考えます。高齢者のインフルエンザワクチンは、1回の接種で済みますが、生後6か月から3歳未満の子供は成人の2分の1の接種量のワクチンを2回接種、3歳から13歳未満は大人と同じ接種量を、1回だけだと十分な免疫が得られないことから2回接種が必要とされ、費用も2倍になります。スローガンを掲げるのだけではなく、必要とされている事業を的確に把握して実施するべきではないのでしょうか。今年はまだ間に合いませんが、来年度は財源を工夫して、何としても予防接種事業を再開していただきたい。これが子育て世代の声であります。これで、インフルエンザの予防接種についての質問を終わります。

次に、3点目の学校の休校に関する再質問に入ります。学校を休校とする際の判断と

いいですか、学校の休校を決定する基準と、休校が決定となった学校についての市民への広報がどのように実施されているのかお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、まず休校、いわゆる臨時休業を決定する基準についてお答えいたします。

学校保健安全法第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」と規定されております。したがって、学校は感染症の拡大が懸念される場合、校長が学校医と相談し、臨時休業が適当であると判断した場合には教育委員会に報告し、それを受けた教育委員会が学校の設置者として臨時休業を承認することとなります。

また、市民への広報についてお答えいたします。現在、感染症に伴い小中学校が臨時休業となった場合は、学校から保護者にメールや文書にてお知らせしております。感染症に係る臨時休業のお知らせにつきましては、当該校の保護者に対する情報提供は速やかに行う必要があると考えておりますが、保護者以外の市民への広報は現在行っておりません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほど1回目の答弁にちょっと聞いたんですけれども、エアコンの不良による休校があったと私聞いたんですけれども、先ほどの答弁にはなかったんですけれども、エアコンの不良による休校というのは今年あったのか伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほどの臨時休業に関しましては、主に感染症のことに関しての臨時休業でしたので、先ほどの答弁のほうには入っていませんでしたので、議員御質問のエアコン不調により五所川原第三中学校が午後臨時休業した件についてお答えいたします。

同校のエアコンについては令和5年8月10日以降、いわゆる39度以上の猛暑日のときなんですけれども、それ以降、何度か止まるという症状が見られ、その都度現場で対処し、復旧してきたところ、8月24日、この日も36度の最高気温を観測しておりますけれども、その際、普通教室のエアコン最大13台が稼働できない状態となり、また当日は猛暑日であったことから学校判断により午後に臨時休業とし、昼食後、全校生徒を帰宅させております。

なお、エアコンの不調は当日で一旦収まり、復旧したこと、また翌日の気温が下がったこともあり、翌日は通常どおりに通常授業としております。

- 木村清一議長 2番、和田祐治議員。
- 2番 和田祐治議員 それでは、この学校のエアコンの設置工事はいつ行われたものなのか、お知らせください。
- 木村清一議長 教育部長。
- 藤原弘明教育部長 この第三中学校のエアコンの設置工事は、令和3年度に整備しております。
- 木村清一議長 2番、和田祐治議員。
- 2番 和田祐治議員 エアコンの設置に当たり、外気温に対する室内の設定温度やアンペア数、室外機の設置方法などの工事の設計基準をお知らせください。
- 木村清一議長 教育部長。
- 藤原弘明教育部長 五所川原第三中学校のエアコンは、令和3年度に整備しており、国土交通省が監修し、一般社団法人公共建築協会が発行している書籍「建築設備設計基準」に基づき、市が委託した設計業者が設計しております。同書籍は、建築関係の方が広く使用される基準資料であり、青森県で使用するエアコンについては外気温31.97度で使用するが想定され、設計業者もこれに基づきブレーカー容量を設計しております。
- 以上です。
- 木村清一議長 2番、和田祐治議員。
- 2番 和田祐治議員 不具合が生じた今の時点で、当時の設計基準は適切であったと思いますか。
- 木村清一議長 教育部長。
- 藤原弘明教育部長 今答弁しなかったんですけれども、通常設計業者間で取決めしたのが、エアコンの推奨容量でアンペアを設定するというふうにされておりました。五所川原第三中学校では31.97度の推奨値は守られているんですけれども、猛暑日によって推奨というか、エアコンのマックスのアンペア数というのが30アンペアだったところがありまして、別の設計業者に関しましても、メーカー推奨のブレーカー容量より低い設置というのを一応している学校がもう一校あるんですけれども、その時点で設計基準書のほうでは31.97度というのが守られていたため、こういった異常気象、それに伴ってエアコンが止まるというのは想定外の事案だったと考えております。
- 木村清一議長 2番、和田祐治議員。
- 2番 和田祐治議員 例えば各学校へエアコンが設置される前の令和2年7月と9月も36度を越えた日があって、9月の学校での授業の際は臨時休校か短縮授業になりましたよね。地球温暖化が進行している状況にあって、36度を越える気温になるという想定を

踏まえた設計としなかったのであれば、明らかに設計基準のミスではないのですか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 確かに令和2年度に記録された猛暑日等について、私どもとしては想定外という判断になっておりました。今回も想定外の猛暑日が続いて、ブレーカー容量不足によりエアコンが停止することになりましたが、同校設置のエアコンのメーカー推奨ブレーカー容量、これが30アンペアなんですけど、設計業者の設計容量20アンペアより高かったために全部ブレーカーが落ちることになったんですけども、この際、設計業者のほうから申入れがあり、費用負担に関して今30アンペアにそれぞれ直しているんですけども、設計業者が引き受けることとなっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 この学校におけるエアコン不良における改修工事または是正工事は、まだ行われていないのでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今現在、ブレーカーの部分だけ一応30アンペアに交換はしているんですけども、そうすると、大本のキュービクルのほうの容量も上げなければならないし、配線のほうも20アンペアから30アンペアに上げなければなりません。その2つの工事がまだ、キュービクル自体停電という措置を取らなければなりませんので、冬休みを利用して改修工事のほうを実施していきたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 冬休みに改修工事、是正の工事が行われるということであったんですけど、今回の補正予算を見ても、その工事の予算ついていなかったんですけども、この改修工事の財源というのは、これはどこから捻出されるもんなんですか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほど申し上げましたけれども、設計業者のほうで20アンペアから30アンペアに上げたいという申入れがございましたので、設計業者のほうで費用負担することとなっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 設計業者が財源を出すということは、これは保険か何かを財源としてやるものなんでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 恐らくですけども、瑕疵担保保険のほうを使うかと思うんです。それか損害賠償保険のほうを使うかと思えます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 業者が加入している保険で工事を行うとすれば、瑕疵担保とか損害賠償の保険ということは、もう一度伺いますが、これ設計業者のミスですよ。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 あくまで基準のほうはクリアしておりますので、その当時は31.97度という温度がそれによしとしたときに、30アンペアではなくて20アンペアでもいいという判断で行ったことは、それに関しては基準は守られているんですけども、今現在猛暑日、そういった想定外の高い気温に関して、業者側からこういう想定外に関しての設計というのは組んでいないということから、30アンペアに上げたいという申入れがございましたので、それで30アンペアに改修する工事の費用というのを設計会社のほうで持っていていただけるということで、それで負担していただいて、改修工事を実施する予定となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 部長、すみません、瑕疵担保の保険とか損害賠償の保険とするのは、設計業者が掛けている保険なので、これ私、設計業者のミスだからこそ保険会社がこの財源を出すと思うんですけども、もう一回答弁をお願いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 確かに今の段階では、設計時は設計業者の設計基準というのを満たしているのですが、よろしいかと思ったんですけども、今回このような事例が出たことで、エアコンのアンペア数というのをメーカー推奨値で取り付けるということを設計業者間で取決めしていたのを結局ほかの基準書で31.97度というのでやっていたので、こういった猛暑日に対して対応ができないという状況になりましたけれども、その推奨値で取り付けるということ、業者間でのそのやり取りに関して教育委員会も実は把握しております、完成検査の際、担当課において資料を確認する中でエアコンのアンペア数も確認すべきところ、見落としがございまして、結果、五所川原第三中学校の生徒並びに保護者の皆様に対して御迷惑をおかけしたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。今後は、工事関係事業のほか、各種業務においてこうした見落とし、チェック漏れがないよう改めて職員に対し周知、指導してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市として見落としがあったということは、市にも瑕疵があるはずですよ。これは、恐らく設計ミスだと思うんです。市では、業者で設計したものを審査していないのでしょうか、設計は丸投げでよいのでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 決して市で丸投げというわけではなく、チェックしていたと思うんですけども、そのチェック漏れということになるかと思えます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市で設計を審査し、問題なしとして工事を発注したのであれば、その責任は設計業者のみならず、市側にも責任はあるということになりませんか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 決して設計業者だけが悪いわけではないですけども、あくまで今回の工事に関しては、設計業者のほうから改修工事させてくださいという申入れがあったため、それを引き受けて、この冬休みに改修工事のほうを実施することとしましたので、市側のチェック漏れというのがなかったと言え、そうはないと思えますけれども、あくまで今回に関しては設計業者のほうの負担で改修工事を実施することとなっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ということは、設計業者がやらせてくださいというのは、やはり設計ミスがあったからやらせるということではないんですよね。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほども申しましたとおり、設計時はその基準書に合っているからと思って、そのままスルーして工事のほうをやっていたんですけども、いざエアコンの推奨アンペア、それに対して三中のエアコン工事に関しては30アンペア必要なところが20アンペアしかなかったという、その設計の瑕疵というのは確かに設計業者のほうにあるとは思いますが。

○木村清一議長 和田議員、これ異常気象でそういう具合になったというんだんで、それ以上どうあれなんですか。聞きます、どうぞ。異常気象だから、そういう結果になったという。押し問答でしょう。それ以上何を求めているんですか。

○2番 和田祐治議員 確かに異常気象があったということは分かります。でも、私、さっきも質問したとおりに、令和2年の7月と9月にも36度まで上がった日があったんです。だから、要はそれを基準としていないのかという質問なんです。議長、よろしいでしょうか。

○木村清一議長 聞いだずに……。いいです。教育部長。

基準を聞いているんでしょう。さっき答弁もしているでしょう。だから、いいんでないの。押し問答があまりにも多過ぎるところで、一体その先に何を求めているのかとい

う。

(「だから、それに対して設計ミスではなかったんですかということ
を聞いているんです」と呼ぶ者あり)

だから、設計ミスじゃないけれども、異常気象というんでしょう。

(「それ議長が答弁するもんじゃないでしょ」と呼ぶ者あり)

だから答弁して。

(「議長、それ一般質問を遮ることでしょ」と呼ぶ者あり)

いや、遮ってはいないです。同じ押し問答しているから、一体その先は何ですかとい
う具合に聞いているんです。納得いかねえの。

(「だから、設計ミスがどうだかという部分を私は聞きたかったん
です」と呼ぶ者あり)

だから、答弁してしちゃんだけれども。

(「だから、設計ミスがどうかということに対して、要はその当時
の基準はそうであったと」と呼ぶ者あり)

座ってください。

それじゃ、部長、答弁。

○藤原弘明教育部長 先ほどから申しているとおりになんですけれども、あくまで設計時、
建築基準書に記載されている31.97度、それに対応したエアコンの容量というのが20アン
ペアだから、20アンペアでやっていたんですが、実は建築業者間の取決めとして、アン
ペア数はエアコンの推奨アンペアにすべきだということを、それを五三中さん、あともう
一校なんです、そこの業者に関しては20アンペアという低いアンペアでつけていると
いうのが、結局今エアコンが止まったことによって発覚したんですけれども、それまで
はそのまま建築基準書の推奨気温、それに沿ってやっていることであり、和田議員がお
っしゃった猛暑に関して、令和2年度にも猛暑あるんじゃないかということに関しては
想定外でありました。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 想定外と言われても、実際そういう温度があったので、ぜひそれ
を基準としてやってほしかったと思います。先ほど部長答弁されたとおり、市側にも幾
らかでも責任の一端があるのなら、これから実施される修繕事業の財源を設計業者の保
険金だけで賄うということはおかしいんじゃないでしょうか。どのような形で修繕事業
を実施することが最も的確なのか、再検討した上で進めていただきたいと思います。

再三にわたり言いますが、「子育てするなら五所川原」ですよ。学校の教職員の方は、

人手不足で大変な思いをされており、こういった臨時休校による学習指導の遅れを取り戻すには、並々ならぬ努力をされております。義務教育課程の子供たちがしっかりと学びを通じて生きる力を育み、社会の変化を見据えた新たな学びへ進化できることを願い、小学校、中学校の休校の質問を終わります。

これにて私からの一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時03分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、金谷勝議員の質問を許可いたします。7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 市民の声を聴く孝志会の金谷勝でございます。まずは、前回の質問の際には、理事者側から真摯に対応していただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいたお答えを生かすべく、現在市民とともに取組を進めているところであります。

白い雪が舞い降りる季節になり、これから厳しい寒さが深まる中、つい先日まで畑に鮮やかな色を飾ったリンゴも収穫が終わり、農家の方々には収穫の喜びを感じるとともに、これから訪れる冬の準備へと忙しい日々を送られていることと思います。私の住む高野地区からは、麓まで白い雪をいただいた岩木山が見え、年を迎えるごとに、この岩木山が心のよりどころと感ずるところであります。

この田んぼやリンゴ畑の広がる自然豊かな高野地区で先日住宅火災があり、幸い逃げ遅れたり、けがをされた人はいなかったものの、住宅、倉庫を全焼するという火災が発生いたしました。また、1週間ほど後には、市内の温泉施設が全焼するなど、火災に見舞われた市民の方々にはお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。まず、質問の1点目として、火災に遭われた市民に対し、市ではどのような支援を行っているのかをお聞きいたします。

続きまして、質問の2点目は、今年の夏の記録的猛暑による高温障害で、米、リンゴ、野菜などが影響を受けております。私も米を作っておりますが、例年に比べ米の収量が

下がったという事実もございます。また、リンゴについては、特にわせ種「つがる」の日焼けや有袋のジョナゴールドが落下するなど、収穫量の減少が見られると生産者から聞いております。先日届いた農業委員会だよりも、農業委員会会長をはじめ関係機関と一緒にリンゴ、米の状況を現場視察に歩かれた記事が掲載されておりました。市では、このような猛暑による高温障害による農作物の被害状況について、どのような把握をしているか、内容をお知らせください。

以上、2つの質問について、私からの1回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、被災された住民に対する赤十字社からの支援内容についてお答えをいたします。

1つ目は、住家の半壊、半焼及び床上浸水以上の被災があった世帯に対しましては、歯ブラシ、携帯ラジオ、懐中電灯などの緊急セット、それから毛布を配付することとなっております。

2つ目としましては、災害により亡くなられた方の遺族に対しまして、1人につき5,000円を弔慰金として支給することとなっております。今後も災害の状況把握に努めまして、赤十字社との連携を図りながら、被災者への迅速な支援を継続してまいります。

以上です。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 当市の住宅火災等で被災された住民に対する住宅支援についてお答えいたします。

当市においては、災害対応住宅として、広田団地内の市営住宅を確保しております。火災等に被災された市民に対し、通常3か月、最長で12か月の期間、家賃を減免し、市営住宅の一時使用をあっせんしております。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 猛暑の影響についてお答えいたします。

今夏の記録的猛暑による農作物への影響を調査するため、本年9月12日、農業委員会と合同で、市内3地区のリンゴ園地及びごしょつがる農業協同組合ライスセンターを視察しております。リンゴにつきましては、わせ品種の日焼けによる変色や腐敗、落下などによる被害が約1割から2割確認され、地区によっては約3割の被害が確認されてお

ります。また、JAや市場への出荷量の聞き取りでは、前年比で約2割から3割の減少が確認されております。

水稻につきましては、ライスセンターでの精米の結果、白濁米が多いこと、青米が異常に少ないこと、水分量が少ないこと、品種によっては胴割れ米が多いことなどが確認されました。

なお、東北農政局青森県拠点による10月末時点の検査結果によりますと、青森県の1等米の比率は68.0%となっており、前年同期の91.7%を23.7%下回り、過去10年間で最も低い値と発表をされております。

野菜につきましては、ミニトマトの花落ち、キュウリの曲がりや太りなどの生育不良が確認されております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、住宅火災に対する支援についての質問でございます。今お答えいただきました福祉部長からの答弁では、生活物資の支援は市が直接しているのではなく、あくまでも日本赤十字社が行っている支援であるということ間違いありません。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 そのとおりでございます。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。では、住宅の支援についてお聞きいたします。災害対応住宅として一時入居をあっせんしているのはいいのですが、生活する上で必要なボイラーやお風呂が設置されていないと聞いております。このことについて説明を求めたいと思います。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 広田団地市営住宅のボイラー及び浴槽についてお答えいたします。

広田団地は、昭和52年度から昭和61年度にかけて建設された公営住宅でございます。当時の公営住宅法では、建設時にボイラーや浴槽の設置義務はなく、浴槽を設置できる浴室があればよいとされていたことから、ボイラーや浴槽は設置されておりませんでした。そうした中で、既に入居されている方につきましては、自己資金で設置されたり、民間の銭湯を利用するなどの理由で設置しないとするなど、それぞれ御自身で対応いただいております。市が浴槽等を設置するということになりますと、今後の維持管理や公

平性の観点から、既に入居されている部屋も含め、同一団地内の設備を統一する必要性が生じます。そのため、入居者がいる状態での建物内部の改修は現実的に困難であること、また設置費用の確保や改修による既存入居者の家賃の上昇をどうするかなどの問題もございまして、現状での市によるボイラー及び浴槽の設置は難しいと考えております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。それでは、今後ともボイラーや浴槽の設置予定はないということでしょうか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 当市では、現在適正な市営住宅の管理戸数を目指して、耐用年数を過ぎた市営住宅の整理、集約を進めております。そうした中で、今後耐用年数の過ぎていない鉄筋コンクリート造りの市営住宅につきましては、リノベーション等も含めた大規模改修が必要であると認識しているところです。その際には、補助金等を活用しながら、市営住宅における快適な住環境を目指し、必要な設備の導入に関しても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

ここからは、私からの要望になりますが、住宅火災について質問をさせていただきましたのは、私の地元住民が被災し、困っている状況から今回質問させていただきました。それで、ちょっと福祉部長のほうからも説明ありましたが、日赤のほうから生活物資が支給されるということでしたが、今回はちょっと対応が遅かったなというのを私個人的に思ったところでございます。3日か4日たってから対応をして、その辺もうちょっと情報を、防災管理課とか、そういう点からも、横のつながりで連携を取って、そういう支援をしていただきたいなというのが要望でございます。

それで、被災された市民に対し、市が住むところを支援してくれるというのは、大変よその行政を見ても、五所川原市、大したもんだと、しかし現場を見たら、浴槽、ボイラーがなかったというのは、非常に残念なところでありました。建設部長からも説明ございましたけれども、市長からも今後の五所川原市の被災者に対する住宅の件で、市長のお考えも、ちょこっとだけでいいんで、聞きたいなと思いますので、御答弁お願いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今金谷議員が言ったように、これ今回は火災による被害ということで

あります。今後火災のみならず、水害等の被害がいつ起こるかまず分からないというのと、現在の五所川原市の状況を見ますと、高齢世帯が非常に多いということで、高齢世帯の方々がもしも被害に遭われた場合、住宅を提供しなきゃいけないという状況のときに、じゃその高齢者に銭湯があるから銭湯に行ってくれということと言っても、高齢者の場合、もしかすると車も消失しているかも分からない、水害であると車もないかも分からない、もしかしたら高齢で車を運転することもできないかも分からない。そのことを考えたとき、被害に遭われた方に住宅を提供する場合は、ボイラーあるいは浴槽等を設置したものをきちっとやはり整備して提供するの私は道理だと思っておりますので、その辺十分これから検討してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。

それでは、2点目の質問でございます。農作物の被害状況について再質問いたします。新聞報道等でも目にするのがリンゴの価格が高いという記事でございます。実際生産者に聞くと、高い価格で取引されていることは確かでございますが、日焼けや凍霜害により良品質のリンゴが少ないこと、そして例年以上に鳥による食害も多かったということを知っております。また、当市においては人的被害はないものの、ある一部では熊による被害も出ておると聞いております。現在鳥獣による被害報告を受けている件数、被害額等について内容をお知らせいただければと思います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 鳥獣による被害状況についてお答えします。

近年、鳥獣による被害が多く聞かれ、特に鳥類によるリンゴ食害が顕著であると、市場関係者や農家からの聞き取り調査で確認をしております。被害の多い農家では、園地の約3割が被害を受けているとのことでありました。

また、農家から市へ直接報告のあった鳥獣被害の状況ですが、過去3年度の農作物への被害はリンゴとスイカの食害が多く、令和3年度がアライグマ1件、カラス1件、猿9件で被害金額の合計は約67万円、令和4年度がアライグマ1件、カラス1件、猿6件、タヌキ1件、ハクビシン1件で被害金額の合計は約55万円、本年度はアライグマ6件、カラス2件、ヒヨドリ1件、猿6件、ハクビシン2件、ツキノワグマ5件で被害金額の合計は約228万円となっております。また、十三湖のヤマトシジミにつきましても、ウミガモによる食害損失が令和3年度約1,100万円、令和4年度が約1,500万円となっております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。今答弁にあったとおり、農家の皆さんが被害を受けている状況にあります。また、生産者によっては、被害を申し出ない方もいらっしゃると思います。知人のリンゴ農家から聞く話では、鳥につつかれたことにより穴が空いて、加工品にもならないのが多かったとも聞いております。市として、鳥獣被害に対してどのような対策を現在行っているのか教えてください。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市が行っている鳥獣被害防止対策についてお答えします。

鳥獣による農作物等の食害や畑を荒らすなどの被害があった場合、アライグマについては捕獲用の箱わなの貸出しを行い、カラスやウミガモ、猿などの被害については、地元猟友会メンバーで構成する五所川原市鳥獣被害対策実施隊が定期的な銃による駆除及び追い払い活動を実施しております。加えて、深刻な猿被害を受けている農家から相談があった場合、箱わなによる捕獲や追い払い用花火を配付するとともに、農地への侵入防止対策として電気柵の貸出事業を実施しております。

また、全国的に被害が多数報告されているツキノワグマの出没情報が当市でも多数ありまして、神山地区、前田野目地区、金木町川倉地区で、合計4件の目撃情報とリンゴ等の食害が5件報告されております。樹園地周辺での出没が多く、人的被害への懸念から農作業に支障を来しているとの相談を受けたこともあり、熊捕獲わな2基を緊急に手配しまして出没場所へ設置したほか、鳥獣被害対策実施隊が定期的なパトロールを実施しております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。

それでは、再質問の3として、生産者によっては昨年の水害に続き2年連続の収入減により、今後の農業経営に不安を抱かせる農家も多く、今後の農業経営をどうするか相談を受けることもございます。今水稲共済も任意加入になり、果樹共済も総合方式になり、掛金も増しております。農家は、ますます経営を圧迫され、そして鳥獣害にも悩まされております。今お答えいただきました鳥獣被害に対する市の対応を聞き、生産者も心強く思うことと感じました。

最後に、もう一点質問させてください。市では、農家が安定した農業経営を行うために、どのような支援を行っているのかお聞きいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 農家への支援対策についてお答えします。

市では、近年異常気象が顕著であることなどから、農家が安定した営農活動を維持で

きるよう、自然災害や価格低下、農業者の経営努力では避けられない収入減少に対する農業経営収入保険への加入を促進するために、保険方式の保険料部分の2分の1以内を助成する事業を令和5年度から令和7年度までの3年度実施することとしております。

なお、収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でありましたが、制度改正によりまして、令和6年から1年分の青色申告実績で加入できるようになります。青色申告の実績期間が短縮されたことにより、令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から収入保険に加入することが可能となるため、収入保険と市の助成事業の周知を徹底して、加入の促進を図ってまいります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。農家の方は、自然が相手でございます。今年のような災害が要因でない品質低下については、共済保険は該当しない状況にあることから、引き続き収入保険の加入促進と助成を継続していただけるようお願い申し上げます。

ここで、一言市長に御報告させてください。先日、農林政策課と農業委員会が合同で開催した地域農業の将来を考える集落座談会に出席させていただきました。今までの座談会とは違い、参加者をグループ分けして、各グループ内で地域農業のそれぞれの課題や目指すべき将来の農地利用の姿などを話し合っ、それぞれのグループから発表する形式で進行が行われました。大規模農業、小規模農業、また担い手後継者がいないなど、経営者個々の違った考えなど、様々な意見が出ました。昨年までの役所側からの一方的な説明ではなく、みんなで話し合い、必ず何かを発言させる、こういう座談会は非常にいい経験になったと実感しております。

職員の皆様には、夕方6時からという時間外にもかかわらず、大変お疲れさまでございました。このように市民の声を聴く姿勢は、市長、副市長が日頃から職員に対し、しっかりと指導していることがうかがえます。副市長にも今度は、ぜひ来年出席していただきたいものと思っております。この場を借りて御報告させていただきました。引き続き、市民の安心、安全、そして農業者に対する支援をお願いいたし、私の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 こんにちは。日本共産党の花田勝暁です。3日の未明に一ツ谷の市道でひき逃げ死亡事故がありました。犯人は捕まりましたが、市職員の方が亡くなり

ました。まず、心からのお悔やみを申し上げます。現場は、五所川原第一中学校前の見通しのよい直線道路です。

ちょうど9月議会の準備をしていた3か月前のことですが、同じく一中前の道路で夜中11時過ぎに人身事故があり、私は近くを通りかかって、介抱している姿を見かけました。警察と救急車が来たので、私はその場を離れましたが、その後のことが気になって調べましたが、ひかれた方は亡くなっていました。死亡事故でした。

一中前の道路は、見通しのよい直線道路で、昨晚も通りましたが、夜中の街灯が周辺と比べて特段に暗いというわけではない道路だと思いますが、なぜ死亡事故が起きてしまうのでしょうか。五所川原警察署管内の平成30年の交通事故の死者ゼロ人、令和元年4人、令和2年1人、令和3年1人です。それなのに今年は、一中前の道路で2件死亡事故が起きているのは異常です。9月の時点で何か対策していたら、今回の事故は防げたかもしれません。原因をはっきりさせ、警察署等と協力して対策していただきたいとお願い申し上げます。

通告の一般質問に入る前に、とくし丸の件に触れたいと思います。私、9月の一般質問で、イトーヨーカドーがなくなった後の対応について質問しました。その際の回答は、イトーヨーカドー五所川原店の閉店でイトーヨーカドーとくし丸の運行も終了する、閉店後も当市において移動販売ができるように業者と話し合いを進めているという趣旨でした。その後、10月11日の新聞でとくし丸についての報道がありました。イトーヨーカドーとくし丸の運行を11月いっぱい終了したいとイトーヨーカドー側から申出があったという内容でした。今はもう12月です。この件、どうなったか御存じでしょうか。

実際に11月末でイトーヨーカドーとくし丸の運行は終了しました。報道を目にしたときは、内心11月で運行終了といっても、次の業者が決まるまで延長されるのではと期待していました。しかし、新しい事業者が決定しないまま、ちょうどこれから冬本番というところで利用者が放っておかれてしまった状況です。イトーヨーカドーとくし丸の利用者は、120名前後ということですが、買物に不便を感じている高齢者が放っておかれてしまった状況です。市は、誰が利用していたか分かるのではないのでしょうか。中には、とくし丸がなければ買物ができない人もいるのではないのでしょうか。現状の把握をはじめとした対応を期待します。

では、通告した内容に入ります。1点目、住民懇談会について。今年は、市浦地域は市浦コミュニティセンターで10月23日月曜日18時から、金木地域は金木公民館で10月25日水曜日18時から、五所川原地域は中央公民館で10月27日金曜日18時から開催されました。市職員だけではなく、市長が直接市民の皆さんと対話し、意見交換する場です。

まず、実施の経緯、現在の開催状況について教えてください。

2点目、総合計画について。現在市は、令和7年度から10年間の市政運営、まちづくりの方向性を示す総合計画を策定しています。総合計画は、市の最上位に位置づけられる計画であり、大変重要なものです。現在は、令和6年までの総合計画の最中ですが、その中でも人口減少対策は中心テーマとなっています。しかし、当市における人口減少のスピードは、県内平均よりも速いです。資料の映写をお願いします。これは、五所川原市の人口推移の実績と今後の推計です。市の様々な資料にも掲載されているものなので、見覚えのあるグラフだと思います。今後のほうを拡大しますと、2030年代前半に人口が4万人を割り、2040年代前半に老年人口の割合が半分以上になると推計されています。人口減少、高齢化ともに日本全国の問題で、このグラフだけではそういうものかと納得してしまうかもしれませんが、先ほども言いましたが、五所川原市の人口減少のスピードは県内平均よりも速く、県内10市の中でも速いほうです。

こちらは、国勢調査の人口のデータで、青森県の人口が最も多かった平成17年、2005年と最新のデータである令和2年、2020年の人口を比較して、県内10市の人口減少率を計算しました。令和17年の人口は、現在の市町村の境域に基づいて組み替えたデータを基にしています。グラフの一番左側は県のデータ平均ですが、そこから人口の多い順に並べていきます。県全体の人口減少率は13.8%です。五所川原市の減少率は、赤く丸してありますが、17.3%です。五所川原市は、県内10市の中では人口は6番目ですが、人口減少率はつがる市に次いで2番目、つまり人口の減少のスピードが2番目に速いです。グラフの右側ほど人口が少ないので、もともと人口が少ないまちが人口減少のスピードが速いわけではありません。グラフは用意していませんが、2020年と2015年の直近の2回の国勢調査の比較だと、五所川原市は県内10市で人口減少率は3番目ということになります。資料の映写を終了してください。

そこで質問します。当市における人口減少のスピードが他市よりも速い主因は何にあると市側はお考えでしょうか。

通告の3点目です。子供のインフルエンザ予防接種について。午前中に和田議員の質問にもありましたが、令和5年度の子供のインフルエンザ予防接種の助成状況について伺いたいです。重ねて、令和4年度の子供のインフルエンザ予防接種の実施状況についても伺いたいです。

通告4点目、学校給食についてです。本年9月に、全国で学校給食を提供していた広島市に本社のある食堂運営会社ホーユーが事業を停止し、全国各地で給食がストップし、波紋が広がりました。給食企業の倒産は、2年連続増加していて、本年は10月までに17件

発生しています。食品の値上げに人件費や光熱費など、あらゆるコストが高騰し、給食現場の経営を直撃しています。安い給食に限界が来ています。

当市は、学校給食センターの業務を株式会社サン・コーポレーションに委託していますが、調理と運搬について委託しており、材料費については当初の予算であり、食品値上げの影響で給食が停止する事態はないということですが、食品が値上げしているのに、これまでどおりの予算のままでしたら、今後の給食の内容が危惧されます。現在当初予算で不足した分は、補正予算で対応しているのは存じ上げていますが、献立を決めている栄養士の方々は、予算が厳しくても、ぎりぎりまでその中で収まるような献立を用意するでしょう。当市は、すくすく学校給食応援事業で学校給食に要する経費の全額を助成しているので、給食1食分に係る経費が増えても保護者の負担は増えません。

そこで質問します。材料費高騰により給食の栄養価が不足したものにならないように、給食賄い材料費の予算の拡充を求めます。市の見解を伺いたいです。

通告の5点目です。公共施設のWi-Fiの設置についてです。つまり公衆無線LANの設置についてです。まず、五所川原市公衆無線LANは、こちらの場所に設置されています。資料の映写をお願いします。インバウンドに関連して、立佞武多の館と斜陽館の観光施設に設置されているほか、当初から導入する方針で設計された市役所本庁舎の1階と2階、それからデジタル図書の貸出しをしている市立図書館の金木分館もある金木総合支所、それから館内にあるコンピューター室のコンピューターが古くなっていて、タブレットやラップトップの持込みを前提とした市民学習センターに設置されています。

当市は、デジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高めるために、令和4年10月にデジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定しています。公衆無線LANの設置ですが、基本方針の3番、デジタル化を推進する基盤づくりの取組施策、デジタル格差対策に当てはまるのではないかと考えます。

そこで質問します。会議室の利用も多い中央公民館にまだWi-Fiの設置がされていません。同施設へのWi-Fiの設置予定について伺いたいです。資料の映写を終了してください。

通告6点目、スケートボードについてです。2020年東京オリンピックからスケートボードが正式種目となり、日本選手が活躍し、メダルラッシュとなりました。本市では、エルム内のムラサキスポーツ青森エルム店でスケートボードを取り扱っていて、スケートボードの愛好者は少なくありません。しかし、専用の施設はなく、駐車場などでスケートボードを練習している姿が見られます。法律に関して言うと、交通の頻繁でない道

路でスケートボードをするのは法律的には問題ないそうですが、歩行者や自転車、自動車と衝突する危険があります。

そこで質問します。市内でスケートボードができる施設はありますか。

以上が私からの1回目の質問です。理事者の方々の誠意ある答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○小林耕正総務部長 それでは、私のほうから、まず住民懇談会の実施の経緯、現在の開催状況についてお答えします。

住民懇談会ですが、市民協働によるまちづくりの推進を図るため、市民の皆様の御意見、御提案を市の施策に反映させる市民参加の場となるよう、以前より各コミュニティセンターや公民館を会場にして開催しておりました。近年は、五所川原、金木、市浦の3地域全てで年1回開催しております。町内会や住民協議会から地域課題を取りまとめ提出いただいているほか、自主防災組織やごみ問題、高齢社会など市が抱えている課題をテーマとして設定し、市民の皆様と課題を共有しながら、より懇談が深まるよう工夫を加え、開催しているところであります。

それともう一つ、後段のほうにありましたけれども、公共施設のWi-Fi設置の部分で、中央公民館にWi-Fi設置する予定があるのかという御質問でございます。所管は教育委員会でございますけれども、先ほど御提案いただきましたとおり、DX計画の中で示しておりますので、私のほうからお答えします。

市が所管する公共施設のWi-Fi環境の整備については、これまで施設の管理部署の個別判断に応じて、デジタル行政推進課が整備していたものです。現時点で中央公民館については、整備の予定はございません。

以上です。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 花田議員にお答えいたします。

人口減少の主要因について示せというお尋ねでございます。人口減少には、大きく分けて2つの要素があると考えられます。1つ目は、転入から転出を差し引いた社会動態の減少、2つ目は出生から死亡を差し引いた自然動態の減少であります。社会動態の減少については、進学、就職を機に転出が増えることが主な要因であり、全国的に課題となっている首都圏への人口一極集中も相まって、若い世代の市外への流出が発生をしております。

一方、自然動態の減少は、出生数の低下に加え、高齢化による死亡数の増加が要因で

あります。出生数低下の背景は様々考えられますが、全国的には女性の社会進出による晩婚化のほか、経済的な不安定さ、核家族化を背景とした仕事と子育ての両立の難しさが理由と言われております。特に当市においては、社会減と自然減により若い世代の絶対数が減少し、それに伴い高齢化率が高まる状況にあり、出生数の減少と死亡数の増加がより顕著に表れている現状と見ております。

市としては、その対策として、社会動態、自然動態の双方に大きな影響を与える若い世代の流出を少しでも抑えるため、子育て支援をはじめとする住みよい環境づくりによって定住促進を図るとともに、働く場の創出、健康寿命の延伸等の各種施策に取り組むことで、住みよいまちづくりを推進することとしてございます。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 令和5年度の子供のインフルエンザ予防接種の助成状況についてお答えいたします。

コロナ禍における季節性インフルエンザの発病による発熱者に対応する医療機関の負荷軽減を図ることを目的として、令和2年度から3年間、高校3年生相当の18歳までの市民を対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成していましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法において5類へ移行したこともあり、今年度は助成しておりません。

それから、議員お尋ねの令和4年度の子供の接種率についてお答えいたします。ゼロ歳、これは6か月からになりますけれども、13歳未満、これは小学生までになります。それで、対象者数が3,989人、1回目接種者が2,857人、これは71.6%、2回目接種者数が2,520人、これが63.2%。それから、13歳から18歳の接種率です。対象者数が2,214人、それから接種者数が1,003人、これが45.3%となっております。

以上です。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、材料費高騰により給食の栄養価が不足したものにならないようにについてでございますが、当市では国の学校給食摂取基準をベースに摂取基準を設け、栄養士がその摂取基準に合わせ献立を作成しておりますので、栄養価のほうは確保されております。

しかしながら、議員御指摘の物価高騰の影響により、今後の単独学校、市浦の小中学校になりますけれども、単独学校の給食賄い材料費に不足が生じる見込みであることから、今般の定例会に提案した補正予算において、給食賄い材料費155万7,000円の増額を計上させていただいているところであります。

続きまして、市内にスケートボードができる施設はあるかということについてお答え

いたします。当市では、スケートボードができる場所は、つがる克雪ドーム内にある防災調整池を利用したインラインスケート場であり、約1,000平方メートルの平面コンクリート仕様となっております。

以上です。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。それでは、一問一答方式で再質問させていただきます。

まず、1番目、住民懇談会についてですが、御答弁の中で以前よりとお答えいただきましたが、具体的には佐々木市長になってからなのか、それよりも以前からあるのか、御存じでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 住民懇談会につきましては、佐々木市長就任以前から実施してまいりました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、テーマを設定して、そこに沿ったような形で開催したのは佐々木市長になってからであります。それ以前は、テーマを設定せずに住民からの、言葉はちょっと悪いですが、要望という形で聞いていましたので、ほぼ道路であるとか除雪であるとか、そういう類いのものの要望事項のみでありました。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。ありがとうございます。住民懇談会についてですが、現行の総合計画の中では協働の仕組みづくりの推進というところに出てきます。協働の仕組みづくりの協働は、協力して働くという字の協働です。「住民懇談会等の開催により、若者から高齢者まで幅広い市民が意見交換できる機会の充実を図り、市政への意見、提案等の聴取に努めます」と総合計画にあります。

私も一般質問で協働や市民参加を話題にしてきておりました。住民懇談会に興味深く参加させていただきましたが、若者から高齢者まで幅広い市民が意見交換できる機会というには、参加者が高齢者の方に偏っていたかなと思いました。参加者が固定されているという話も聞きました。現役世代にも配慮して18時からの開催なのかとは思いますが、現役世代が平日の18時から参加するのはやはり厳しいです。そこで、これまでの平日夜の開催型のほかにも、土日も開催していただきたい。欲を言えば、成人に限らず、高校生も参加しやすいような機運をつくって開催していただきたく、土日開催型の住民懇談会を新設する予定がないか伺います。高校生の参加は、町への愛着づくりにも直結します。

○木村 博副議長 総務部長。

○**小林耕正総務部長** 土日の開催についてでございますけれども、議員御提言のとおり、若い人、働いている人、より多くの皆様の御意見を伺うことは重要であると考えております。住民懇談会も日中ではなく夜の開催としているのも、そういうところでございます。休日開催の件ですけれども、休日を個人で使いたいのので、そういうところにはイベントを入れないでほしい……イベントと言えばちょっと語弊ありますけれども、そういう意見も一方ではございます。今の状況で、町内会単位で課題を取りまとめいただいているという状況もありまして、要は年配の方が非常に多いですので、むげにまた遅くするというのもなかなか難しい事情もございます。以上のことから、議員冒頭お話ありましたとおり、協働ということ、一方的ではなくて互いに力を合わせてまちづくりを進めていくという、そういう大きな課題がありますので、そこについては行政、そして住民の方も共に知恵を合わせて、力を合わせて、より多くの課題解決の方法をこれからも探ってまいりたいと考えております。

○**木村 博副議長** 1番、花田勝暁議員。

○**1番 花田勝暁議員** 土日での開催、ちょっと難しいというような御答弁だと思っておりますが、さらにもう一点御提案があります。もし土日に開催したとしても、現役の世代は様々な活動で多忙であり、特に子育て世代は時間や場所の制約のある対話の機会には参加が難しいです。そこで、対面式の住民懇談会以外にも、オンラインで自由なアイデア、意見を集め、それが可視化されるオンラインプラットフォームの導入を検討していただきたい。今でもメールなどで意見を伝えることは可能なのですが、メールでの閉じたやり取りでは、まちづくりに参加している気持ちにはなりません。意見が可視化されません。可視化されることで同じアイデアを持つ人たちは共感を生み、より多くの人が声を上げやすくなります。自分がまちづくりに参加しているという感覚が伝播し、まちづくりへの参画の輪はさらに広がっていくはずですよ。

例えばですが、横浜市に本社があるL i q u i t o u sという会社は、オンライン合意形成のプラットフォームを提供しております。オンラインでの対話や熟議、さらには合意形成が可能で、市民発のアイデア出しからのプロジェクトの共創、意向調査までを同一プラットフォームで行うことで市民と行政をつなぎます。2023年度では、全国12の市がこの1社のプラットフォームを採用しており、オンラインで市民と対話するプラットフォームを取り入れる自治体は確実に、実際に増えてきております。そこで、対面式の住民懇談会以外にも、オンラインで市民と行政が対話できるプラットフォームを採用する予定がないか伺います。

○**木村 博副議長** 総務部長。

○小林耕正総務部長 先ほどの答弁のとおり、現在住民懇談会につきましては御要望も聞きつつ、一定のテーマについて共に話し合うというような形を取らせていただいております。一方で、今御紹介ありましたオンラインツール活用、開催日時、場所の制約がなくて、住民懇談会のように決められた日時、場所の参加が難しい方、特に若い世代の方にとっては個人の意見が提案しやすいため、より多くの方が参加して様々な意見を出し合えるという意味においては、大変有効な手段の一つとは考えております。当市においても若い世代をはじめとして、市民の皆様と一緒に市の課題を考え、市政に参画できる機会を増やすために、住民懇談会以外にも市民討議会、それから市民活動応援事業、学生応援プロジェクトとこれまでも取り組んできているところでありますけれども、今御紹介ありました先進事例等も参考にしながら、こういった手法がいいか検討してまいりたいと思っております。

それと同時に、DXの推進ですけれども、DX、あくまでもデジタルツールの活用ということになりますので、ツールを活用することを目的ではなくて、ツールを活用してさらに熟度を高めるためにどのような手段を取るべきかというのを、DXの中ではまた別な検討をしてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 検討を続けていただければと思います。

こういうときに市民討議会の例がよく出ますが、これは市が中心となっていて行っているものではなく、公益社団法人五所川原青年会議所が中心になって行っているものです。その事情があって、来年度の開催予定はないと聞いております。市民団体がまちづくりの中心となるという市長の考え方にはもちろん賛成していますが、市民の意見を酌み上げるといことは、やはり行政が担当する部分ではないかと考えております。

次に、2番目、総合計画についてです。こちら再質問はありませんが、自然減、社会減で若い世代の絶対数が低下しているというのが、五所川原市の人口減少がほかの市と比べて速いという御答弁でした。であるならば、若い世代の絶対数の低下というところに対して、次の総合計画では真正面から対策していただき、人口減少に関して県内でも対策がうまくいって、実際に減少のスピードがさらに遅くなることを目指していただきたいと思っております。

次に、3番目、子供のインフルエンザの予防接種についてです。答弁にありましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて補助金がなくなったことが理由で、予防接種の費用助成は行っていません。また、本年8月より子供の医療費給付事業は拡大して、18歳までの保険診療分の医療費の全額助成がスタートしました。とてもい

いことだと思いますが、この2点を鑑みると、子供がインフルエンザに罹患しても、医療費は無料だから予防接種はやめておこうと考える人が一定数いることが予想されます。しかしながら、罹患した本人は苦しいですし、学校も休まなければならないし、クラスターが発生する可能性がありますし、罹患によってかかった医療費は結局全額市の財政から出ることになります。

資料の映写をお願いします。こちらインフルエンザ予防接種の近隣自治体の令和5年度、今年度の助成の実施状況です。ちょっと細かいので、拡大します。五所川原市は実施していません。弘前市、1回分無料です。生後6か月から7歳未満の未就学児が対象です。平川市、2回まで、1回につき2,000円を助成しています。対象は、生後6か月から中学生までです。黒石市、1回につき1,000円を2回まで助成しています。対象は、生後6か月から未就学児までです。むつ市、1回を一律2,000円助成しています。生後6か月から小学6年生までです。青森市、八戸市は行っていません。十和田市、1回につき2,000円を2回まで助成しています。生後6か月から中学生までです。三沢市、自己負担金1,000円で2回助成しています。生後6か月から中学生までが対象です。つがる市、生後6か月から13歳まで上限9,000円、1回4,500円で2回助成しています。1回の助成で大丈夫になる13歳以上から中学3年生までは、1回4,500円助成しています。中泊も同じ仕組みです。金額が1回の助成の場合に5,000円になります。鶴田、1回につき1,000円を助成しています。小学校、中学3年生までです。深浦、2回目の接種に限って上限2,500円で助成しています。生後6か月から13歳未満までです。鱒ヶ沢町、1回につき接種費用から1,000円を引いた額を2回まで助成しています。対象は、生後6か月から18歳までです。以上、資料のように、今年度西北五地域で何も実施していないのは五所川原市だけでした。県内10市で実施していないのは、五所川原市のほか、青森市と八戸市の3市です。資料の映写を終了してください。

以上から、子供のインフルエンザ予防接種を推奨するという意味合いを込めて、全額でなくとも、子供のインフルエンザ予防接種の費用助成を行っていただきたいです。私からも、費用の助成の予定がないか伺います。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 インフルエンザ予防接種費用の助成についてお答えします。

子供のインフルエンザ予防接種は、発病予防及び重症化予防のみならず、医療費の削減、子育て支援等、様々な面で効果があることは認識しているところですが、接種費用の助成につきましては継続的な財源の確保などが必要であることを踏まえ、総合的に勘案してまいります。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 和田議員のときも市長におっしゃっていただきましたが、前向きに検討していただければと思います。今示したように、全額でなくても様々な形で、様々な年齢に助成されています。

4番目、学校給食についての質問についてです。先ほどは、給食賄い材料費の予算について伺いました。予算は、ぜひあらかじめ拡充してください。

給食センターに委託している調理と運搬について、特にガソリン代が高騰していますが、その対策はどうなっているのでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、質問にお答えいたします。

五所川原市立学校給食センター調理・配送業務の受託業者より、最低賃金の引上げ及び物価高騰を理由に、委託料のうち人件費、消耗品費、燃料費等の実情について相談を受けており、現在その把握に努めております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 給食センターにかかった大変な分は、対応していただければと思います。

5番目、Wi-Fiの設置についてです。再質問はありませんが、ヒアリングしている時点では、まだ設置できない理由にスマートフォンの普及というのがありましたが、中央公民館に関しては会議などでラップトップコンピューターやタブレットの使用という面から検討していただければと思っています。スマートフォンがあれば、自身のラップトップコンピューターやタブレットがインターネットにつながられるわけではありません。どのような契約をしているかによります。

6番目、スケートボードについての質問でした。克雪ドームの敷地内にあるインラインスケート場、調整池でできるという御答弁をしていただきました。資料の映写をお願いします。インラインスケート場、調整池、この赤い丸で囲んだところにあります。ヒアリングの翌日に確認しに行ったんですが、ヒアリングした日のうちに雪が積もってしまい、分かりにくい写真になってしまいました。これがインラインスケート場、調整池の様子です。これが看板です。利用したい場合は、ドーム事務所にて受け付けしてから利用してくださいとあります。開けてもらうには、克雪ドーム事務所に行く必要があります。これが横から見たところですが、1,000平方メートルとおっしゃっていましたが、大きさは広いです。斜面のところは、雪が積もって分かりにくいですが、舗装はされていません。スケートボードをするのであれば、舗装されているほうが望ましいんですが。

資料の映写を終了してください。今後もしばらく市内のスケートボードの愛好者は増加すると考えられます。克雪ドームのインラインスケート場、名称変更も含めて、よりスケートボードに特化した形で整備する計画がないかお伺いします。

また、克雪ドームの利用時間は21時までですが、インラインスケート場は照明がないので、暗くなったら続けられません。克雪ドームの利用時間に準じられるように、照明の設置も計画していただきたいと考えます。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 インラインスケート場を今後整備する計画があるのかについてお答えいたします。

インラインスケート場については、現在整備計画予定というものはございませんが、今後、まだ周知というのがあまりなされていない状況ですので、広く周知し、現状のまままで利用できるように、利用促進のほうを図ってまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 お金のかかる整備はいきなりは難しいのかもしれませんが、検討は続けていただきたいんですけども、インラインスケート場という名前を、スケートボードも併記するとか、インラインスケート場という名前を取ってしまうとか、インラインスケート場として利用している方の実績については聞いていないんですけども、恐らく少ないのではないかと想像します。スケートボードのほうは今やっている方が多いのかなと思います。小さいところからでも整備していただければと思います。市街地でのスケートボードの練習で事故が起きてからでは遅いですから、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。理事者側の誠意ある御回答、ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

次に、13番、外崎英継議員の質問を許可いたします。13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 自民公明クラブの外崎英継でございます。12月に入り、この津軽にも白いものが舞い降り始め、寒さが一層厳しくなってきました。

そしてまた、先日、非常に悲しい出来事がありました。当市職員、スポーツ振興室、山谷室長が不慮の事故でお亡くなりになりました。私、今回市の部活動の地域移行について質問させていただきますが、先週数回にわたり、山谷室長から質問内容の聞き取りと答弁書、地域移行に対する様々な内容をレクチャーいただき、とても真摯に対応していただいたばかりでございます。そしてまた、市のスポーツ振興にとっても熱い志を抱

いておりただけに、非常に残念でなりません。山谷室長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。まず初めに、国が進める部活動の地域移行についてです。スポーツ庁と文化庁より、昨年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが公表されました。これには、3つの柱が示されており、1つは少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するためや、速やかに部活動改革に取り組む必要があり、その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承、発展させ、新しくつくり上げると。

2つ目は、令和4年夏に取りまとめられました部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で、全面的に改定しています。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての国の考え方を提示いたしました。

3つ目は、部活動の地域移行に当たっては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ、生徒のスポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要というふうな内容でございます。これは、2023年から2025年の3年間を改革推進期間としています。

そもそも部活動を地域移行する主な目的ですが、顧問を務める教員の負担の軽減と部員が減少した部活動を継続させることとでございます。少子化の影響で1980年代から公立中学校の生徒数は右肩下がりに減少し、それにより特に野球やサッカーなどの団体競技は人数が集まらず、チーム編成ができない状況もあります。部活動を地域移行することで活動の減少に歯止めをかけ、また放課後や土日に部活動の指導に当たる教員の負担が大きく、近年は教員の長時間労働が社会問題になっていることもあり、教員の働き方改革を推進しようとする動きも背景にあるようです。これは、運動部活、文化部活、全ての部活が対象となっております。

早速質問に入りますが、1つ目は市内中学校における部活動の実態についてですが、市内中学校の各運動部活動の部活動数をお知らせください。

2つ目は、部活動の地域移行に向けた市の取組と方針についてであります。市では、検討委員会を立ち上げ、部活動地域移行に向けた話し合いをされていますが、地域移行に

向けた検討委員会の構成、開催回数、検討内容についてお知らせ願います。

次に、立佞武多製作事業について質問いたします。令和6年度の五所川原立佞武多の新作「閻魔」が発表となり、その制作者は今年最後の運行となった「かぐや」の制作者で、元市職員の忠汰さんだと発表されました。「かぐや」の美しさとは違い、荒々しい閻魔の下絵は、子供が驚いて泣くくらいの迫力が感じられ、来年度完成した姿を多くの市民は楽しみにしているのではないのでしょうか。立佞武多製作事業に当たっては、昨年3月に制作者やスタッフの退職について一般質問させていただきました。そしてまた、前回9月議会の一般質問で、和田議員からの制作に関わる質問に対し、制作に当たっては随意契約であるとの答弁が理事者側からありました。確かに専門的な制作の部分は、経験と知識が必要だということも私は認識しております。

そこで質問いたします。五所川原市では、立佞武多制作の専従職員がいるにもかかわらず、なぜ退職された忠汰さんが制作者になったのか、その決定理由をお知らせください。

理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、市内中学校の各運動部活動の数についてお答えいたします。

市内中学校6校における競技種目別の運動部活動数は、剣道3部、サッカー2部、柔道1部、卓球6部、ソフトテニス6部、バスケットボール5部、バレーボール6部、軟式野球5部、陸上5部、スキー1部の合計40部となっております。

続きまして、地域移行に向けた検討委員会の構成員、開催回数、検討内容についてお答えいたします。市内中学校の部活動地域移行について、令和5年5月に五所川原市中学校部活動の地域移行に係る検討委員会を設置し、様々な課題等を検討しているところでございます。

検討委員会の構成員は、市内中学校6校の校長、西北五中学校体育連盟理事長、五所川原市連合PTA代表、五所川原市文化振興会議会長、金木文化団体協議会会長、一般財団法人五所川原市スポーツ協会専務理事の計12名となっており、現在まで5月と11月の2回開催し、主として指導者の確保や練習場所の確保に関する課題等について検討しているところでございます。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和6年新作立佞武多の制作担当を齊藤忠大氏に決定した理由につ

いてお答えいたします。

齊藤氏は元市職員で、立佞武多の制作を担当し、現在はねぷた表現師、忠汰として市内で工房を営んでおります。また、平成16年の「杙」をはじめ、これまで6台の立佞武多を主担当として制作した実績があり、直近では令和5年立佞武多「素戔鳴尊」の制作において制作者のサポートをしておりました。「素戔鳴尊」は、市の制作職員が1名体制となってから初めての制作着手であり、まずは市の制作職員が担当しましたが、今回は今後の立佞武多制作の技術の維持、継承等のために、市職員以外を制作者とすることとし、「素戔鳴尊」の制作サポート業務の実績も評価して、齊藤氏を制作者に決定したものであります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 答弁ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

先ほど運動部の部活動数報告ありました。市内全部の運動部活が40部、種目別で、多い種目でも6部というふうに答弁ありました。これを男女別に分けますと、多いところでも6部であれば、男女分かれば二、三部というふうになります。この数は、まさにさま変わりしている市内の中体連の開催、地域別に、今までは五所川原市内でできたものが地区も交えてというふうに行なっていますけれども、それを裏づけているものでございます。

質問ですけれども、これ当市において部活動の地域移行または外部指導を受けている実態はありますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えいたします。

現在のところ、市内中学校の運動部活動で地域移行をした部活動はございません。また、外部指導につきましては、4校において4名の外部指導者から指導を受けております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 4校4名の外部指導者から指導を受けている旨答弁ありましたけれども、現在この外部指導者に対する手当などはどのようになっていますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、外部指導者に対する手当等についてお答えいたします。

現在、金木中学校スキー部の外部指導者に対して報酬を支払っております。そのほかの3名の外部指導者については、ボランティアで指導をしていただいております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この外部指導者に対する国や県の支援事業はありますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 外部指導者に対する国、県の支援事業についてお答えいたします。

外部指導者の配置に対する支援として、青森県で実施している青森県部活動指導員配置事業がございます。今年度教育委員会では、当該事業に採択された1名を金木中学校スキー部の外部指導者として任用しております。

なお、当該事業の負担割合は、国、県、市おのこの3分の1となっております。当該事業では、外部指導者1人当たりの報酬の上限が年間20万円と規定されており、1時間当たりの単価の上限は1,600円となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。部長に確認いたします。今の答弁、私間違っている答弁1つあるかと思うんですけども、報酬の上限20万円とありますけれども、これ報酬の上限でなくて、県から来る助成金の上限が20万円ということの認識でなかったですか。資料を持ち合わせていないでしょう。私、実は先ほどここで見たときに、県の実施要領を見たんですけども、この中には補助金額、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額として1人当たり20万円を上限とするって書いていますので、これは多分支給の上限というのではなくて、県からの補助の上限だというふうに思っていたけれども、いかがですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 確かに青森県部活動指導員配置事業実施要綱、その第5の補助対象経費の中で、補助金額の欄に補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額以内とし、1人当たり20万円を上限とすると書かれておりますので、その3分の2を乗じて得た額が20万円、いわゆる補助金額が20万円ということによろしいかと思えます。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 報酬の上限でなくて、補助額の上限だというふうに私認識していました。この事業、1人を今外部指導者として任命していますけれども、これの市の持ち出しというのはつかんでいますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市の持ち出しが9万3,600円となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。1名については、県の補助事業により、金木中学校のスキー部指導員に対して報酬を支払っており、他の3名についてはボランティアということでしたけれども、担当の聞き取りの段階では、金木中学校のスキー部以外は県の事業採択にならなかったというふうに聞いていました。これについて、部長、これに間違いなかったですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 あくまで県の補助の対象事業費が1名であったために、ほかに指導者がいない金木中学校のスキー部1名に報酬を支払うことと決定しております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 いろいろ地域のスポーツのために頑張っていて外部指導もしくはコーチをしている方がおります。いま一度、そういう内容を分からないでいる方もおるかと思しますので、そこをちょっと調べて、後で私触れますので、そういう方々も手厚く対処していければなというふうに思っていました。未来ある生徒のために、ある意味私生活を犠牲にして生徒の指導に当たられている外部指導者であります。片や県、市からの支援があり、片やボランティアということで、ボランティアで指導している部活動では、中体連で優勝されている成績を残している部活動指導者もいます。県の事業採択にならないのであれば、ボランティアとして指導いただいている指導者にも、何らかの形で市として独自にバックアップするべきでないでしょうか。

後で関連する質問もありますので、次に移ります。地域移行についてです。スポーツ庁、文化庁において、休日の部活動に関し、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として示したところでありましてけれども、令和8年度からは地域移行を踏まえて、市としては部活動の地域移行はいつをめどに、どのような方針で決めるのか、進めるのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えいたします。

現在検討委員会の中で、必要な指導者数や活動場所等の課題事項を洗い出すとともに、中学校部活動地域移行推進計画の内容について検討しており、課題解決後に可能な部活動から順次地域移行できるよう進めてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 これ指導者の確保が最重要課題というふうに考えます。どのような対策を市では考えていますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 指導者の確保が最大の問題と考えておりますけれども、それに対する市の対策についてお答えいたします。

指導者の確保については、市スポーツ協会と連携し、市内または圏域でスポーツ人材バンクの構築を目指してまいります。また、指導者の資質向上のための研修や資格取得の支援も今後検討してまいります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 先ほどの答弁で外部指導者4名というふうにありました。市内の各中学校の部活動の種別ごと、競技ごとですね、の指導者の実態というのはどのようになっているのでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 各中学校の部活動ごとの外部指導者の実態についてお答えいたします。

各中学校の部活動ごとの外部指導者の実態については、五所川原第一中学校バレーボール部に1名、五所川原第三中学校バレーボール部に1名、金木中学校陸上部に1名、金木中学校スキー部に1名、計4名となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。運動部活動の地域移行は、指導者の確保が非常に重要だと先ほど来答弁いただいております。これいきなり移行というわけにもいかないと思います。というのは、国が提案している平日は先生、土日は外部指導というふうに分けて考えると、指導に関わる生徒が非常に戸惑うことになりかねません。そこで重要になってくるのが、現在部活を指導している外部指導者やボランティアというふうには私を考えます。

現在4名の外部指導者の指導を仰いでいますけれども、外部指導者のいない各部活動に外部指導者の配置を促し、先生と指導者両輪で部活を進めていくことにより、スムーズに地域移行が進んでいくのではないのでしょうか。そのためにも、外部指導者に対する支援が必要になってきます。外部指導者となれば、経費も非常にかかります。大切な子供たちの育成には、それなりに責任も発生しますし、各種別の指導に関わる資格が必要となってきます。資格取得や更新には経費もかかりますし、当然指導に係る報酬、各大会に参加するとなれば、生徒の送迎費用なども発生することも考えられます。

そこで質問ですが、部活動の地域移行に際し、国、県の支援事業はどうなっていますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、部活動の地域移行に関する国、県の支援内容についてお答えします。

主な支援事業として2つの支援事業がございまして、さきにお答えしました青森県部活動指導員配置事業のほかに、地域スポーツクラブ活動体制事業の補助事業がございまして。地域スポーツクラブ活動体制事業の内容については、部活動等関係者との連絡調整等を行うコーディネーターの配置に対する謝金や旅費の補助、また現在開催しております検討委員会委員に対する謝金や通信運搬費等の補助等となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 当市の部活動の地域移行を進めるに当たり、最大の問題点である外部指導者の確保が求められる中で、県なり国の支援を受けられる方はいいですけども、これ今から外部指導者を賄えない部分について、市独自の予算で賄えるように予算化できないものでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えします。

先ほど述べました金木中学校スキー部1名の外部指導者に対する報酬については、競技指導ができる教員がおらず、指導から大会引率等、全て運営をお願いしているところから、市としては報酬を支払っているのが現状です。今後部活動の地域移行が進む中、外部指導者に対する報酬につきましても、現在検討委員会の中で受益者負担等も考えながら検討しているところでございます。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 冒頭より外部指導者の確保が一番の問題であるというふうに理事者側も認識しておりますし、私も同様の認識であります。令和5年度から7年度まで、この3年間を改革推進期間として、令和8年度からは地域移行を進めなければなりません。先ほどの答弁で、課題調整後に可能な部活動から地域移行できるように進めてまいりたいということでありましたが、年明ければ令和6年度です。私は、これも来年度からでも現在の外部指導やボランティア4名をてことして、1名は支援を受けていますけれども、残りの3名についても市として3分の1を予算化し、国、県の支援事業を使いながら、早急に取り組むべきではないかと考えます。

先ほども述べましたけれども、国、県の支援が使えないようであれば、独自に予算化するべきでないでしょうか。既に県の事業採択された指導員配置事業の支出を見ても、これ大きな予算はかからないと思います。これは、検討委員会の討議、検討は必要ですか。私は必要ないと思うんですけども、予算化できるとすれば、そういうことになる

かと思うんですけれども、そうすることによって現在外部指導者のいない部活動の指導者発掘の道筋になるというふうに私考えます。先ほどから検討委員会で検討を重ねてという答弁、幾度かありましたけれども、私どうも今の現状から、現実から目を背けているようにしかちょっと取られないんです。現在の外部指導者4名のうち、1名は県の事業を活用して報酬をいただいている、3名のボランティアの報酬は無報酬、これちょっと不公平なような感じします。これを検討委員会に任せて、令和7年度までの改革推進期間まで延ばすんですか。市としてやらなければならないこと、検討委員会で検討を重ねなければならないこと、これ並行してできると私は思うんです。これ今現在、既に優秀な指導者の取り合いが始まっているというふうに私聞き及んでおります。他の自治体の様子見をしている場合がございます。市として、子供たちのためにスピード感を持って最善を尽くすべきだと私は考えます。早急な対応を求めて、部活動の地域移行についての質問を終わります。

次に、ねぶたでございます。ねぶたについて、2回目の質問をさせていただきます。以前は、制作者3名が交代で制作してきましたので、それぞれ三者三様の特徴ある立佞武多が魅力でもありました。しかしながら、制作者2名が退職したことで、残った市の立佞武多の制作は専従職員が作るのが当然ではないでしょうか。制作者を外部に求めるのであれば、専従職員の立場はどうなるもののでしょうか、答弁をお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和6年新作立佞武多制作における商工観光課の技能技師の職務についてお答えいたします。

大型立佞武多を制作するためには、「素戔鳴尊」の制作実績からも、制作者のほかに同等の技術と経験を要した技能者のサポートが必要でありまして、制作者1名のみでの完成は困難であります。令和6年新作立佞武多の制作体制は、齊藤氏が制作者として工程等を決定し、作業を進めますが、商工観光課の技能技師は唯一の市職員制作者であり、その技術と経験を生かし、齊藤氏と協働して立佞武多の完成を目指してまいります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 これまで何年も続いてきた五所川原立佞武多歴代の大型立佞武多の制作は、これまで5名の方が制作されてきました。また、市での立佞武多制作運行団体に中型立佞武多を制作された方も数名おられました。来年度の立佞武多の制作について、これまで制作された方々への意欲の有無や見積り、いわゆるプロポーザルですか、されたのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 これまで制作された方々に対して、制作希望の確認や見積りの依頼などを行ったかということではありますが、先ほどお答えした理由で制作者を齊藤氏に決定したため、齊藤氏以外の方々に対しては制作希望の確認や見積りの依頼等は行っておりません。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 前回の一般質問で和田議員から、退職された職員、今まで制作に携わった職員の方々は実績があるので、声がけや見積りをされてはどうかというふうな意見がありました。立佞武多運行に携わってきた関係者から聞いた話では、以前立佞武多の制作をされた方が、年齢的なこともあるが、もう一度制作に携わりたいというふうな話を聞いております。市が立佞武多の制作に当たり、外部の方に委託を行うのであれば、これまでの制作実績がある方へ予算内で制作できる下絵のプレゼンを行い、プロポーザルですか、制作を決めるのも一つの方法ではないかと思い、提案しますが、いかがでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多制作者の決定方法についてお答えいたします。

平成10年の初運行以来、立佞武多の制作はこれまで市が担ってききましたが、今後の制作の在り方については、将来民間主導の祭りへの移行も念頭に置き、庁内のみならず、五所川原立佞武多運営委員会でも検討課題として提案していきたいと考えております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 11月6日に新作立佞武多の発表がありました。マスコミの方が市長に質問されたそうです。なぜ来年の立佞武多の制作者は齊藤さんなのかと。市長の回答は、齊藤のねぶたが好きだからと言われたそうです。この話は、その場にいた複数の方から聞いています。この随意契約の予算の原資は公金であり、税金も含まれます。まさかと思えますけれども、市長の好き嫌いで制作を決定しているわけではありませんよね。契約に至る経緯をお知らせ願います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市長から齊藤氏のねぶたが好きだという発言があったということではありますが、ねぶたの好みは人それぞれだと思います。今回齊藤氏が制作することになったのは、先ほど申し上げましたとおり、これまでの実績や立佞武多制作技術の維持、継承等を考慮したものであります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 当然ながら、一部の人の好き嫌いだけで市の公金を支出するのは

いけないものだと私も認識しております。

次に、商工観光課技能技師の年間給与って幾らぐらいか、ちょっと教えていただけますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 商工観光課技能技師の年間給与額についてであります。職員個人の給与額について公表することは差し控えさせていただきます。平均額でお答えさせていただきます。令和6年度に想定される当初予算ベースにおける技能労務職の給与、福利厚生費から成る年間人件費は1人当たり約600万円となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 次に、令和6年、来年の新作立佞武多、忠汰さんが作る「閻魔」の制作に関わる契約料について内訳をお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和6年新作立佞武多の制作に係る契約料の内訳についてお答えいたします。

第4回定例会補正予算で議決いただきました制作に関する予算は、総額1,747万6,000円であります。内訳としては、こちらは契約額ベースとなりますが、立佞武多木工部製作業務295万5,110円、立佞武多電気配線等業務685万3,000円、原材料及び消耗品費が147万7,852円あります。そして、齊藤氏の立佞武多製作業務が573万1,000円であり、その内容はデザイン及び設計料として220万円、制作費として月66万円となっております。

なお、来年の4月から7月末までに要する経費については、令和6年度当初予算で計上させていただくこととしております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。商工観光課技能技師、いわゆる市で雇用している立佞武多の制作者の年間給与、正確な給与は個人情報により公表できないということで、平均額で1人当たり600万円だというふうに答弁ありました。これ専属の制作者がいるのに制作を外部委託したことによって、来年の立佞武多「閻魔」の制作に関わる製作業務費、材料費などを除いた純粋な本人に支払われるものですが、これが3月まで573万円プラス4月から7月までの経費が260万円ほどですか、合計すると800万円強というふうになります。600万円と800万円それぞれ支出が生じておりますけれども、私これ考えるに、どちらか1つでいいんでないかというふうに思うんです。市長は、これまで度々市の財政上の問題で、制作を2年に1回というふうに考えているというふう

におっしゃいました。これ私、非常にこの部分では、税金の無駄遣いでないかというふうに考えています。財政部長にお聞きします。当市の財政は余裕がありますか、厳しいですか。答弁できますよね。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 議場での突然のお尋ねですので、十分なお答えになるかは分かりませんが、令和5年度と6年度の財政状況を今の分かっている時点で申し上げると、過去に実施した大型の建設事業の元金返済が始まることを主な要因として、歳出のほうでは公債費の増が数億円単位で歳出の増要因になっておりますし、一方歳入については明確な今の段階での増要因、歳入が増えますと見込めない状況にありますので、依然として市の財政は楽観できる状況ではないというふうに理解をしております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。先ほどのプロポーザル方式も踏まえて、計画的に進めることによって、これは大きく経費の節減ができるんじゃないですか。冒頭の部活動の外部指導者、これを何人も配置できるし、花田議員からもあったとおり、子供たちのインフルエンザの支援、これも1人3,000円から4,000円かかるそうです。1人当たり半額助成しても、市内の小中学生3,000人ですので、およそ600万円と十分賄える額でしょう。聞きますと、各部署、今年度予算もかなり削減され、さらに来年度も削減される旨通知されているというふうに伺っております。財政厳しいと言っている割に、随所に歳出の無駄があるように私、見えてならないんです。

最後になりますけれども、来年度の立佞武多「閻魔」は、不安定な世の中にあっても、未来を担う子供たちに正しい道を示したいとの思いが込められて制作されています。立佞武多が正しく後世にしっかりと子供たちへ伝えられることを願い、立佞武多製作事業に関する質問を終えるとともに、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時47分 散会

令和5年五所川原市議会第6回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和5年12月6日（水）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 9番 藤森 真悦 議員
 - 12番 成田 和美 議員
 - 3番 伊藤 雅輝 議員
 - 16番 平山 秀直 議員
 - 17番 桑田 哲明 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐 治 議員 |
| 3番 伊藤 雅 輝 議員 | 4番 木村 清 一 議員 |
| 5番 高橋 美 奈 議員 | 6番 藤田 成 保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸 保 議員 |
| 9番 藤森 真 悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和 春 議員 | 12番 成田 和 美 議員 |
| 13番 外崎 英 継 議員 | 15番 木村 慶 憲 議員 |
| 16番 平山 秀 直 議員 | 17番 桑田 哲 明 議員 |
| 18番 鳴海 初 男 議員 | 19番 山田 善 治 議員 |
| 20番 木村 博 議員 | 21番 伊藤 永 慈 議員 |
| 22番 山口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 14番 寺田 幸 光 議員
-

◎説明のため出席した者（29名）

市 長 佐々木 孝 昌

副市長	一戸治孝
総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
地域包括支援課長	笠原美香
子育て支援課長	山内かおり
商工観光課長	工藤義人
農林政策課長	川口均
都市・交通課長	外崎洋文
経営管理課長	飛鳥順一
図書館長	山内淳
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長谷川	哲
次 長	今	智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。早いもので、今年最後の私の一般質問になりました。早いですね、もう師走です。今回も多くの市民の声を背に、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。まずは、通告の1点目でございます。菊ヶ丘運動公園を中心とした様々な取組や整備について。まずは、公園の様々な要望についてまとめて質問したいと思います。先日の住民懇談会の席でも要望が上がっておりました。市長、副市長も聞いていたと思います。降雨後の公園内の排水問題についてでございます。要は雨が降った後に、遊具上や遊歩道が平らではない場所が多く、排水もできずに水たまりができ、数日間散策、利用できないんで、何とかならないですかという要望でした。まずは、画像をお願いいたします。この画像を見ていただければ分かりますけれども、これだけではないんですけれども、排水ができる、できないの前に、周辺の側溝、相当前から機能していない状況がございます。ぬかるみや排水にどう取り組みますか。

そして、公園の草刈り等維持管理をされている、一生懸命管理されている御婦人の方か

らの御指摘でございます。画像を御覧ください。遊歩道の側面の縁石、丸石があるんですけれども、それが見えずに、段差があるものですから、要は隠れた障害物となり、足腰の悪い高齢者が引っかけたて転ぶ方がいらっしゃるんだと。危険性があるので、何とかならないものですかとの御指摘をいただいております。このように、本当に見えづらい丸石、この状況、分かっただけだと思います。ここは、かなり前にこの遊歩道、なぜか砂利を敷き詰めてしまったことがあるそうです。非常に見栄えが悪くなる整備をなぜ当時行ったのか、疑問ではありますが、排水要望と安全確保について、どのように取り組みますか、質問します。画像終わってください。ありがとうございます。

続いて、新遊具場についてでございます。多くの市民の皆様、御利用されていらっしゃいます。本当にありがたいお話です。市のほうには、遊具場利用に関して様々要望が聞こえてきているかと思えます。把握されているもので構いませんが、どのような要望上がっているのでしょうか。私のほうにも、遊具場利用者から数々の要望をいただいております。例えばごみの散乱が目立つと言われます。行政側が定期的に拾っているのですが、小さな子供たちも見てるので、みんなの公園ですので、ごみは捨てずに持ち帰りましょうねみたいなような、そのような利用者への周知、必要ではないでしょうか。

また、子供たちの安全面、御指摘がでございます。公園で起きる事故の75%は、落下によるものだそうです。公園ではないですが、日本スポーツ振興センターが発表している幼稚園、保育園、こども園、小学校における固定遊具の災害発生件数の推移があります。これを見ると、7割、8割が鉄棒、ブランコ、滑り台、アスレチック遊具が占めています。公園利用者からは、スライダー、鉄棒、ブランコの下に、安全対策としてクッション的な安心感があればというお話を伺います。例えば今遊び場用の衝撃吸収をする人工芝が開発されてきています。雨が降ってもはっ水するそうです。全面とは言わずとも、一部遊具の下に遊び場用の人工芝の整備をすることはできないものではないでしょうか、質問したいと思います。

続きまして、樹木、植物プレートの設置について御質問します。この質問は、以前から私何度か質問しているんですけれども、公園内には植物の会の皆様が調査した87種類の希少な植物をはじめ、樹木、植物、たくさんあります。現状は、どのような樹木、植物があるのかも分からない子供たち、市民、観光客、大多数だと思います。公園の魅力に付加価値をつけるためにも、樹木、植物プレートの設置をお願いすることはできないものではないでしょうか。例えばむつ市では、複数の公園の樹木にQRコードから花ペディアに誘導するプレートを設置して、子供たちの自然学習の一つにもなっているそうです。画像をお願いいたします。この画像を御覧ください。QRコードがあるんですけれども、

このQRコードを読み取っていただければ分かるんですけども、写真も複数枚、ランダムに動いて出てくるんです。非常に分かりやすい樹木、植物の詳しい状況が出てきます。むつ市の担当者にお伺いしたら、これは材料代も安いですよと。数百枚で2万円ぐらいかなというようなお話も伺っております。この花ペディアの利用も無料だそうです。ぜひ活用をして、菊ヶ丘運動公園のみならず、ほかの公園にも広げていただきたいと思います。いかがでしょうか、質問します。画像終わってください。ありがとうございます。

続きまして、街路樹、雑木林の整備について御質問します。先日の公園内の街路樹、雑木林、伐採、剪定行われておりました。この質問も、何回も要望を出しておりました。やっと始まってきたかなという思いもございます。この樹木の維持管理について質問します。東京都で1995年9月に、表参道の大きなケヤキが根本腐朽で倒れたのをきっかけに、全国的に街路樹診断を行い、老木、危険木に関しては伐採や植え替えを行ってきています。先日も新聞紙上で、十和田市の桜の木が腐朽菌の影響で腐り、樹木医の診断の下に伐採、植え替えをしている記事が掲載されておりました。樹木を維持していく上での問題点として、危険木と倒木リスクの点検の難しさがあります。葉がなく、腐り、ぐらついている樹木は、見た目だけで危険木だと判断できます。しかし、日常点検で判断が難しいのは、腐朽や空洞率と言われております。この腐朽というのは、要は幹や根元が腐っていくことなんです。画像をお願いいたします。これは、先日伐採した菊ヶ丘運動公園の大きな桜の木の断面になります。相当な腐朽空洞率になります。実はこのような木は、もっと早い段階から調査をし、伐採しないとイケないのではないのでしょうか。実は菊ヶ丘運動公園周辺は、腐朽空洞率が高いであろう樹木がまだまだあります。

そして、こちらを御覧ください。こちらは、南小学校向かいの見せる五所川原堰沿いの雑木林の状況です。樹木が非常に伸び切っていて、南小学校の校庭、学校の通学路でもあります。かぶさっていることが確認いただけいただけると思います。

9月の3連休でした。初めに、台風並みの強風が吹いて、菊ヶ丘運動公園から学校まで、五所川原堰周辺の木が相当数倒れました。こちら、体育館裏の状況ですけども、こちらは住民の苦情によりすぐ撤去されておりました。しかし、通学路である南小学校前の倒木は、放置されたままの状況でした。この学校前の街路樹、雑木林、いわゆる防風林に関しては、何年も手つかずで近隣住民から苦情が上がり、苦情があった数件の自宅の裏部分は剪定したが、それ以外は手つかずで、危険木の点検すらしていないと思います。画像終わってください。ありがとうございます。

調べたら、市では樹木の空洞率を判断する樹木診断器、これはレジストグラフといい

ます。それすら所有していないそうです。令和3年6月6日に菊ヶ丘運動公園大駐車場でケヤキの枝が落下し、駐車していた車両を破損させた損害賠償請求が発生しています。全額23万7,050円を市が負担しています。

質問します。日常点検の中で腐朽空洞率だけでは評価、判断の難しい老木、危険木等の樹木は、市全体を考えれば恐らく相当数あると考えられます。手入れをせずに放置しているがために、腐朽はしていないが、枝葉の重みで根本に負担がかかり、強風時に影響がある樹木もあるのではないのでしょうか。全てを管理してくださいとは言いませんが、町なかや公園、街路樹、雑木林に関しては、一度詳しく調査をし、将来の財政面での負担を減らしていくためにも、必要なもの、必要でないものを選別し、かつ見栄えも考えながら伐採、植え替え、剪定をしていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか、質問します。

続きまして、太鼓小屋撤去後の利活用についてでございます。以前から図書館周辺の公園の駐車場、足りないのではないかと質問をしてきております。やはり週末のイベント時や新遊具場の利用者の増加により駐車場スペース足りなくなり、遠いテニスコート横の大駐車場を利用される方もいらっしゃいます。以前質問した図書館前の太鼓格納小屋の撤去が完了しています。経済部長が当時このように答弁されておりました。太鼓小屋撤去後の跡地利用については、公園等利用者への利便性向上につながる活用方法を検討するとしていました。

現在の状況は、砂利を敷き詰めた非常に見栄えが悪い状況です。画像をお願いいたします。現在このような状況で、アップで見れば分かるんですけども、車両も進入できないような凹凸、ぬかるみのある、とても公園、図書館利用者への利便性の向上には、現時点ではつながっていない状況です。画像終わってください。ありがとうございます。

まず一番の問題点、更地にするのであれば、取りあえずでよいので、駐車スペースを確保するために平らに整地するなど、担当課は事前に指示を出さなかったのでしょうか。目の前は図書館です。撤去後の利活用について、図書館長との意見交換、意思疎通は図ったのでしょうか。この後の整備についてどのようにお考えですか、質問します。

続きまして、通告の2点目です。動物愛護について、ペットの防災について質問します。令和3年第10回定例会で、災害時にペットと避難所への同行避難を検討していく必要があるのではないですかと質問しました。私の質問後、県のホームページにも、五所川原市の同伴避難可能な避難所のリストが掲載されることになりました。ただ、細かな取決め、例えば広い施設、狭い施設では、どの場所にペットの飼養場所を設置するのか、ペットの入所受付の手順等、まだ予定のままできていない状況です。

動物愛護、同行避難を推進している自治体では、スターターキット設置の取組を始めています。これは、開設直後の避難所には担当職員がすぐ来られるとは限らない。そこで、最初に到着された方が速やかに受入れ態勢を整えられる初動の指示書と物資が入ったスターターキットを備えておくという取組です。多くは、100円ショップで入手可能なものばかりです。

市のホームページには、災害発生時に家庭動物等と同行避難をするためにというページがございます。キャリーバッグ、ケージにふだんから慣らしておきましょう、必要な物資を備蓄しておきましょうと、飼い主には配慮と責任があると掲載されています。しかし、飼い主がふだんから災害対策をしているかといえば、行っていない方が多いと思います。

青森県動物愛護センターのホームページでも、ペットの防災について分かりやすく解説をしています。その1つが同行避難のフロー図というものです。画像をお願いいたします。このフロー図というものは何かというと、業務の様々な流れを視覚的に分かりやすく解説をするような図のことです。災害発生時にペットとどのように行動したらよいのかの流れを示した図になります。画像を終わってください。ありがとうございます。

そこで質問します。スターターキットの配備を検討していただけないでしょうか。そして、フロー図を活用した取組をこれから行われる自主防災組織の研修会の中で取り入れていただけないでしょうか。また、飼い主への配慮と責任の周知のためにも、フロー図が掲載されている青森県動物愛護センターのホームページのリンクも含め、市の広報、公式ホームページ、公式ラインを活用した情報発信、検討をしていただけないものではないでしょうか、質問したいと思います。

以上、通告2点に関して理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしく願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 遊歩道の降雨後の排水対策と安全確保について、まずお答えいたします。

雨が降った後の遊歩道には、水たまりやぬかるむ場所が数か所あると認識しております。そのため、今年度融雪後に小さい粒の碎石を部分的に敷きならす予定であります。また、遊具エリア東側の遊歩道に設置されている小型側溝内部の泥上げや遊歩道側面の縁石付近の枯れ葉や堆積物を取り除き、安全で快適な公園環境の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、新遊具に対する要望としては、小学校高学年の児童が走り回り、小さい子供が危険で遊べないということ、それから自動販売機を設置してほしいといった声が寄せられています。公園内に捨てられるごみについては、看板の設置やSNSを活用し、ごみの持ち帰りをお願いしているところですが、今後も清潔で快適な公園環境を提供するために、引き続き御協力をいただけるよう周知を図ってまいります。

また、一部遊具の下に遊び場用の人工芝を整備できないかということにつきましては、より安全で快適に遊具を利用できるよう、どのような対策が可能であるか検討してまいります。

次に、樹木や植物プレートの設置についてであります。公園内を散策し、園内植物について知識を深めることは、生態系を身近に感じる上で重要であると考えます。季節の移ろいや生命の息吹を感じながら、様々な楽しみ方のできる憩いの場所としての公園を目指し、樹木、植物プレートの設置について検討してまいりたいと思います。

次に、町なかや公園の街路樹の整備についてお答えいたします。道路施設の一つである街路樹には、主に景観の向上、環境保全、交通安全、防災などの多くの機能があり、道路整備とともに植栽されてきました。しかしながら、植栽後相当な年数が経過しているものが多く、老朽化及び大径木化が進行し、維持管理が煩雑化してきております。また、当初の植栽時から周辺の土地利用が大きく変化している道路もあり、街路樹の在り方について再確認する必要があるとございます。

今後につきましては、管理効率の向上、数量適正化、安全性確保のための街路樹の更新、撤去について検討し、長期的視点での計画的な管理に努めてまいります。

また、菊ヶ丘公園内にある生活環境保全林につきましては、防風保安林として指定されているものの、老朽化及び大径木化により倒木の危険性があることや、隣接民家への接触や害虫等の苦情が増加していることから、今年度より4か年計画で北側から間伐及び剪定を実施し、整備することとしております。

次に、太鼓小屋跡地に関しての御質問ですが、太鼓小屋跡地に関しては、駐車場や園地など、今後の利活用方法を現在関係部署と検討しているところでございます。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 ペットの防災、スターターキットの配備の検討及び同行のフロー図の取組についてお答えいたします。

当市の指定避難所ですが、先ほど御質問ありましたとおり、ペットの同行避難については一般の避難者と別の場所で受入れを可能としております。しかしながら、施設ごと

の飼養場所など、細かい取決めはできておりませんでした。先ほどお話ししました避難所を開設する際に速やかに受入れ態勢を整えるために、初動の指示書の策定、それと物資を取りまとめたスターターキットを年度内に備える方向で現在作業を進めております。しかしながら、先ほど話ありましたとおり、市のほうでは100円ショップで購入するという方法はちょっと取れませんので、それはまた別な手段で考えてまいりたいと思っております。

それと、現在自主防災組織加入率高めるために、市内各所で研修依頼ございまして、それに担当課のほうでも動いております。まずは、自助、それから先ほど話ありましたとおり、次に共助という形を取っていくこととなります。そのためにも、総合的な対策が必要と考えております。

ペットの受入れについても、先ほど申しましたスターターキットはじめ、指示書の中に含まれたものとして備える形を考えておりました。しかしながら、避難所は一時的に共同生活することになりますので、同行避難の際の先ほどのフロー図、また必要事項等整理した上で、市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 いろいろと答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしていきたいんですけども、すぐにできるもの、できないもの、様々あると思います。できるものに関しては、春以降迅速にスピード感を持って対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、街路樹、雑木林に関して、まさに今街路樹の在り方について再確認をする必要があると思うんです。平成23年の6月ですので、今から10年以上前になりますか、一般質問の中で街路樹に関して、山口孝夫議員が市民の代弁者としてこのような御指摘をされておりました。要は強剪定による切り方で、街路樹が木というていをはなしていないんですかと。木の首も切っちゃっているじゃないか、死んでいる木もあるよ、どうしていくんですかというような質問をされています。理事者側の答弁、今後は少しでも景観に配慮するよう努力しますというような答弁で終わっています。

また、同じ平成23年9月の一般質問でも樹木の維持管理についての質問がございました。体育館裏に大きな桜の木が、立派な木があったんだけど、何本伐採してしまったと、それはなぜなんですか。当時すばらしい桜の木がありました。私も記憶がございましてけれども。理事者側の答弁は、幹の空洞化や老化が著しく、枝葉が覆いかぶさり、幾度か折れ、落下が発生していると。専門の業者に見てもらったと。強風による倒木の危険性もあり、やむなく伐採したと答弁されています。

10年以上も前から樹木に関して様々指摘されているが、果たして今まできちんとした樹木管理の将来ビジョン、指針を考えてきたのでしょうか。その結果が今の公園周辺の手つかずの老木、危険木が多数を占める状況かと思えます。

以前質問した鎌谷町にある赤～いりんごの並木道の木が何本も伐採されてきました。私は、もっと早い段階から専門家を入れた樹木の維持管理、景観の配慮と周辺住民への薬剤散布への御理解と地域資源への情報発信をしていけば、現在のようにはなっていないかと思っています。街路樹、樹木は、量から質への転換期に来ていると思います。公園に関しては、どう費用対効果を考え、市民や観光客に癒やしを与えるパークデザインをしていくかです。ぜひこれから樹木管理のビジョン、指針を策定していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

また、太鼓小屋の撤去に関してですけれども、これから利活用方法を検討していく中で、取りあえず駐車場にしましょうとなったときに、例えば春以降、再度この凸凹をなくす整地の整備を行えば、追加の無駄な予算が発生することになります。これは、経済部局が悪い云々という話ではなくて、私は以前から縦割り行政を解消し、横のつながりが非常に重要だと要望してきています。この公園は、都市・交通課、図書館、社会教育課、商工観光課、農林政策課、下水道課と、多くの部署が関わっています。いま一度確かめておきたいのですが、公園整備のみならず、これからの行政運営にも言えることです。菊ヶ丘運動公園の一体整備、維持をしていく上で、各部署が役割分担をし、協力し、連携し、意思疎通を図ることが、私は市民にサービスを提供し、それが交流人口の増加につながることを考えています。この協力体制、強固なものにぜひしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか、この質問をしたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 議員おっしゃるとおり、庁内部署の横のつながりは、公園整備のみならず、行政運営全般においてますます重要であり、かつ必要不可欠であると理解しております。

菊ヶ丘運動公園については、遊具エリアのリニューアルを皮切りに、さらなるにぎわい創出に向けて、庁内で横断的な連携体制を整えて取り組んでいるところであります。引き続き庁内の関係部署間で連携しながら、市民に対して良質な生活環境を提供し、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今回の問いは、市長、副市長にも、これからのまちづくりの一つになります。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、五所川原堰と側溝について質問します。まずは、画像をお願ひいたします。夏の暑い時期に、これは農業用水の関係なのか、ポンプの故障なのか分かりませんが、数週間にわたり水が流れず、五所川原堰の底にたまっているヘドロがむき出しの状況になります。日に日に、実は悪臭が漂ってきておりました。公園内を流れる五所川原堰は、災害対策や高齢化社会の中で、雨水幹線、堰、側溝の問題点に関しては、一般質問の中でも私は今まで何度も指摘をしている部分でもあります。例えば今年の夏に視察した町内、このような状況でした。この状況、この2枚の写真を見ていただければ分かるんですけども、70センチから80センチの非常に悪臭のするヘドロ、蓄積しています。実はこの場所は、昨年の豪雨災害時に堰の水があふれてしまい、外出が困難になった地域です。かつ市が内水氾濫を把握できていなかった場所になります。しかも、5年ぐらい前から市に住民から、これは私も実は指摘をしていました。堰、側溝整備、草刈りの要望が上がっていた地域ですが、全く手つかずの状況でした。すみません。画像終わってください。ありがとうございます。

ここで質問します。一般会計に占める法定外公共物管理事務費というものがございまず、難しい言葉です。堰、側溝の泥上げ、草刈り等の予算、要は維持管理費のことです。その割合というのはどれぐらいあるのでしょうか。また、道路の側溝の整備、私以前も画像を見せて、松島町の古くなり、壊れている歩道側溝の質問をしました。道路管理維持費の割合も、分かりましたら参考までにお知らせください。

そして、もう一点です。先ほど画像でもお見せしましたが、五所川原堰はヘドロの蓄積や樹木の散乱により、自然環境の汚染にもつながるような状況です。恐らく長らく行っていない赤い木橋周辺の草刈り、泥上げ等、整備はできないもののでしょうか、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 堰及び側溝に係る予算の一般会計に占める割合についてお答えいたします。

土木課の令和5年度当初予算額は10億4,721万円であり、そのうち堰、側溝のしゅんせつなどの経費として計上している法定外公共物管理事務費は734万8,000円で、予算額に占める割合は0.70%となっております。また、側溝の整備などの経費として計上している道路維持管理事業費は7,807万9,000円で、予算額に占める割合は7.46%となっております。

以上です。

○木村清一議長 上下水道部長。

○赤城 一上下水道部長 もう一点の質問でございました。赤い木橋周辺の堰の泥上げなどの整備についてお答えいたします。

菊ヶ丘運動公園内を通る五所川原堰である中部第1雨水枝線においては、草刈り、それから枝拾いなど、本年10月に作業を実施しており、昨年6月には枝線の一部ではありますがけれども、土砂の掘削も行っております。御指摘の木橋周辺の場所においては、今後現地を再確認するとともに、公園内でありますので、環境にも配慮しながら泥上げなど整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。堰泥上げ、草刈り、その割合が0.7%ですか、735万円。これは、あまりにも、予算云々は言いたくないんですけども、少ないのではないかと思うんです。この身近な市民のインフラ整備、ぜひもう少し予算というか、つけていただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

最後に1つ要望ですけれども、見せる五所川原堰と遊歩道の間きれいなアジサイの株が数十株あります。そこも全然剪定されていない状況がございます。ぜひこれは花芽を生かすような剪定を来年以降行っていただければと思います。要望として、付け加えさせていただきます。

続きまして、五所川原市営球場の利活用と公園利用者への新たな考え方について質問します。これは、今年の春になりますか、私は球場の周りのフェンスがもうぼろぼろで危険性もあると、住民の皆様から、これは何とかしないとイケないんじゃないのというような要望をいただいて、担当課にそれを伝えました。しばらくしたら撤去されました。しかし、それは一部であって、見た目が歯抜けのような状況に現在なっているんです。

画像をお願いいたします。実はこの球場の裏に行くと、この画像以外にも相当あるんですけども、至るところがもう傷んでいて、中には鋭角などがっている部分もあって、子供たちがここでぶら下がって遊ぶ、大けがになるとか、大事故になるんじゃないかと、そういう可能性があると思うんです。ぜひこれは全撤去して、市民がもう少し気軽に球場付近を散策できるような、そういう整備必要なんではないかと思えます。

この市営球場ですけれども、ここ10年間の利用者数の推移を見てみると、平成27年がピークで2万5,220人でした。その後、令和元年が1万3,888人、コロナ禍を挟んで昨年の令和4年6,990人と、年々利用者が減少し、球場が空いている時間相当あるんじゃない

かなと思うんです。

例えばですけれども、ヤクルトの神宮球場やサッカースタジアムの中で、ボールパーク、スタジアムキャンプをして、子供たちや親子にキャンプをしながら防災について学んでいただく取組をしている施設、増えてきています。また、先ほど新遊具場利用者からの言葉がありますけれども、要望がありましたけれども、順番待ちが多く、時間帯によっては混み合っただけでなかなか利用できないんですというような御意見もいただいております。人口減少社会の中、野球のみという固定観念にとらわれずに、無料でグローブ、ボール、バット、サッカーボールの貸出しをして、球場内の芝生部分限定でもよろしいです。自由にキャッチボールやサッカーをして走り回っていただく等の市民へのサービス提供を考える方向にかじを切ったほうがいいのではないのでしょうか。外周フェンスの撤去と球場内のこれからの利活用についてどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは最初に、市営球場周りのフェンスの撤去についてお答えいたします。

現在の市営球場周りのフェンスは、市営球場が供用を開始した昭和54年に約522メートルを整備いたしました。設置から44年を経過し、老朽化が進行している状態であります。この危険なフェンスについては、部分的に現在撤去しておりますけれども、残っているフェンスについても、今後順次撤去してまいりたいと考えております。

続きまして、市営球場が空いているときに、自由にボール遊び等できるように市民へのサービス提供は考えられないのかということについてお答えいたします。市営球場については、現在は野球競技での利用を目的としている体育施設となっております。利用後はグラウンド整備が必要であるという観点から考えますと、利用は現在ではちょっと難しいと考えております。

なお、市営球場隣の芝生のサブグラウンドがございますので、それについては市営球場の利用がないときは、ボール遊び等無料で御利用できますので、サブグラウンドを利用させていただきたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。サブグラウンドを活用できると、ぜひ活用してください。告知、情報発信必要かと思えます。

球場内、なかなか活用できないというお話でしたけれども、例えば今年キッズフェスタが行われて、非常に盛況でした。非常に多くのお子さんたちいらっしゃって、駐車場も足りなくなると、そういうような状況もあったんですけれども、ぜひ限定的に、例え

ば年間数日でもいいので、開放して、何かちょっとサービス提供、まずはそれからトライすると。それから、課題が出てくる。それを繰り返し行っていけば、もっと市民にサービス提供ができるんじゃないかと思います。無料のグローブ、ボール、バット、サッカーボールの話をしましたけれども、皆さんで、中古でもいいんですよ、お持ちの方たくさんいらっしゃいます。そして、サッカー協会の会長さんもいらっしゃいますので、中古のサッカーボール活用できるかと思います。そういうものを活用して、ぜひ市民サービス、子供たちにサービスを提供できるようなことを考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

これからの公園の利用について、これもまたちょっと私は今から考えていかなければいけないという話だと思うんですけども、首都圏では近隣からのクレームにより、ほぼ全ての公園で規制があるそうです。キャッチボール、サッカーができなくなり、文部科学省が数十年来指摘をしている子供たちの遊び場の減少や体力不足、肥満の傾向が叫ばれています。数日前の新聞紙に肥満の問題、視力の問題出ていたと記憶していますが、2018年4月に改正された都市公園法では、ボール遊びなどを一律禁止するのではなく、地域住民とルールを決める等の仕組みづくりも提言されています。近い将来、クレームにより我々の公園内での規制が起きないとも限りません。そのようなことがないように、今から市民への公園利用に関する譲り合いと、御理解の周知のための情報発信、仕組みづくりはやってもいいのか悪いのか、そこは議論が必要かもしれませんけれども、新たな考え方が必要なんではないでしょうか、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 公園利用に関しましては、これまでも利用者同士がお互いに譲り合いながら御利用いただいている状況であります。市内でキャッチボールやサッカーなどの遊び場について規制している公園は、今現在ございません。今後も、互いに譲り合いながら御利用いただき、多様な方々が利用する地域の大切な交流エリアであることを御理解いただけるよう、危険行為の禁止を表示するなどの看板の設置や、市のSNSを活用しながら広く周知してまいります。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 何度も言いますが、譲り合いの周知というのは非常に我々の地域、必要だと思っています。東京都、大阪も徐々に公園が禁止、サッカーボール、キャッチボールもできないと。我々の地域が近い将来そうならないように、悲しいじゃないですか、そういうのができないというのは。ぜひ取組を考えていただきたい

と思います。

この公園ですけれども、球場内の利用の話もしましたが、例えばお祭り期間、5日間ありますけれども、オートキャンプ場で開放すると、球場内も。5日間ですよ。1区画、有料で5,000円ですと、例えば100台止めれば50万円、5日間で250万円、公園の維持管理費になるのではないのでしょうか。会場まで歩いて行ける場所、観光面でもアピールになると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、これからの市立図書館について質問していきたいと思います。2019年の3月です。図書館の所管を教育委員会から市長部局へ移管可能とする法案が閣議決定されています。この移管に関しては、様々議論もあるのですが、この法案の趣旨は市民目線で市民のニーズにスピード感を持って対応し、複合的、総合的に市民にサービスを提供していきましょうよということだと思えます。五所川原市のような規模の自治体、要は市長部局と教育委員会の職員同士の顔が分かる関係です。そして、意思疎通もしやすい環境であれば、まちづくりや観光などの様々な分野で連携を強化していくことにより、図書館、公園に交流人口を増やし、市民にますますサービスを提供できることにつながると思います。この図書館の所管を教育委員会から市長部局へ移すことに関して、現時点でどのようにお考えでしょうか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 図書館の運営につきましては、郷土資料の収集や学校機関との連携など、教育機関との役割が現在は非常に重要であると教育委員会としては考えておりますので、現状では市長部局への移管は考えておりません。

将来公園利用者の交流人口増加に伴い、図書館にも他の機能が求められる場合には、関係部局と協力しながら、あらゆる可能性を検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。現時点では考えていないと。将来的にはという含みのある答弁だったと思いますけれども、例えばこの図書館を教育委員会から市長部局に移して成功している例として、岩手県紫波町紫波図書館があります。紫波町は、皆さん御存じの方は相当数いらっしゃると思います。補助金に頼らないまちづくりで、年間の交流人口104万人、10年連続地価上昇、これは官民複合施設エリア、オガールが生み出した数字です。

画像をお願いいたします。先日視察に行ってきました。こちら、別名稼ぐインフラとも言われています。このオガールの中に、人口3万人の紫波町の役場、向かい側に町営の紫波町の図書館がございます。この画像を見ていただきたいんですけれども、こちら

が紫波町図書館の館内の様子、このワンフロアしかないんです。この画像をよく見ていただければ分かりますけれども、天井が配管がもうむき出し、そしてエアコンがむき出し、これはここの図書館だけじゃなくて、オガール施設全体に言えるんです。これはメンテナンス、建築費のライフサイクルコスト、要は維持管理費を抑え、将来の子供たちや住民負担をできるだけ抑えていこうじゃないかという考え方なんです。

私図書館長さんと長時間、2時間半ぐらいにわたり様々意見交換をさせていただきました。年間の来館者、五所川原市の市立図書館の4倍、しかし蔵書は我々の図書館よりも少ないそうです。この紫波町図書館の考え方は、小さな自治体であれば情報は全て住民の生命線になるんだと。図書館は、読書好きの人が利用するだけではなく、利用者に情報を常時安定供給していこうじゃないかと、まちのインフラでなければいけないという考え方なんです。館内に利用者の様々な声が貼り出されているんです。ある女性の方がこうおっしゃっていました。この図書館は、地域に開かれた私たちの資料センターなんです。確かに隣にマンションがあって、お買物をして、図書館でレシピ本、料理本を借りていく。2階に貸会議室やスタジオ、音楽スタジオがあって、タブ表であるとかバンドスコア、楽譜、そしてミーティングのワークショップあれば資料を借りるとか、そういうことに活用をしているそうです。

この図書館の一番の魅力は、農業支援サービスなんです。農業コーナーには入門書、専門書約1,000冊をそろえ、農業専門データベース、ルーラル電子図書館を導入しているそうです。ちょっと説明すると長くなるので、ぜひググってください。農業者へのビジネス支援も行っているそうです。毎日ではないんですけれども、夜の図書館と、この図書館でお酒も飲めるそうです。副市長、羨ましいですよ。ぜひ我々の図書館でもお酒が飲めるような、BGMにジャジーな音楽がかかっている、すごくあずましいというか、居心地のいい図書館でした。

紫波町図書館と同じことをやってくださいとは言いませんけれども、五所川原市の図書館も、本を借りるのみならず、何か市民サービス提供できないかなと。画像終わってください。申し訳ないです。

例えばむつ市の図書館には、地元の映画監督、川島雄三さんの展示室があるけれども、私は前からこの我々の図書館にはレトロな映画関連の資料たくさんあるよと、全国を見渡しても、我々の図書館、これだけとんがっている部分があるんですよというようなことを質問してきましたけれども、もう一点、我々の図書館の一番の魅力というのは、もう既に古くて、レトロで、自然の中にある図書館である、既にそれがもうとんがっている部分ではないのかなというふうに思うんです。今メンタルヘルスという言葉が叫ばれ

ています。この図書館を訪れると癒やされる、落ち着く、子供たちの声が聞こえる、それは既に大きな武器ではないでしょうか。

皆さん、スマホのiPhone、アップル社のiPhone、アップルストアというアップルが運営している店舗があります。この店舗は、バイオフィリックデザインという方法を採用しているんです。これ何かというと、店舗内に植物や花を多用するんです。大きな窓を取って、外の街路地も全面に見せる。これはどういう効果があるかということ、購買意欲が増してくるらしいんです。思わず何か気持ちがちょっと落ち着いて、買っていかうかと。私もアップルストアに行くと、定価販売ですよ、アマゾンで買えば割引、ポイントがつくんだけれども、アクセサリがずらっと並んでいるのを見ると、買って行こうかしらという気持ちになるんですよ、不思議とね。

こう考えたときに、我々の図書館は既にこのバイオフィリックデザインがあると、これは大きな武器です。この図書館を、お金をかけずとも、今まで観光資源として活用できて、例えば布嘉屋をレトロな図書館にスパイスとして取り入れていくとか、古さ、懐かしさ、そしてメンタルヘルスを武器として、付加価値として情報発信をしていけば、新たに我々の、もっと情報発信ですよ、こういう図書館ですよというアピールしていけば、もっとすばらしい図書館像に近づくんではないかと思うんですけれども、この将来の図書館像についてどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今後の図書館像についてお答えいたします。

図書の利用など、施設本来の機能とは別に、昨年度より健康推進課と連携して、悩みに寄り添い、相談者の話を伺う小さな相談室を図書館の一室に開設し、比較的落ち着いた図書館ならではの環境を生かした場の提供を行っております。

また、図書館収蔵の映画関連資料の活用につきましては、来年1月にノスタルジックシネマのテーマの下、所蔵する豊富なパンフレットなどを館内でロビー展示する予定となっております。

引き続き菊ヶ丘運動公園という自然に囲まれた立地条件を生かしながら、交流人口の増加に努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。すぐには大きな変化というのは生まれられないかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほどオガールの画像を見せましたけれども、このオガールのように官民連携で公園の交流人口を増やしていきたいと考えたときに、これは平成28年からになります、民間

のノウハウを生かした公募設置管理制度、P a r k－P F I という制度が始まっています。P F I というと、いろいろと批判も多くて、水道事業の民営化とか、イギリスはもう民営化して破綻して、今国営になっているという話もあって、批判をする方が多いんですけども、でも成功している例もあるんです。P a r k－P F I、これはどういうことかということ、都市公園内で飲食や売店、温泉でも、こども園でもいい、キャンプ施設でもいい、設置する事業者を公募で選んで、民間資金を活用する制度です。店舗、カフェ、得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は特例措置を得ることができるそうです。

この特例措置というのはどういうことかということ、例えば公園内で飲食をやりましょと、設置する許可、これ設置管理許可期間が基本今まで10年ぐらいなんです。それが20年まで大幅に延長されると。要はこの設備投資をして建物を建てたはいいけれども、10年でその投資額回収して利益を出せるかということ、なかなか難しい場合が多いです。それが20年までの期間メリットがありますよと。

もう一点、都市公園法では公園の敷地全体の2%までなら建築物を建てることのできる法律になっています。私もあんまり詳しくないんですけども、建蔽率を2%から10%に引き上げることで、少し大きめの建物を特別に建てられますよということらしいんです。県内でもこの制度を活用している自治体が増えてきています。例えばむつ市の代官山公園です。

画像をお願いいたします。先日、このむつ市の代官山公園、視察に行ってきました。市の担当職員の方から様々お話を伺ってきました。感想は、想像より随分小ぢんまりとした公園だなと。この図を見ていただければ分かりますけれども、この中にカフェ、宿泊トレーラーハウス、グランピングテント、キャンプサイト、ドッグラン。ドッグランもあるんです。こちらの画像を御覧ください。小ぢんまりとした公園なんですけれども、ドッグラン羨ましいですよ。五所川原市、たしかないと思います。つがる市はあるのかな。鶴田町もあるのか。羨ましいですよ。整備前は、水洗トイレもないような、年間数百人しか来ない公園が、オープンして1年半経過しています。年間、今2万6,000人が訪れています。2万6,000人の交流人口が増えていると、そういうことです。

このP a r k－P F I 制度を活用すれば、行政としてはある程度の大枠の企画立案をすれば、そこから先は、設計、建設、運営をまとめて投げることのできる、そういう契約を結ぶことができますよと。要はタイムロスをなくし、スピード感のある整備が可能かだと思います。この民間事業者と協力することで、例えばですけども、やり方によっては公共施設等の建て替えや運営コストを効率化し、広域管理、施設集約化を図ること

ができるかと思えます。他自治体での成功例を示した上で、大卒の企画立案、ビジョンを示し、公園に投資をしたいという民間事業者の募集を検討してもいいのではないのでしょうか。画像終わってください。ありがとうございます。質問します。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 全国的にP a r k－P F Iを活用した公園管理の事例が見られ、青森県内においてはむつ市などで取り入れられているところです。

市内にはたくさんの公園がある中で、その中ではP a r k－P F Iを活用できる可能性のある公園もあるかと思えますが、菊ヶ丘運動公園については公園利用者へのサービス向上につながることを第一に、自然や景観を守り、最適かつ継続的な公園整備ができないかということで、現在庁内検討会議において様々な検討をしておりますので、その中で民間活力を引き出せる可能性があるのかどうかも含め、議論していきたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ民間活力を引き出せるこれからの取組に期待したいと思えます。また、この質問は再度することがあるかと思えます。よろしく申し上げます。

通告2点目の殺処分ゼロを目指す取組とペットとの共生のまちづくりについて再質問していきます。県内の犬猫の殺処分数、徐々にではありますが、減少傾向にあります。令和4年度の犬猫の殺処分数は374匹、うち猫が338匹です。まだ微減ですけれども、多くの犬猫が殺処分されています。

先日、県の動物愛護センターに行って、現在の殺処分の現状について御意見を伺ってきました。そのお話の中で、全体の殺処分数の割合が2割、3割と増えていると。その割合というのは何かというと、独り暮らしの高齢者が長年、例えば10年、15年、20年と飼われた猫ちゃん、ワンちゃん、老犬が、その飼われている方が亡くなるとか、認知症になるとか、例えば病院に長期入院される、施設に入る、行き場がなくなるわけです。老猫、老犬というのは、なかなか引取り手がいないと。結局動物愛護センターに引き取られても、譲渡もできずに殺処分されていくと。

私以前にもまた殺処分の質問したときに画像を見せましたけれども、再度言いますけれども、安楽死ではないんです。ガス室で苦しみながら、犬なんかは爪をかきながら死んでいくんです。めごがられて10年も20年も飼われた犬猫が、最期そういう目に遭わしたくないじゃないですか。今は動物愛護センターも、この問題に本当に取り組み始めて

います。

画像をお願いいたします。9月に動物愛護のフェスがあったんです。この問題以外にも、この文書をぜひ読んでいただきたいんですけども、非常に心に突き刺さるような文言が並んでいます。やはりこれから考えていかなければいけないのは、飼い主が元気なうちに、その動物たちを兄弟であるとか、子供であるとか、友人であるとか、行政と一緒に、飼い主に何かあったときに誰が面倒を見るのかということとを事前に話し合い、要はペットの家族信託というような言葉も出てきていますけれども、相続ですよ、それを考える必要があるんだと。愛護センターの皆様へ聞いたら、これからは行政の福祉部門のお力が非常に必要だとおっしゃっていました。私は福祉部門、包括の中でケアマネジャーさんが色々いらっしゃると思いますけれども、様々な情報をお持ちだと思うんです。福祉部門も様々な情報をお持ちだと思います。そういう中で、この課題を抽出して、ぜひ話し合っほしい、取り組んでほしいんですけども、その辺いかがでしょうか、質問します。

画像終わってください。ありがとうございます。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 答えいたします。

高齢者におきましては、体調を崩しやすく、病院に入院したり、施設で療養する可能性が特に高いことから、ペットの面倒を見てもらえる方法を事前に決めておくことは、動物愛護の観点からとても重要なことであると認識しております。福祉専門職の関わりなどにより、飼い主とペットの将来への備えについて、意識の醸成に取り組んでまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。ぜひ取り組んでください。ケアマネジャーさんとかが話し合う場というか、そういう会議というか、そういう場がもしかしてあるかと思うんですけども、ぜひそういう場でも取り上げて、この課題検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 地域包括支援センターでは、地域課題の把握、それから地域ネットワークの構築等を目的に、地域ケア推進会議を隔月で開催しております。この会議には、介護支援事業所のケアマネジャーをはじめとする介護サービス事業の関係者、それから医療機関の関係者、保健所の職員などが参画しまして、個別ケースをはじめ、高齢者支援に係る様々なことを検討協議してございます。藤森議員が懸念されております高齢者

が飼っているペットの件につきましても、この会議において議題として取り上げていきたいと考えています。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ取り上げて、課題を抽出していただきたいと思います。

空前のペットブームです。これからのペットとの共生のまちづくりを考えたときに、市民の中にはやはりアレルギーの方もいるし、ペット嫌いの人もいて、担当課の苦勞というのが相当あるかと思えます。例えばごしょLINEの登録者数が令和5年10月で1万8,415人ですと、五所川原市の公式ホームページへのアクセスビュー数が令和4年1年間345万2,642アクセスあるそうです。こういう紙の広報を活用して、情報ツールを使って、多頭飼育等の問題解決や動物愛護に関する情報発信、周知ですよね、動物嫌いな皆様にも周知をしていこうよと。時間は本当にかかるかもしれませんが、かかるかもしれないけれども、飼い主のモラルやマナーを向上させて、ペット嫌いな人への配慮をも行っていくことで、行政が抱えている様々な課題も減らすことができるし、それが殺処分を減らすことにもつながるし、動物愛護を推進している、ペットにも優しい五所川原像を付加価値として付け加えることで、子育てするなら五所川原、移住するなら五所川原とっていただけるようなまちの魅力を高め、交流人口や定住人口を増やすことにつながるとは思いますけれども、その辺、最後の質問になります。いかがでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 多頭飼育の問題解決に活用できる制度の周知についてお答えします。

市には、ペットや野良猫などに関する相談や苦情が多数寄せられております。その中でも、飼い主が管理できる頭数以上のペットを飼うことで飼養環境が崩壊し、近隣住民とのトラブルに発展する事案が増加傾向となっております。

市では、これまでも関係機関と連携し、地域で野良猫を支援する活動や動物の無料不妊手術の制度について、SNS等を活用し、周知を図ってまいりましたが、十分に浸透していない状況にあります。今後SNS等により情報発信をしていく際は、市民にも分かりやすく伝わるよう、イラストを用いて工夫するとともに、問合せや窓口での対応時のフローチャートを作成し、市民への分かりやすい説明に努めるなど、引き続きペット等と共生できる社会の実現に向け、制度の周知を図ってまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。もう時間もなくなりました。先ほどフロー図をお見せしましたけれども、やっぱり市民へ分かりやすい情報発信必要かと思

います。担当課、大変でしょうけれども、ぜひこれからの取組に期待をしております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、12番、成田和美議員の質問を許可いたします。12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 改めまして、おはようございます。三和会の成田和美でございます。

質問に入る前に、教育委員会スポーツ振興室長でありました山谷祥文前室長に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。実を言うと、山谷前室長に対してはちょっと思い出がありまして、コロナが始まる前だと思うんですけれども、相内の虫送りにも何度か参加されているのを記憶しております。子供たちに一生懸命指導して、本当にお祭り、子供たちが好きなんだなという思いで見えておりましたけれども、このたびの事故でお亡くなりになりまして、本当に残念であります。謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回の質問は、にこにこ温泉しうらの開業の見通しについてでありますけれども、この質問は9月の定例会で伊藤雅輝議員、秋田幸保議員も質問されておりますけれども、私からまた再度質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問といたしまして、にこにこ温泉しうらのこれまでの経過についてであります。当時、8月3日に議員説明会でにこにこ温泉しうらの水漏れが発生したため、開業の延期との報告がございました。当初の説明では、浴槽に水張りをしたところ、水位が下がり、機械室に流入しているとのことでした。議員説明会では、原因を調査し、また報告するとのことでした。しかし、まだ報告がなされていません。これまでの経過をお知らせください。

2つ目の質問といたしまして、現状の対応について質問いたします。9月20日、9月21日に、施工業者が独自で検査をしたと聞いております。この検査には、設計管理、請負業者も同席、そして市の担当職員の方々も同席していると聞いております。市民の方々からすれば、直せば開業できるんでしょう、なぜ直さないのと、市浦地区の住民の方々は疑問に思っております。そこでお聞きいたします。なぜ漏水箇所を修繕しないのかお伺いいたします。

そして、3つ目の質問といたしまして、今後の方針についてであります。10月23日に市浦地区での住民懇談会が行われました。その場での質疑応答でも、いつになったらオ

オープンするのにかきちんと説明してほしいなどの意見も出ておりました。そこでお聞きいたします。今後どのようににこにこ温泉しうらは向かっていくのか、どういうふうなお考えなのか、理事者側にお伺いいたします。

理事者側の誠意ある答弁をお願い申し上げ、私からの1回目の質問といたします。
よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○黒川隆二民生部長 五所川原市健康増進施設のこれまでの経緯について御説明いたします。

当該施設は、令和5年7月20日の工期限が迫った7月13日に、施工業者から浴槽に水張りしたところ、水位が下がり、機械室へ流れ出ているとの報告があり、市が調査したところ、男女合わせて6つの浴槽全てから漏水していることが判明いたしました。施工業者との協議により、漏水防止のための根本的な解決のためには、浴槽の仕上げ材を取り壊し、漏水箇所及び原因を確定させ、やり直し工事の施工方法等を検討していく必要があると判断し、8月11日の開業を延期することを決定いたしました。

施工業者からは、破壊検査の施工を担当する承諾書及び施工計画書の提出があり、市、施工業者、設計業者など、工事関連業者による検査に向けた協議を9月15日に予定していましたが、施工業者が当該施設の所有権を主張して破壊検査の実施を拒否し、協議の場にも参加しなかったという経緯があります。現在までやり直し工事を実施するために、施工業者との協議を続けております。

それから、現状の対応についてお答えいたします。市では、当該施設の施工について、設計図書、工事打合せ記録簿、工事関連業者からの聞き取り、施工業者から提出された施工図等を精査し、市の見解を相手方に通知し、当該施設の完成に向けた協議を続けておりますが、協議が調っていない状況です。施工業者との協議は、相手方の代理人弁護士を通して行うこととなりましたので、市では市の顧問弁護士と工事に係る契約条項及び法令の規定を確認しながら対応しております。

続きまして、開業に向けての方向性ですけれども、開業に向けた市の方向性についてですが、先ほど答弁いたしましたとおり、市の顧問弁護士と相談しながら施工業者と協議しておりますが、市としては市民の皆様が安全に利用できる施設として、できる限り早く開業できるよう努めてまいります。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 それでは、一問一答方式で選択していますので、再質問いたしま

す。

まず、1点目の質問に対してなんですけれども、水漏れが発生したため延期ということで我々に報告があったんですが、今民生部長が言ったとおり、弁護士どうのこうのということになっているんですけれども、先々週もたまたま市浦地区の方に会いまして、その話を言われました。ちゃんとした説明がないんでねえかということでは言われたんですけども、今回10月23日に懇談会も開いて、そこでも質疑応答という形で市民の方から声がありました。やはり市民の方は分からないと思うんです。今は弁護士さんどうのこうのということで、それはもちろんそういうふうに説明はなるんでしょうけれども、ちゃんとした説明が欲しいということでは言われるのは、我々議員です。そういうふうに、答弁も言い訳といいますか、そういうこともなかなか、やっぱりそこはちゃんと説明してもらいたいというのはもちろんのことだと思うんです。そういう説明を早い段階でしていただければと思っております。そこはそれで、1つ目の質問は終わります。

2つ目の質問といたしまして、現状の対応についてお聞きしたんですけれども、9月20日、21日、施工業者さんが独自の検査を行ったということでお聞きしております。これには、設計監理請負者も同席して立会いをして、さらに担当職員も立会いをしているということでございました。そこでお聞きしたいんですけれども、これ独自の検査して、漏水箇所が判明したんでしょうか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 漏水箇所は、浴槽の6か所だけだと思っております。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 すみません。私聞いたときに、シートと言えばいいか、何か自分で調査してやったところは、漏れていないとちょっと聞いたんですけれども、今の説明であれば最初の浴槽から漏れているということの説明なんですけれども、どうなんでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 浴槽にシートを張って、水を満水に張ったということでございます。シートを張っているということで、漏水はしておりません、そこは。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 じゃ、これは防水がなされた状態でやった検査ということではよろしいんですか、お聞きします。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 その検査の内容につきましては、相手の施工業者が行った検査でご

ございますので、私どもとしては承知しておりません。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 今民生部長のほうから、承知していませんと。でも、この検査した場には、担当職員の方々もいたと聞いたんですけれども、どうですか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 そこには立会いはしております。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 じゃ、それ確認はされたんですよね。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 今後係争に発展する可能性もありますので、あとのことは答弁は控えさせていただきます。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 分かりました。そこにはいたということで、あとは。

その検査をして、それで判明したということで私当初聞いておりました。私も素人なので、ちょっとあれなんですけれども、9月の定例会、そして10月16日の臨時議会、そして今回も一応破壊検査を要求しているということであったんです。なぜその破壊検査にこだわるのか、私ちょっと疑問に思うんです。ちょっとその説明をもらいたいと思います。お願いします。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 様々な原因を含め、破壊検査をし、市の顧問弁護士と協議してやり直し工事をしたいと考えております。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 そういう答弁でございますけれども、これ我々素人から言えば、漏れているところを直せば使えるというのは、多分そういう思いだと思うんです。漏水箇所を修繕して、早く開業させるというのが筋だと思うので、できればそういうふうに、できるだけ早く使わせて、一般の方々に利用してもらいたいというのが私からの思いであります。

すみません。関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、分かる範囲でいいですけれども、これ当時健康増進施設ということで、スポーツ競技ってへばいいか、そこで運動するとか、そういう器具も入るということでたしか説明を受けたと思うんですけれども、その器具とかは、ちなみに入っているものなんですか、ちょっとそこをお聞きします。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 入っております。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ちなみに、どういうふうな感じの器具が入っているんですか。分かる範囲でちょっとお知らせ願いたいんですけれども。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 様々な器具がありまして、私ちょっとそこまで把握しておりません。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 もしあれでしたら、後からでもいいので、それお知らせ願えればと思います。

じゃ、2つ目の質問はこれで終わりますして、3つ目の質問といたします。今後の方針でございます。11月3日、新聞にも結構大きく載りました。「延期3か月、開業いつ？」ということで、なかなか開業に、説明がないということで、市民の方々もちょっと困っているということで、いろいろそういう内容でも書いてあるんですけれども、10月23日の懇談会のときに、いつになったらオープンするのか、楽しみにしているのに、今の状態は住民をないがしろにしている、きちんと説明してほしいという声も出てありました。恐らく皆さん、思いは同じだと思うんですけれども、それでまたちょっとあれなんですけれども、10月23日の住民懇談会のときに、町内の方々から事前の質問ということで、このように書かれておりました。健康増進施設について、市長は今回の重大な件についてどのような認識でおられるかということで書いております。回答には、施工業者との協議が調わず、市の顧問弁護士に相談しながら慎重に対応しているところですよという御回答で書いてあるんですけれども、これちょっとお聞きしたいんですけれども、どうなんですか。これ、施工業者さんとかいろいろいるんですけれども、話し合いとかという、また再度そういう場をつくることというのはできないものなんですか。市長、そこを御確認ということで、今後の方向の絡みでちょっとお聞きしたいと思います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まずは、この件に関してですけれども、確かに破壊検査をして設計図どおり行われているかということの確認は、やはり役所的にはしなければならないというのは、私もそのとおりだと思っています。ただ、施工業者が所有権というものを、法的に引渡しする前までは所有権は施工業者にあるという法律上の問題を提示して、その時点で弁護士に依頼をして、これからの打合せは弁護士を通していただきたいということが市に通知がされた。それに対して、市がどういう具合な対応をするかといえば、

当然ながら弁護士を通してこの話を進めていくという申出が相手、施工業者から提示された以上、これは市としても顧問弁護士を通して、弁護士同士を通しながら、これについての問題解決をせざるを得ないというのが今の現実です。

それと同時に、10月23日に住民の方々から、早く話をしてそこをうまく解決してくれよという話も確かにございました。その後、住民懇談会で、成田議員もおりましたけれども、いろんな意味で市浦の全ての住民に対してきちっとこの話をしたいということも含めながら、町内会連合会の会合をぜひともお願いをして、いろんなこれ以外のものも話をする機会をもう既に設けました。2時間半にわたって、私と副市長が出て話をしました。ただ、弁護士を通してこの案件が俎上に上がった以上は、軽々に物事を申すことはなかなか難しいということで、その場の連合会の中ではこの話は、私もびっくりしたんですけれども、一切出ておりません。成田議員がそうおっしゃるのであれば、成田議員のほうからその業者のほうに、できればそういう話をさせていただいて、そういう場が設けられるのであれば、弁護士を通して検討していただきたいものだと思っております。以上です。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 今の話でいけば、弁護士を通してということでもありますので、あとはこのままでいくと法に委ねるという御回答なのであれなんですけれども、市民の皆様は待ち望んでいると思うので、ぜひ早急に解決していただいて、できるだけ早く、皆さんに利用していただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時30分 休憩

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブ、伊藤雅輝でございます。第6回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年25年目を迎えた立佞武多は、観客動員数26万1,000人に達し、多くの観光客、参加団体やねぶた製作団体が参加し、非常に盛り上がりを見せたのではないかと感じていま

す。観光客の方々が沿道から立佞武多を見上げ、拍手している姿を見ていると、つくづくすばらしい祭りだなと感じ、この地域の文化として、また観光として、しっかりと次の世代につないでいかなければならないと、改めて思いを強くしました。また、今年は私自身、市議会議員として初めて参加をさせていただき、この経験に感銘を受け、この機会をいただいたことに感謝しております。

そこで、第1点目の質問です。立佞武多の館の維持修繕について伺います。祭りに参加する際、立佞武多の館で参加衣装に着替えるために5階の会議室を使用させていただきましたが、エアコンが度々停止したり、またエレベーターがとても遅かったことを感じました。この議員の中にも同じことを思われた方もいるのではないかと考えております。

今年3月の第2回定例会において、自民公明クラブ会長、木村慶憲議員の代表質問の中で、立佞武多の館の大規模改修について質問されています。その際の理事者側の答弁では、建設から19年経過していて、開館以来当市の観光を推進する上でなくてはならない重要な施設として、大規模改修事業の実施時期について精査すると答弁されていました。また、今年6月の第3回定例会での私の質問でも、立佞武多の館の維持修繕について質問させていただきました。その際の理事者側の答弁では、空調設備については修繕方法等及び費用について検討中であり、軽微な工事であれば修繕を実施する。また、屋上の鉄骨の腐食等については、今後調査を行い、必要に応じて修繕の実施を検討する。あわせて、立佞武多の館の大規模改修を検討しているとの答弁でした。前回の木村慶憲議員と私の質問から10か月ほど経過しています。物流の遅延等も解消されつつある現時点での立佞武多の館の維持修繕と大規模改修の時期、今後の方針についてをお示し願います。

続きまして、2点目の質問です。教育相談、指導体制の強化について質問をさせていただきます。9月議会でも質問をしましたが、再度質問をさせていただきます。令和5年度の市の教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書によると、スクールカウンセラーが実施したカウンセリングの相談内容を見ると、不登校に関する相談件数が児童生徒からのものと保護者や教師からのものを合わせると、小学校233件、中学校527件と最多となっております。また、その報告書によると、中央公民館内に設置された教育支援センターが令和3年度から広域化され、様々な問題を抱えた児童生徒へ対応しており、令和4年度は近隣市町村からの児童生徒を含めて、中学生14名、小学生1名の学習支援を行ったとのこと。

そこで、(1)番目の質問として、不登校児童生徒の現状及び指導体制についてお尋ね

します。報告書にある学習支援を行った児童生徒のうち、不登校に関する事例はどれぐらいあるのか。また、その中でいじめ問題により不登校になった事例はあるのかも併せてお答え願います。

次に、(2)として、スクールカウンセラーによる教育相談体制について伺います。先ほど教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、不登校についてのカウンセリングの件数が一番多いというお話をさせていただきました。当市において、スクールカウンセラーを計画的に各学校に派遣しているようですが、どの程度の頻度で派遣されているのかを伺います。また、児童生徒保護者から相談を受けた後の相談者との信頼関係づくりはどのように行っているのかを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

よろしくお願いたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の大規模改修の施工時期等についてお答えいたします。

まず、空調の不具合等ではありますが、空調の不具合等に関しましては、軽微な修繕では対応できず、修繕費用も膨らむため、大規模改修で対応することとなります。施設の運営や営業に支障を来す事案であり、なるべく早い時期に大規模改修を実施すべきだと認識をしております。

その大規模改修事業を行うに当たっては、老朽化した設備を更新し、安全、安心な施設として長寿命化を図ることが前提ではありますが、観光拠点施設としての機能は維持しつつも、観光客のみならず、市民も利用できる交流拠点としての有効活用を目指すため、大規模改修後の姿、そのリニューアル内容について、実施時期、工事期間のみならず、様々な観点を含めて、現在全庁的な取組として検討を進めているところであります。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 教育支援センターで学習支援を行った児童生徒のうち、不登校に関する事例及びいじめにより不登校になった事例についてお答えいたします。

教育支援センターの趣旨は、不登校児童生徒に必要な学習支援や教育相談を実施しております。令和4年度は15名、令和5年度現在は15名の児童生徒が通所し、全て不登校に関する事例となっております。また、昨年度、今年度と、いじめにより不登校になった事例はございません。

続きまして、スクールカウンセラーはどの程度の頻度で各学校に派遣されているか、

また相談者との信頼関係づくりはどのように行っているのかについてお答えいたします。スクールカウンセラーの派遣日数は、学校ごとに異なりますが、週に1日から4日、各学校に派遣しております。相談時間は、1日4時間ないし5時間を基本としております。

次に、相談者との信頼関係づくりについては、相談室だよりの発行により、相談することへの抵抗感の解消やカウンセラーの人となりの紹介などを通じて、安心して相談できるよう努めております。また、全校児童生徒との面談や昼休みに相談室を開放するなど、カウンセラーごとに工夫した取組を行っております。さらに、児童生徒が安心して相談ができるよう、相談室を教室から離れた場所に配置するなど、学校と連携した取組を行っております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、1点目の立佞武多の館の質問に対しては、私の要望といたします。観光客の中に、館の中は涼しいかと思ったら外のほうがまだいいよとか、せっかくこんなすばらしい観光施設なのに残念だという声を耳にしました。また、12月に入って雪も積もった先日、館にお邪魔をしましたが、今度はとにかく寒かったです。

今年の立佞武多での経済波及効果は、開催事業費で1億300万円、観光消費額等で19億3,300万円、合わせて20億3,600万円だというふうに認識しております。今年5月に新型コロナが5類に移行されたこともあり、年々多くの観光客が訪れ、経済効果もさらに大きくなるのではないかと予想します。このことから、当市にはなくてはならない重要な観光施設として、観光客や施設の利用者、そして施設に従事している方々のためにも、早急に維持修繕、改修工事を行うべきではないかと考えております。館の有効利用と観光資源を保守する側面から、現時点で必要な維持修繕と計画的な改修工事をお願いしたいと思います。

次に、2点目の教育相談、指導体制の強化についての再質問です。先ほど15名が教育支援センターに通われているということでお伺いしましたが、その15名の方々は、次のステップ、例えば高等学校だとか就職だとか、そちらのほうへ進まれているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 昨年度に関しては、1人を除き、全員が高校、通信なり、定時制の高校へと入学しております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 不登校の方々が教育支援センターで勉強をして、次のステップに進めるということは大変いいことだと思っております。先ほどから15名の通所生の数としては、まだ多いと言えない状況にあると思っておりますが、報告書にあるとおり、年々通所生が増えることが予想されます。これからも引き続き児童生徒の問題行動、不登校等の対応のために、スクールカウンセラーや教育支援センターなどの活用や、関係機関との連携を図っていただきたいと思います。

令和5年1月の文部科学省による夜間中学の設置・充実に向けてという手引によると、様々な理由から義務教育を修了しないまま中学卒業年齢を経過した人などに学ぶ機会を提供するために、地方公共団体は夜間中学の設置を進めることとされています。その手引きの中で、各地方公共団体は夜間中学の設置、充実を図り、近隣市町村とも連携協力して学ぶ機会を提供し、現時点で不登校となっている生徒の受入れも検討する必要があるとされています。夜間中学は、不登校生徒の受皿となることと、多くの方々の学び直しの場合としても有効だと考えます。令和4年度では、夜間中学は全国で15都道府県に40校設置されているようです。夜間中学の設置に関しては、県が中心となって進めていくものと考えられますが、不登校生徒の方へ様々な教育の機会を提供する視点からも、本市としても積極的に関わっていく必要があると考えますが、この点についての考え方をお願いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えします。

夜間中学とは、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者に就学の機会の提供等を行うことを目的としております。この夜間中学については、令和5年4月時点で23都道府県、指定都市に44校が設置されているところですが、令和5年9月現在、青森県に夜間中学は今のところ設置されておられません。

そこで、県として令和5年9月に青森県教育委員会では、夜間中学で学びたい方のニーズを知るために、現在アンケート調査のほうを実施しているところであり、本市といたしましても、今後は県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。これからも児童生徒の不登校問題に取り組んでいただくことと、例えば戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった方、または日中に家事や就業を余儀なくされた方、あとは外国籍の方なども含まれると思います。皆さんに平等な教育機会が与えられるように検討をお願いしたいと思います。

次に、スクールカウンセラーによる教育相談体制についての再質問です。小学校における友人関係に関する児童からの相談が79件と目立つ数字となっています。また、小学校でいじめ問題や暴力行為、児童虐待についてのカウンセリングが数件行われており、中学校と異なる傾向があることに気がつきます。

そこで、スクールカウンセラーによるカウンセリングについてお尋ねします。年間のカウンセリング件数は、小中合わせて3,600件を超えるかなりの回数に上っていますが、カウンセラーが相談を受けた事案に対してのフォローやケアをどのように行っているのかをお知らせ願います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 相談を受けた事案に対して、フォロー、ケアについて、どのように行っているかについてお答えいたします。

相談後、まずはカウンセラーが学級担任等と相談内容の情報共有を行い、その後の相談者の様子についても学級担任等と連携を取りながら観察や情報共有を行うことで、相談者へ必要な支援を継続的に行っております。

なお、相談者の相談内容によっては、カウンセラーがカウンセリングを引き続き継続したり、学級担任以外の養護教諭等、相談できる人につなげることで相談者へのケアを図っております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

最後になりますが、今の答弁を聞きますと、カウンセリング自体は一度きりなのかなというふうな感じに取れます。相談者本人への面談は、一度きりだけではなくて複数回、または問題が改善されるまで必要と思われまますので、これからもスクールカウンセラーによる支援の充実を継続していただきたいと思います。あわせて、相談後の信頼関係の構築と継続的なケアを充実させるために、人員の確保、それから利用しやすい環境整備、そういった面で一層の支援をしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきますが、その前に前市職員の山谷祥文さんの交通事故による突然の訃報に接しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、大変お世話になりました。

御家族の方々にも謹んで哀悼の意を申し述べさせていただいて、一般質問に入らせていただきます。

通告の第1点目は、総合経済対策についてであります。日本経済、そして当市の経済は、長引く苦しいコロナ禍を乗り越えて、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税増収などの成果を適切に還元し、市民生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取組を加速させて、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であります。

デフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせた支援のための重点支援地方交付金の予算の追加が重要であります。この交付金は、効果的に活用し、物価高騰から市民の生活を守り、経済の着実な回復を図るためにしっかりとした対策を策定し、県の子育て支援策と併せて迅速に実行する必要があります。

そこで第1点は、所得税3万円、住民税1万円の4万円の定額減税は、複数家族ではどのようになるのでしょうか。また、市内の対象者は何名ぐらいいるのか、まずお尋ねいたします。

第2点は、給付金として、低所得世帯支援に1世帯当たり7万円の給付金、これは年内に当市は実行可能なのかどうかお尋ねします。本市は、年内の予算化に向けた迅速な対応が求められますけれども、それが可能かお尋ねします。また、県の子育て支援策である18歳までの児童1人につき3万円の応援金について、年内の支給に向けて市では準備されているのか、その対応についてお尋ねいたします。

また、第3点として、電気、都市ガス、ガソリン、灯油などの燃料代補助金の2024年4月末までの延長について、当市ではその見通しについてどのように立てておられるかお尋ねいたします。

第4点として、物価高騰、賃上げにおける中小企業支援策として、賃上げしたくてもなかなかできない中小企業に対する支援策、これについてどのように検討されているのかお尋ねいたします。

第5点として、重点支援地方交付金における当市の推奨事業、これは何を検討しているのかお尋ねいたします。

続きまして、通告の第2点目、児童虐待防止についてお尋ねいたします。第1点では、当市の児童虐待の現状について、まずお尋ねいたします。先月の11月は、厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間でありました。我が公明党では、各地で児童虐待防止を訴えるオレンジリボン街頭演説会を実施し、五所川原市でもエルムの街や、またつがる市の柏の物産館前でも行わせていただいております。それでも、今年の相談は全国約16万

件によっております。

オレンジリボンは、2004年に栃木県小山市で起きた事件を受け、市民団体などが児童虐待防止の意識啓発のために始めたオレンジリボン運動のシンボルマークであります。これがシンボルマークのリボンでございます、オレンジリボンの。この運動を後押しする意義も込めまして、公明党は毎年11月に街頭演説会を行ってまいりました。厚生労働省によると、18年度に全国の児童相談所、児相が対応した虐待に関する相談件数は15万9,850件に上り、前年度から約2万6,000件が増加しております。その要因としては、警察からの通報が増えていることなどが挙げられております。

児童虐待防止法が定義する虐待は、身体的虐待や、食事などの世話をしないネグレクト、性的虐待、暴言などの心理的虐待の4つであります。昨年度に児相が対応した相談のうち、55.3%は暴言などの心理的虐待だそうであります。そこで、その対策案といたしまして、体罰禁止、児相の強化、DV対策との連携で児童虐待防止対策を強化するため、今年6月、児童福祉法等改正法が成立し、子供へのしつけと称した体罰が虐待につながっている実態があったため、親などによる体罰の禁止が明記されました。さらに、児相の体制強化も図られております。虐待が疑われる家庭から子供を一時保護するなどして引き離す介入と、保護者への支援を行う職員を分ける対策も進めております。職員が保護者との関係を考慮し過ぎて、子供の保護をためらうケースがあったためであります。また、そのほかに虐待が起きている家庭では、DVも起きている事例が少なくないことから、DV対策を担う機関が虐待の早期発見に努めるなど、関係機関の連携の強化が必要であります。

公明党は、また電話番号の3桁化、189、いち早く、このダイヤル化やガイダンスの時間短縮、12月をめどに準備が進められておりました通話料無料化をリードしてまいりまして、令和元年12月3日より、この通話料は無料になりました。

そこで、質問の第1点は、当市の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、第2点として、この対策として何を考えており、また何が行われてきているのか、その実態を御報告、説明していただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○三橋大輔財政部長 それでは、令和6年度に予定されております定額減税について、どの程度の人数が対象になるのかというお尋ねでした。市の税務課で今のところ見積もつ

ている対象人数は、約3万人であります。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 低所得世帯向け7万円の給付金についてお答えをいたします。

令和5年11月2日に閣議決定された総合経済対策におきまして、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付することが示されました。11月29日の国の補正予算成立を受けまして、本市では年内の予算措置及び対象世帯の通知を行いまして、来年1月中を目途に本給付金を対象世帯にお届けしたいと考えております。年内の支給につきましては、日程的に困難であると考えております。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 燃料代補助の今後の動向についてお答えいたします。

電気及び都市ガス料金については、現在国が電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施しており、これらの月々の使用量に応じて利用料金から値引きする形で支援されております。この支援策は、令和6年4月使用分まで継続されることが決まっており、5月使用分以降は激変緩和の幅、値引きの金額が縮小される見込みとなっております。

また、国の事業の対象外となるLPガスや特別高圧電気については、これらを使用する中小企業等を支援するため、青森県が中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金の支給を実施しておりました。こちらは、11月30日で申請期間が終了となりましたが、令和5年1月分から9月分までの使用量に応じて、支援金を受け取ることができる制度となっております。

ガソリン、軽油、灯油等については、国が燃料価格激変緩和対策事業を実施しており、全国平均ガソリン価格が基準以上の金額となった場合に、小売価格の高騰を抑制する形で支援されております。この支援策は、現在のところ令和6年4月末まで実施されることですが、5月以降の対応についてはまだ判明しておりません。

次に、賃上げを実施する事業者への支援策についてお答えいたします。市では、青森県が実施している特別保証融資制度の一つである「選ばれる青森」への挑戦資金、この融資対象項目のうち、賃金引上げに資する取組に係る融資について、10月10日より連携を開始しております。これにより、賃上げに資する取組のため、青森県特別保証融資制度を活用する事業者に対して信用保証料の30%を青森県が、残りの70%を市が補給しております。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 総合経済対策に関する御質問で、国の経済対策における重点支援地

方交付金の追加分について、推奨メニューをどのような内容で検討しているかというお尋ねでございました。重点支援地方交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう国から交付される交付金で、今年度当市においては、物価高騰対策事業継続支援金支給事業や就学児童・生徒入学費用支援金支給事業など、本交付金の推奨事業メニューを活用した事業を実施してまいりました。

このたび、11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきましても重点支援地方交付金を追加交付する旨が示され、国の補正予算が11月29日に国会で成立したところであります。11月30日に県を通して交付額の通知がありましたので、地域の実情を踏まえ、物価高対策として必要かつ効果的な支援策を速やかに実施できるよう、事業内容を現在検討し、予算化に向けた準備を進めているところでございます。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 当市における児童虐待の現状についてお答えをいたします。

児童虐待は、議員御紹介のとおり身体的虐待、性的虐待、それからネグレクト、心理的虐待の4種類に分類されまして、子供の健やかな成長に影響を及ぼすことから、社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識してございます。

当市の令和5年度における虐待相談対応件数は、10月末時点で6世帯、12名となっております。また、虐待相談対応を内容別に見ますと、子供を殴る、蹴るなどの身体的虐待が1世帯、子供の面前で親が口論を行うなどの心理的虐待が4世帯、子供に食事を与えないといったネグレクトが1世帯でございます。年齢層別で申し上げますと、就学前児童が8名、小学生が4名、それから主な虐待者ですけれども、両親が4世帯、実父が1世帯、実母が1世帯でございます。

なお、相談経路につきましては、児童相談所からが2世帯、警察署からが1世帯、家族、親族からが2世帯、近隣住民からが1世帯となっております。

それから、児童養護施設についてですけれども、保護者のいない児童や虐待されている児童等を児童相談所の措置によりまして入所、または緊急的な理由で一時保護し、子供の権利を保障するとともに、社会的な自立を支援する施設でございます。当市ではございませんけれども、近隣では鶴田町に1か所ありまして、定員は42名となっております。児童相談所からは、入所者についての情報は公表されておられませんけれども、令和5年度に市が児童相談所と連携して関わった件数は4件ございまして、いずれも保護者の体調不良や入院を理由に一時保護を行ったものでございます。

次に、児童虐待への市の対策についてお答えをいたします。虐待を受けている子供や

支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援、それから保護を図るためには、関係機関での情報共有と連携の下で対応していくことが重要でございます。このため、市では子どもを守る地域ネットワークといたしまして、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しておりまして、児童相談所、警察署、社会福祉協議会、教育委員会、小中学校、幼稚園、認定こども園、民生委員及び庁内各課等と連携し、子供や保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行いまして、虐待に至った家庭を継続的に支援しております。

また、令和5年度にこども家庭センターを設置しておりまして、保健師や社会福祉士等の専門職を配置することで、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく一体的に提供できる体制を整備し、周囲の支えを必要とする家庭が児童虐待に至らないよう、相談対応や家庭訪問等による予防的支援を行っております。

さらに、乳幼児健診未受診者や幼稚園、認定こども園等に通っていないなど、関係機関においても状況が確認できない子供につきましては、虐待のリスクを早期に発見し、支援につなげられるように家庭訪問により安全確認を実施しております。

以上です。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それでは、再質問、一問一答で質問させていただきます。

通告の総合経済対策について、まず第1点目ですけれども、対象者は市内で3万人ぐらいたという御報告がございました。しかしながら、年内に給付するというのはできそうにないと、1月になるんだということ、1か月の差でありますけれども、非常に残念だなというふうにして思います。1月ということは、年内にこれがこの議会において提案される可能性を秘めているのかどうか、きちんとその辺が準備できているのかどうか、まずお尋ねいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

まず確認しておきたいのは、本給付金の対象となるのはおよそ8,600世帯でございます。7万円の対象ですね、8,600世帯。これにつきましては、先ほど年度内に予算措置をすると申し上げましたが、本議会の最終日に追加提案できるよう準備を進めております。

以上です。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 さっき私が3万人と聞いたのは、この8,000人というのは世帯で8,000人という話と、何かちょっと食い違っているんですけれども、この辺答弁お願いし

ます。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えをいたします。

私が3万人とお答えいたしましたのは、令和6年6月から開始される定額減税の対象の人数でございまして、納税者御本人が約2万人、それから扶養家族が1万人と推計しておりまして、およそ3万人というお話を申し上げた次第でございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 定額減税と給付とは違うということですね。分かりました。私ごっちゃになっていまして。

今定例会の最終日に、この給付金ですか、これの提案が予定、準備されているということを知りまして、取りあえず安心いたしました。実務的には、皆さんのお手元に届くのは1月であるという理解でいいのかなというふうにして思いますけれども、県というか、これは国からだと思うんですけども、県経由の子育て支援策での児童1人については3万円の応援金、これとの関係はどのようになっていますか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 私も報道で承知しましたが、政府は低所得世帯のうち、子育て世帯にさらに手厚い支援が必要だとして、18歳以下の子供1人当たり5万円を追加で給付する方向で調整を進めているということでございます。これにつきましては、まだ国から詳細が来ておりませんが、詳細が示され次第、迅速に対応していきたいと思っておりますが、これと7万円の給付の同時支給というのは、やはり厳しいのかなとは考えております。

以上です。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。追加があるということの理解でよろしいんですか、子育て世帯の、1人ですよ。そういう理解でいいということで、分かりました。じゃ、子育て世帯にも物価高騰の手厚い手だてが追加であるんだという理解で。

続いて、第3点目に質問した電気、都市ガス、ガソリン、燃料などのことに関しては、国の施策として4月末までは引き続き継続していくんだという発表を受けているので、その認識に基づくと。ただし、LPガスに関しては、中小企業への支援で行っていくんだというようなことで、このLPガスのことについてどのようになるのか、もう少し詳しく御説明願えますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 LPガスの支援に関しては、本年度県のほうで実施しておりますが、今後の動向については、まだ未定ということになっております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 料金的には、都市ガスよりLPガスのほうが高いですから、最終的には利用している消費者にかなうような形で継続していってもらいたいなというふうにして思いますけれども、もう少し速やかな対応が市のできるのであれば、速やかに対応していただきたいと。よろしく申し上げます。

それから、物価高騰、賃上げにおける中小企業、賃上げしたいんだけど、なかなかできない、そういう中小企業に対して検討している特別保証料の手だてということについてですけれども、これは融資を受ける人、融資を受ける企業に手だてが当たるということで、ほかに中小企業に対しての融資関係ない、それ以外の燃料高騰とか物価高騰で大変な思いをしている中小企業に対して、賃上げ要求もしていかなきゃいけない、ベースアップしていかなきゃいけない、そういう企業に対しての支援策というのは、ほかに考えられていることはないんでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市としての賃上げする中小企業に対しての支援というのは、今の保証制度に関する保証料の支給のみであります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 保証料全体に対しての70%を市で保証料として出すんだということなので、パーセントが大きいので、よしとしていかなきゃいけないんでしょうけれども。

次との関係ですけれども、重点支援地方交付金による当市の推奨事業、これ今締切りが12月22日、第1回の締切りがあって、その次は1月22日にまた締切りがあるわけですよ、この推奨事業。重点支援地方交付金を受けるための事業計画、これを出さなきゃいけないわけです。締切りが最初に来るのは12月22日なんですね。これに間に合うんですか、どうなんですか。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、国の補正予算が成立したのが11月29日、翌11月30日に県から割当ての内示の金額は来ております。ただ一方で、詳細を定めるQ&Aとか、実際に事業に落とし込む際に留意しなければならない点等については、まだまだ明らかになっていない部分も多く、実際には我々も努力して、12月の補正予算の最終日に

間に合わせて、少なくとも要件がしっかりしている低所得世帯支援枠の1世帯当たり7万円については、もう予算化完全にいたしますけれども、残りの推奨事業メニューに関しては、こういった施策がふさわしいのかとか、あるいは補助金の要件等について、もう少し精査をしてからでないと、予算計上は難しいかもしれないというような感覚を持っておりますので、いずれにしても速やかに予算計上をしたいとは考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 県内の自治体で、もう既にこのメニューに関してこういうことをやりますということで報道されているんですよね、ほかの自治体で。すごい早いんです。こういうのが来るんだったらば、こういうことをやるんだというようなことでの物価高騰対策として、その案というのがもう既に用意されているんですよね、その自治体では。五所川原市ではどうしようかと考えているんです。この差を私は言いたいんです。どうしようかではなくて、もう予測して、ぜひともこういうふうなものに活用して、物価高騰対策として市内の経済に資するように活用したいんだという考え方が必要なのではないのでしょうかということをお聞きさせていただきたいんですけれども、どうですか。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 では、お答えをいたします。

12月22日までに計画を上げろと言われていた部分については、1世帯7万円を基礎として算定される非課税世帯等の低所得世帯向けの事業でございまして、議員おっしゃる推奨事業メニューに関しては、1月中旬以降が計画書の締切りとなつてございますので、一応念のため付け加えさせていただきます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ですから、この第1回の締切りが12月22日で、交付決定が1月だと。次は、1月22日までに締切りで、3月の中旬なんです。3月中というか。そういう時間的なタイムラグがあるわけです。ですから、五所川原市では、この物価対策、経済対策のやる気を示すという意味でも、いち早い対応が考えられていいのではないのかなという思いで、お隣さんあたりなんかは、もう専決処分で行おうとしているぐらいの勢いがあるわけです。この差なんです。ですから、財政的に豊かなところとそうでないところとの差はあるんでしょうけれども、この点、ぜひ積極的な姿勢を示すことが必要なのではないかなというふうにして思いますので、よろしくお願ひいたします。市長、これ一言必要ですね。市長、答弁。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 政策的に早く決めることは必要だと思います。これは総務大臣からも、

年内に早めに進めてくれというような通達は来ております。ただ、今財政部長が言ったように、いろんな意味で物価高騰対策、低所得者に対する対策をしたつもりです。通知があったのは、11月30日に県を通して交付額が決定したと。その交付額をここでも述べると、約1億5,600万円なんです。人口当たりになると、1人3,000円の交付なんです。これをいかに有効に使うかということは、非常にある意味では額とすればなかなか難しい面があるということで、今各担当部署に提案を募ってはおりますけれども、なかなかこの額に合致するような提案がないということで、実際は苦慮していることが事実です。

ただ、この額をやはり有効にきちっと使っていかなければならないと思っていますので、できる限り本定例会最終日までには提案できるように努力はいたします。ただ、この議会にかける前に、議案説明後の提示でしたので、これは議会が始まっておりますので、まずは最終日の14日までに起案ができれば提案をしたいと思っていますけれども、実際それを有効に使う方法を起案するに苦慮しているということは、この場で私のほうから申し述べさせていただきます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 じゃ、何とぞよろしく、やる気を見せてお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

通告の第2点目、児童虐待防止についてですけれども、現状は12月末の時点で6世帯の12名ですか、あるんだと。また、その虐待の内容については様々、4種類の中でそれぞれが虐待の種類として対象になっている人がいるということで理解いたしました。

それで、積極的にこの児童虐待に対して対策を講じてもらいたいということで、幾つか挙げられておりましたけれども、ネットワークによる各組織との協議会、これが行われているようですけれども、これはどのようなペースで協議会が行われているんですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

基本的には、事案が発生して随時開催ということでございます。何か事案が発生しましたら、皆さんが集まってということでございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。そうしますと、これとちょっと関連したお尋ねですけれども、児童虐待が発見されたら、報告があったという家庭に対して、家庭を訪問されていろいろと状況を把握されていくと。それで、相談に応じている。来るのを待つんでなくて、行くということの訪問が行われていると思いますけれども、この訪問というのはどのような頻度で行われていますか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

児童虐待の一報を受けますと、まず児童相談所などの関係機関と連携しながら対応しております。基本は、虐待を受けた時点、虐待の通報があった時点で、まず訪問するというので、頻度はその家庭によりまして様々で、家庭によっては立入りを拒否したり、あるいは連絡を拒否したりする家庭もございます。なかなか一概には申し上げられませんが、可能な限り子供に害が及ばない、そういう頻度は確保していると考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 私が実感として感じているのは、職員の人数足りているんですか。家庭訪問して、把握して、相談に応じて対策を講じるという、1件1件のエネルギーというか、それに対して職員の対応する人数というのが足りているのかなというふうにして疑問に思うんですけれども、どうですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 なかなか申し上げにくいあれですけれども、当市においては、今のところ虐待について6件とか、その辺りで推移していますが、やはりこれから虐待件数が増えてきますと、どうしても人数が必要になると考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この人数も含めて、これ1件1件、すぐ一朝一夕に、対策したからといって、それが解決するというようなものではなくて、継続して面倒を見ていかなきゃいけない部分もあるでしょうし、いろんな機関と連携しながら手だてをしていかなきゃいけない面も数多くあるのが、この児童虐待による児童の保護体制、保護者の支援体制なわけでございますよ、この児童虐待というのは。非常に1件1件のボリュームがあるというか、重さがあるというか。

私も、個人的にはそれに出くわしている経験があるもので、非常に日数、年数もかかっているし、大変な思いをしているのが現実でありますし、それを一時保護で預かっている、新しく移ってきた鶴田にあるその施設の職員の人たちのお話も聞きますと、本当に大変だというような状況でございますので、できるだけ担当1人に任せることではない方法でしっかりと、担当者も大変だと思うんです。それを家に帰ってからいろいろと思い描いたりなんかしながら、悩まれることも多いんじゃないかなと思いますので、しっかりとフォロー、ケアされながら、この児童虐待に対する、これ件数毎年増えていますから、この児童虐待というのは。ですから、私は申し上げているんです。減っている

んだったらいいんです。そうでないんです。増えているんですよ、この児童虐待というのは。ですから、その対策というものをいろんな形で講じて、これをやればいいとかというものじゃないですので、対策を講じていただきたいなと思いますので、これからもまた児童虐待の防止、これは11月です。毎年児童虐待防止推進月間というのが11月にありますので、市長、覚えてください。11月ですので、オレンジリボンですので、何とぞよろしく、知っていただいて、その運動というのも御理解していただいて、みんなして児童を保護し、守っていくということをしていきたいなと思いますので、よろしくお願いして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田哲明でございます。私が今回一般質問で最後の登壇となります。大変お疲れのこととは存じますが、しばらくの間、よろしくお願い申し上げます。

今回は、私のところに寄せられました御意見、御要望、市民からの御要望、御意見でございますけれども、それに基づいて質問をさせていただきます。まず第1点は、金木地区住民の生活交通の足の確保についてであります。行政連絡バスと機能統合した弘南バス小泊線と予約型乗合タクシーの利用状況について、まずは伺いたいと思います。

2番として、金木町の主な施設の今後の計画についてであります。旧金木総合支所の解体、金木公民館の建設、旧西沢家住宅の改修、そしてコミセン、集会所の洋式トイレ化について、まずは伺いたいと、こう思います。

3番目として、市の公共施設についてでございます。これは金木公民館ということで、絞って質問させていただきたいと思います。まずは、この金木公民館の利用料金、これが高いということで私に寄せられております。この利用料金について、まずは伺いたいと思います。

4番として、新型コロナワクチン、インフルエンザ予防接種についてであります。このことについては、昨日も2人の議員が登壇して質問に立っております。まず、コロナワクチンでございますけれども、来年、令和6年3月でもって、国からの無料で受けられるのがなくなるということでございます。それからのことはどうなるのか、まずはお聞きします。

また、インフルエンザについてでございます。令和2年から令和4年、この3年間は、確かに国の補助もありまして実施されておりました。今回はないということで、お二方

の議員からもかなりお叱りを受け、また再度その助成を求めると、そういう御意見でございました。私も同類でございますので、その点についてもう一度お願いしたいと思っております。

5番目として、水田活用の直接支払交付金の見直しについてでございます。5年に1度の水張りについて伺います。まずは、この水張りの制度、あるいは趣旨について伺いたしたいと思います。

2番として、畑地化促進事業について伺いたしたいと思います。これは、国のほうで随分推奨しておりますが、その内容と交付単価、そちら等もまず伺いたしたいと思います。それから議論のほうに入りたいと思っております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 令和2年度から実施している路線バス、小泊線の利用者補助事業の各年度における補助金額と金木地域の利用状況についてお答えいたします。

補助金額については、令和2年度は588万6,230円、令和3年度は594万4,160円、令和4年度は543万7,170円となっております。利用者数については、令和2年度は3,039人、令和3年度は3,273人、令和4年度は2,968人となっております。令和5年度については、10月までの実績で、補助金額は327万5,280円で、利用者数は1,893人となっております。

次に、金木地域の予約型乗合タクシーの補助金額等についてお答えいたします。令和5年8月から運行している金木地域予約型乗合タクシーは、10月までの3か月間で補助金額が57万8,600円、利用者数は132人となっております。利用者からは、タクシー会社がなくなり、不便だったため、非常に助かる、また自宅前まで迎えに来る乗合タクシーは使いやすいといった声をいただいております。現状、要望等は寄せられておりませんが、今後運行を続け続けていく中でアンケートなどを行い、利用者のさらなる利便性を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、今後の計画についてお答えいたします。

現時点において、旧金木総合支所の解体、金木公民館の建設について、時期を明らかにすることはこの場ではできませんが、早期に事業着手できるよう検討してまいります。また、西沢家住宅については、現状改修の計画の予定はございません。

続きまして、金木公民館の利用料金についてお答えいたします。1時間当たりの利用

料金は、時間帯により異なりますが、大会議室が630円から750円、大ホールが880円から1,050円、また小会議室、調理室、住民室、研修室、講習室、視聴覚室、いずれも同じ金額ですけれども、390円から460円となっております。このほか、暖房やエアコンを使用する場合は別途使用料が生じますが、他市町の公民館使用料と比較しても高くはない料金設定となっております。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 金木地区のコミセン、集会所のトイレの洋式化の予定についてお答えいたします。

これまでも桑田議員から御質問いただいておりますけれども、金木地区の4か所のコミュニティセンター、これは全施設とも洋式化されております。また、19か所の集会所につきましては、10か所が洋式トイレとなっており、残り9か所は和式トイレとなっておりますけれども、施設も古く、水洗化されていないため、通常の洋式化をするためには、水洗化も含めて多額の費用を要することとなります。現在、和式トイレにかぶせる簡易洋式トイレの設置を検討しておりますけれども、施設の構造上、簡易洋式トイレの設置も困難な施設もございます。高齢化が進む中で、トイレの洋式化の必要性は十分認識しているところでありまして、各施設の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 来年度からの新型コロナワクチンの接種体制と助成についてお答えします。

接種体制については、国による自治体向け説明会が今後予定されていますので、現在のところは見込みとなりますが、自己負担なしで接種できる特別臨時接種は今年度で終了し、令和6年度からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけ、同法に基づき、市区町村が実施する定期接種に位置づけられることとなります。定期接種の対象者は、今年度は生後6か月以上としていましたが、来年度からは65歳以上及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方となります。

接種のスケジュールについては、年1回、タイミングは秋、冬となり、用いるワクチンについては毎年見直すこととされています。

接種費用については、ワクチン単価等が明らかとなっていないため、現状では見込めませんが、接種費用の助成については市で実施するほかの定期接種の状況を勘案し、今後検討してまいります。

次に、任意接種のインフルエンザ予防接種に係る費用助成について、近隣市町の状況

等及び市の対応についてお答えします。まず、近隣市町における費用助成の実施状況ですが、子供、妊婦など対象者、助成額や方法は異なるものの、圏域では当市以外全ての自治体において費用助成が行われております。当市では、任意接種に対する費用助成は、令和2年度から令和4年度の3年間、子供のインフルエンザ予防接種の費用助成を実施しました。事業を実施するためには、継続的な財源の確保などが必要であることを踏まえ、総合的に勘案してまいります。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールの内容についてお答えいたします。

5年水張りルールは、転換作物が固定化している水田の畑地化、また水稲と転換作物によるブロックローテーション体系の再構築を促すことを目的に、令和3年12月に国が決定した方針で、それまでは用排水路と畦畔を有して水稲の作付が可能な農地を交付対象としておりましたが、その後はこれらの要件に加えて、5年間に一度も水張りが行われない農地を交付対象から除外するとしたものであります。

なお、水張りとは水稲作付を基本としておりますが、湛水管理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していなければ、水張りを行ったとみなされます。

次に、畑地化促進事業の内容についてお答えします。畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援する内容となっております。

令和5年度の畑地化支援の交付単価は、トマト、花卉等の高収益作物を作付する場合には10アール当たり17万5,000円、麦、大豆等の畑作物を作付する場合には10アール当たり14万円となっております。また、定着促進支援として畑地化支援の交付を受けた年度を含めた5年間、10アール当たり2万円の交付を受けることが可能となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、一問一答方式で議論していきたいと、こう思います。

まず、第1点目であります。この第1点目に関して、市民からの私のところへの要望でございますけれども、やはり事前の登録制として、初めに登録証を交付してもらいます。その後、その登録証を持って、金木総合支所のほうに利用券なるものを現金でもって引換えに行かなければならないと。もともと足がない人が金木総合支所までどのような交通手段でもって利用券と交換に行くのか、私は最初からこれを疑問視したわけであ

りますけれども、私のところの問合せは、これが一番多いです。何とか4月の段階で、1年間通用する利用券というものを発行してもらえないかと、そういう御相談が大変多くございました。

確かに今部長の話をお聞きいたしますと、令和2年度で弘南バスに支払う額が588万円、3年度が594万円、4年度が543万円と、大体その辺の金額をベースに弘南バスと委託契約を結ぶことはできないものではないでしょうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 弘南バスの利用券を取得するため、総合支所までの交通手段はどういうものかという御質問だと思います。まず、この利用券を発行する金木総合支所までには、金木総合支所を経由する週に1回の運行をしております川倉の湯っこバス、または週2回運行しております予約型乗合タクシーを利用して、ぜひこちらの弘南バスの利用券を交付していただければと思います。

それから、委託契約に関してですけれども、利用者の手続の簡素化につながるのではないかと御質問だと思います。これに関しましては、今年度、令和5年2月から、弘南バス株式会社で導入しておりますICカード、Me go I Ca、こちらを事業に活用することで利用者の手続を簡素化できないかということで、事業者と協議しているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今の答弁を聞いておりますと、結局行政側は行政側で努力していると、そういう効果が私はあるかと思えます。確かに、これは、日々利用者にとっては、いろいろどうなればその利便性があるのかという、利用者にとっての側に立って、やはり行政のほうもこれから進めていただきたいと、こう思います。

今部長からの答弁にありましたように、乗合タクシー、あるいは湯っこのバス、これを利用してくださいと。まずは、その辺で私も市民への理解を得たいと思っております。その後、市民からの要望がございましたら、またこの場において質問させていただきま

す。

あと、予約型乗合タクシーでございますけれども、これは今年の8月4日から9月29日まで試験運行されておまして、本格実施は10月1日からだったと思います。ということで、12月ということで、まだ2か月という運行でございまして、これから利用者からいろいろな御意見、あるいは御要望等が出てくるかと思えます。先ほども言われましたとおり、アンケート等を取って、その辺は把握するという答弁でございましたので、それを可として、私も見守っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し

上げます。

次に、金木町の主な施設の今後の計画についてでありますけれども、今教育部長のほうからの答弁、全くもって理解できかねると。見通しも全然立っていないということでございました。確かに財政のことを考えますと、やはり令和8年度まで高止まりの公債の償還があるということで、それは大変理解もできるかと思えます。財政のほうの話をしますと、いろんな方々から聞くと、高止まりのピークである令和8年度は、どうやってもこうやっても今は組めないという状況であるという、大変血のにじむような財政であるかとは思いますが、やはり一応金木町にあって、金木町の住民からは、計画だけでも立ててほしいと。結局これは金木総合支所の確実にやらなければならない問題だし、金木公民館もやはり50年以上が経過して、やっとの思いで今はもっているという状況でございます。

また、旧西沢家住宅においては、取得してからも大体11年の経過がございます。建ててからは90年がたっております。そういう関係で、やはり表から見ると、かなりトタンのほうもさびてきておりますし、斜陽館、あるいはその他、金木三味線会館等々に来る観光客は、口々にこれはどうしたものかというのを一般住民に質問される方も多くございます。これは、やはりきちんとした形でやるんだと、令和8年度までは大変だけれども、令和8年以降はきちんと計画を組んでやるという強いメッセージを発信していただかないと、いつまでたっても金木地区の住民の不安は付きまとうわけでございます。

私のほうから、もう一度確認したいわけでございますけれども、旧西沢家住宅の登録有形文化財、指定されたわけでありまして、これは返納できないわけですね、これをもう一度お聞きしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 国の登録有形文化財の登録、抹消につきましては、2年前の議会で答弁したとおりなんですけれども、民間で維持管理ができない場合、そういった場合は、民間で解体した場合は抹消が可能でありますけれども、地方自治体が所有している登録有形文化財を抹消可能なのは、コンクリート造りの建造物等で、コンクリートの中性化が進み、建物が倒壊するおそれなどがある場合等に限定されております。このことから、西沢家住宅の登録抹消につきましても本当に特殊な事由、そういうものがない限り、できないものと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これですら懸念するのは、このままずっと放っておいて、屋根も腐っております。結局雪降れば、なかなか屋根の雪落ちない状況が続きます。これで

もって、潰れてしまうとか破損してしまうと、こうなれば金木地区住民にとっても、わざわざ3,000万円も出して買ったものを、黙って手加えないからこういうことになったんじゃないかと、そういう批判の声が私はかなり出てくると思います。そのためにも、金木公民館も必要ですけれども、先に金木地区の住民の方々は、西沢家の住宅のほうに手をつけてほしいと、これが私に今寄せられている方々の御意見でございますので、その点を踏まえて、はっきりといついつまでにやると、そういう見通しみたいなものを早く出してほしいと。これは御要望でございます。

あとそれから、コミセン、集会所の洋式トイレに関しては、コミセンは全てほとんど終わっていると。あと、集会所19か所のうち9か所やっていないと。このやっていない9か所のうち、いざ災害が起きた場合、避難場所となっている集会所ございますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 コミュニティセンターについては避難所指定しておりますが、そのほかについては緊急避難場所という形になっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 一応避難所という指定を受けているのであれば、やはり1か所だけでもきちんとした洋式のトイレ、これは準備していただきたいと、こう思っております。これも御要望でございます。

この2番の金木町の今後の主な計画、これは確かに今、令和8年まではもうできないということで私理解しているんですけども、多分できないと思います。手もつけられない、それは計画も組めないということではございますけれども、金木住民にとって、私もその辺のことはきちんと伝えますけれども、令和8年過ぎてから、やはりきちんとした計画を示していただきたいと、そう思います。この件については、2番、終わりたいと思います。

3番の金木公民館の利用料金が低いということでございます。さっきからの部長の答弁でございますけれども、隣接の町村と比べてみて、その差異はないということ御答弁でございましたけれども、私も隣の中泊町の公民館、中央公民館のほうの料金と比較してみますと、さほど利用料金に対して大きな違いはなかったと、こう思っております。ただ、私のところに要望、意見来た住民の方は、パルナスと比べているんです。うちのほうの中央公民館、そしてパルナスの利用料金でもって、高いということでございます。それで、私パルナスのほうにちょっと電話かけて聞いてみますと、パルナスは大体1時間当たり240円、うちほうが390円なわけでありまして。しかし、一番私が不思議だったのと、不思議だというか驚いたのは、パルナス、これ冷房、暖房費が要らないんです。240円

ぼつきりと言えばちょっとあれだけけれども、240円あればいいと。うちほうは390円プラス、夏は冷房、エアコン代、電気料ですね。冬は暖房代、ストーブの燃料、これ大体1時間当たり500円取られます。つまり890円対240円の比較をしているんですよ、住民が。簡単に施設が違うので、どうなのかという判断もできないかと思えますけれども、パルナスはどうして料金安いんでしょうか、知り得る範囲内でもし分かっていたら答弁願います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 パルナスの利用料金がどうして安いのかというのに関しましては、他市町のことでもあり、この場でお答えすることはできません。ただ、パルナスと同じ条件のオルテンシアに関して、その附帯施設であるリハーサル室とか、あとは楽屋、そういったところを利用する場合は、逆に金木公民館よりも利用料は安くなっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 もう一度お聞きいたしますけれども、やはりうちほうのオルテンシア、附帯施設というか、大ホールの脇の控室等があります。あれもちろん会議室等使用できるわけでありましてけれども、じゃその辺の利用料とパルナスのほうも恐らく大ホールに付随した会議室、あるいは控室だと思うんです。その差というのはどのぐらいございますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えします。

オルテンシアの各楽屋及びリハーサル室、それに関しては時間帯により異なりますけれども、1時間当たり240円から320円、そういう形で料金設定されております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私それを聞いて安心しました。これは比べるものの対象が違くと、やはりそれは料金も違ってくるということで、その辺について私に要望あるいは御意見いただいた住民に対しては、その辺もわきまえて返しておきます。

いずれにしても、せっかくある施設なんで、できれば安い料金で市民の人たちには多く使ってもらいたいと、そういうのがございますので、今後とも今の料金を維持して頑張っていただきたいと、こう思います。

4番の新型コロナワクチンあるいはインフルエンザの予防接種についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、これはお二方の議員も、多分支持者等々の方々から質問してくれということで質問なされたかと思えます。それで、私と3人、10人のうち3人が同じ質問をしたということは、それだけ市民にとっては関心のあることでござい

ます。それで、昨日はきちんと他市町村の例も出して説明された議員もおりました。確かに私もその資料手元にございます。昨日も申しましたとおり、10市のうち何らかの助成が全然ないのは八戸市、青森市、そして当市なわけであります。あとの7市は、何らかの形で無料あるいは1,000円負担、2,000円負担、あるいは対象者も小学校まで、中学校までのところもありますし、高校まで無償ということもございます。その辺いろいろまちまちではありますけれども、何らかの助成はしていると。全くもってやっていないのが当市、八戸、青森ということでございます。

そして、私が一番今気にしているのは、やっぱり隣接なんです。隣接のつがる市、中泊町、鶴田、これもしっかりと手厚く助成しているわけです。今までのこの状況を見て、私はやらないという判断はないと思いますけれども、これはやはり今年は今年でどうにもならないと。今年はどうにもならないから、皆さんの自己負担でお願いするけれども、やはりこういう御要望が多いということであれば、しっかりと来年からは対応しますという強いメッセージを私は市長のほうからいただきたいと、こう思うわけでありますけれども、その辺よろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 昨日、和田議員、花田議員が同様の質問をして、和田議員の質問に答える形と同じ形になると思いますけれども、このワクチン、ここ3年国の助成を使って、やはり季節性インフルエンザとコロナとの発熱外来が相当多くなるだろうということで、国の支援の交付金を使って子供のワクチン、季節性インフルエンザのワクチンを3年間助成をして行って、今年は結果的にその助成がないということで、今冬の接種から普通の有償に戻ったことで、多分急にそういう状況になったということで、その説明がまずなされていないということで、そういう要望がこういう具合に上がってきたんだと思っております。

その辺、まずは1点反省しなければならないということと同時に、当然中泊がどうの、つがる市がどうの、これはこの前県の宮下知事との懇談の中でも話しました。知事に私が言ったのは、五所川原市とすれば、全体的に子育て支援に対する費用負担というのは、近隣の自治体、40市町村の中で学校の給食の無償化、あるいは高校生までの医療の無償化等々含めて、遜色ない状態であると。ただ、一つ一つの点で比較をすると、じゃ隣がやっていて五所川原がやっていないというような状況をつくらないように、これから県のほうで子育てに対する無償化というものを全県統一でやってほしいと。宮下知事の考え方が、日本のどこで生まれても同じ条件で子育てができるようなものにしてほしいと知事会を通して国に要望していると。そして、県内においても、40市

町村のどこで生まれても同じ条件で子育てができるような子育ての支援策をやっていくんだという話をしております。そういう意味で、確実に来年度県において、子育ての無償化に対する40市町村に対しての支援策というものは、当初予算で必ず出てきます。その出てきたことをしっかりと見据えながら、できれば6月の補正に間に合うように、今回のこのワクチンに対する助成を考えていきたいと思っておりますので、どうぞ6月まで少しお時間を与えていただきたいということをお願いをして、答弁に代えさせていただきます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 子供を育てると、そういう環境においては、全国各市町村、まずみんな財政は全くもって厳しいと思います。これをわざわざ国が競わせるような、子供について競わせるような、そういう状況は、これは国が間違っていると思います。ただ、国が間違っているということをここで議論してもどうにもならないわけでありましてけれども、やはり今の知事さんから言っても、どこで生まれても同じ環境、同じ条件だと、そういう根本が頭があれば、今後やっぱり県あるいは市もだんだんよくなっていくと、子供の住める環境というか、子供を育てる環境においてはだんだんよくなると、こういうふうに理解しておりますので、今後とも県のほうにも言うべきことは言うし、うちほうでもできることは早めに取り組んでほしいと、こう思っております。今以上の答弁で、私も明るい材料でございますので、できれば6月補正あたりというので、よろしく願いしたいと、こう思います。

あと、最後の5番、水張りの件でございますけれども、これ水張りの要件は5年とありますけれども、これ最終年度は何年度になりますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 この5年水張りルールは、令和4年度からの適用となっておりますので、そこから5年間、令和8年度中までに水張りが一度も行われなければ、令和9年度以降の水田活用の直接支払交付金を受け取ることができなくなるということになります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ、五所川原の経済考えてみると、大変なことなんです。今転作そのものが、転作率が50%、まず半分です。半分減反なんです。そして、今大体12月10日から15日の間に水田活用の直接支払交付金、これは国のほうから生産者のほうに直接入るお金でございます。これがやはり半分近く、まず自分の面積なんで、耕作面積の収入の半分近く入るわけでありまして。これがこの水張りルールによって認められなくなると、

これは大変五所川原の経済にとっても損失、あるいは個人個人の家のかまどにとっても大変なことでございます。かといって、これまた政府から結局確認してくれと。5年に1回稲がつけられたか、あるいは1か月の水張り、しかも水張りだけでは駄目だと。その後、収量の低下が見られれば、これはアウトだと。そういう厳しい条件の下で、今、令和8年度というリミットも近づいております。今農家の人たちどうすればいいんだと、そういうことで頭がいっぱいでございます。

というのは、水張りをしたくてもできない状況、水が来ないですから、来ない地区もでございます。幾ら自分たちまで来る用水を掘ってでも、肝腎要の本から水が流れないと。私前回にも質問したとおり、河川法があって、2級河川の県、あるいは1級河川の国が、なかなか今までと違った水の管理はできないという副市長からの答弁がございましたけれども、それは多分そうだと思います。冬は黙っていても雪が降りますんで、水が少なくなります。それでもって水門を閉ざしてしまうと、水門の下の生態系ですね、そういう生態系にもいろいろな支障を来すもので、なかなか河川を管理している国、県は、オーケーは出さないと思います。そうなれば、水は来ない、行政のほうからは、おまえたち何も一回も稲もつけていないと、水張りもしていないと、これは交付金出せませんと、そういうせっぱ詰まったというか、どうすればいいんだという思いが農家の人たちには今、蔓延しております。その点、副市長、どう考えますか。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 桑田議員おっしゃるとおりであります。私も農業再生協議会の会長を務めさせていただいておりますし、いろんな会議に出ましても、やはりこの5年水張りルールの国に対する不満が非常に大きいと。じゃ、それを市が国、県に要望してもということになると、これもまたかなり厳しい状況にあると。ただ、やはり今大体その可能性のある面積が117ヘクタールぐらいございます。これを今後各地域、また再生協議会の中でもどのくらいまで、どの地域まで水張りができるのか、もしくはこれは完全にもう難しいなど、そういうところも含めて、対応策を速やかにやはりみんなで話し合いながら協議していくと、これは必要であろうと。水張りができるのであれば、1年間我慢して水張りをしながら交付金をもらおうと、そういう方策も出てくるかと思っておりますので、そこは農家の皆さんの経営状況も含めて、しっかりと検討協議していく必要があるというふうに考えておりますので、議員にもぜひ御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○木村 博副議長 先ほどの教育部長の答弁について修正の発言の申出がありますので、許可します。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほど桑田議員に答弁いたしましたふるさと交流県民センターの利用料金について、少し訂正がございましたので、答弁させていただきます。

オルテンシアは、基本1時間区分でなくて、9時から12時、13時から17時、18時から22時といった時間区分で利用料金を取っておりまして、対象となる会議ができるような研修室、それに関しまして9時から12時が880円、大体時間に直しますと290円ぐらいの値段になります。13時から17時ですと1,170円、1時間当たり290円ぐらい、18時から22時になりますと1,400円で、350円ぐらいの利用料金となります。複合区分として、9時から17時まで全部借りるという場合は2,050円、13時から22時までが2,570円、9時から22時が3,450円、そういった利用料金となっております、パルナスの1時間当たりの使用料、それに比較しても大体妥当な金額かと思えます。すみません。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 教育部長、それではお願いなわけでありませうけれども、やはり利用者にとって時間帯がいいのか、それからまた午前、あるいは午後で区切ったほうがいいのか、それは利用者、使っている人の声を聞いて、その辺も臨機応変に対応していただきたいと、こう思います。

じゃ、水張りのほうに戻ります。水が入って、ちょっと熱も冷めたわけでありませうけれども、2日前に経済部のほうから来て、一応水の来ないところは3月の雪解け、例えば畦畔見えない段階においては、それをトラクター持って打ってでも、畦畔を打ってしまえば、耕起してしまえば駄目なので、畦畔がうっすら見える段階で、田んぼに雪がある段階でやるという意見の農家もございました。しかし、これを見れば、もう初めからこれは駄目だと言っているんです。降雨や雪解け水などの雨水による湛水は認められませんと。あんまりじゃないですか、これ。あれもこれも農家の人たちが分別してやろうとしているのに、初めからあれも駄目、これも駄目、しからばとって、行政のほうできちんとした水の確保もするわけでもない。これは、まず本当に農家にとってははじめです。自分たちが与えられた条件で農家がやらないのであれば、これは農家の責任です。これは、私もそういう農家がいればきつく物は言いますが、与えられた条件はなくて、農家が知恵を絞ってやろうとしている、このさなかに頭から駄目なんでしょう。これはやはりもう少し、これからの水張り等の確認方法は、多分水田協のほうで議論になるかと思えますけれども、その点も踏まえてしっかりと議論していただきたいと、こう思います。

あとそれから、雪降る地域と雪降らない地域、これは全国見ても温度差があると思えます。この点の水張りのルールについては、東北6県、この人たちが声を上げて

らわないと、そしてまた全国的にもまた飛び火して声を上げていただかないと、国は多分動かないと思います。私どももバッジつけている以上、代議士と行き会えば代議士さもお願いはしてございます。しかし、市の行政においても、県等、何らかの会議の際は、やはり必ずこの問題は言うとお願いと。そして、必ず県を通して国のほうさ、一般の末端の農家の声を届けてくれというような話は、口酸っぱく言ってもらわないと、なかなか国は動きません。

そして、これはいろいろルールそのものもあやふやな、抜け道も多いんです。例えば水張りにしたって、1回耕起打たなくてもいいんでしょう。黙って草おがっていても、水張りしていれば認める状況でしょう。どこにも1回トラクターで耕起してくださいよということは全然ない。そして、水張りというのは、どのぐらいが水張りというのか、その定義も何もないと。そういう段階におきましては、やはり県内40市町村、温度差があると思います。

そこで私が提案したいのは、やはり第1次産業、水稲で飯食っているつがる市、うちほう、当市、水田の面積、収量、これも県内一、二番の地域でございます。そして、お隣の中泊町もうちほうの金木町が2,000町歩、中里町は4,000町歩でございます。そういった第1次産業、水稲で飯食っている中泊町でもございます。この3つの市町がやはり一致団結したスクラムを組んで、この中身においてでも歩調を合わせてやれば、県もこれは同調せざるを得なくなります。そして、それをまた3番手の十和田市辺りともきちんとした連携を組むのであれば、ほとんど県内の水稲の半分以上はこの4つの市町でもって賄うことができているので、この辺の言うことは県も聞かなきゃならないような状況でございますので、今私が言った最低でもつがる市、中泊町、そしてうちほうと、各関係機関は密に会議、あるいは連絡を取り合って、同じ歩調でもってこれは解決していくと、そういうような方向で私は提案申し上げたいわけでありましてけれども、副市長、どうですか。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 御提案の趣旨は、十分私としても理解をしております。ぜひ再生協議会、それぞれの市町村にありますので、まず今言った中泊、つがる市ともちょっといろいろ意見交換をしながら、できるものはしっかりと一緒になってやっていくと、そういう形を進めてまいりたいと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 きちんとやるという方向の位置づけができましたので、私はこれで終わりたいと思います。とにかく令和8年度でもう水張りの期限も来ております。そ

して、これは1年に1回しかできないものでありますから、これは早め早めの対応というのが必要でございます。その点、いろいろな情報においても、この水張りの件は早期に、早く広報などを通して、あるいは農業委員会だより等を通して、やはり農家の人たちに早めに対応、いろいろな情報を示していただきたい。

あと、コロナのワクチン、あるいはインフルエンザ等におきましても、早めの段階で市民の人たちに安心させるような広報活動、これを強くお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時51分 散会

令和5年五所川原市議会第6回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和5年12月7日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）から議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館）まで
- 第 2 請願第 1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	14番 寺田幸光 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市長	佐々木 孝 昌
副市長	一戸 治 孝
総務部長	小林 耕 正
財政部長	三橋 大 輔
民生部長	黒川 隆 二
福祉部長	藤元 泰 志
経済部長	川浪 治
建設部長	三和 不二義
上下水道部長	赤城 一
会計管理者	中谷 吉 範
教育長	原 真 紀
教育部長	藤原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海 新 一
監査委員	小田桐 宏 之
監査委員 事務局長	岡田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会 事務局長	一戸 武 二
総務課長	鎌田 寿
ふるさと未来 戦略課長	小田切 秀 樹
市民課長	松山 明 央
福祉政策課長	柏谷 哲 治
農林政策課長	川口 均
土木課長	古川 清 彦
経営管理課長	飛鳥 順 一
教育総務課長	須藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲
次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 まずは、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎発言の取消し

○木村清一議長 高橋美奈議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 一登壇一

12月5日の本会議での私の一般質問中、「・・・・・・・・・・・・・・・・」との発言は不適切であったため、取消ししたいので、会議規則第65条の規定により許可されるよう申出いたします。

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま高橋美奈議員から申出がありました「・・・・・・・・・・・・・・・・」の発言の取消しについては、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、高橋美奈議員からの発言の取消しの申出は許可することに決しました。
本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第94号から議案第136号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)から議案第136号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの43件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)から議案第102号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)までの9件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員に、

2番 和田 祐治 議員	6番 藤田 成保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田 幸保 議員
9番 藤森 真悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
12番 成田 和美 議員	14番 寺田 幸光 議員
15番 木村 慶憲 議員	16番 平山 秀直 議員
21番 伊藤 永慈 議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました9件を除く34件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第2 請願第1号

○木村清一議長 日程第2、請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締切日までに受理した請願であります。お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

◎休会の件

○木村清一議長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会審査及び議事整理のため、明8日及び11日から13日までの都合4日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4日間は休会することに決しました。

なお、9日及び10日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は14日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分 散会

令和5年五所川原市議会第6回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

令和5年12月14日（木）午前10時開議

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | 議案第103号 | 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第104号 | 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第105号 | 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第106号 | 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第107号 | 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第110号 | 工事請負契約の一部変更について |
| 第 7 | 議案第111号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄） |
| 第 8 | 議案第112号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和） |
| 第 9 | 議案第113号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川） |
| 第10 | 議案第114号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島） |
| 第11 | 議案第115号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋） |
| 第12 | 議案第116号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰） |
| 第13 | 議案第117号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好） |
| 第14 | 議案第118号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター） |
| 第15 | 議案第119号 | 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュ |

- ニティセンター)
- 第16 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について(梅沢コミュニティセンター)
- 第17 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について(富士見コミュニティセンター)
- 第18 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について(中央コミュニティセンター)
- 第19 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について(北部コミュニティセンター)
- 第20 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について(松島会館)
- 第21 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について(一野坪コミュニティセンター)
- 第22 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について(南部コミュニティセンター)
- 第23 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市十三地区水産物冷凍施設)
- (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第24 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原)
- 第25 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館)
- 第26 議案第108号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館)
- 第28 請願第 1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書
- (民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第29 議案第109号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第31 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第32 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第33 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第34 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原職業訓練施設）
- 第35 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第36 議案第 94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第37 議案第 95号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第 96号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第 97号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第 98号 令和5年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第 99号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第100号 令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第43 議案第101号 令和5年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第44 議案第102号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第45 議案第137号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第7号）
- 第46 議案第138号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	14番	寺田幸光	議員
15番	木村慶憲	議員	16番	平山秀直	議員
17番	桑田哲明	議員	18番	鳴海初男	議員
19番	山田善治	議員	20番	木村博	議員
21番	伊藤永慈	議員	22番	山口孝夫	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不 二 義
上 下 水 道 部 長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明

選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員 監査委員 事務局長	小田桐宏之 岡田正人
農業委員会 委員長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
市民課長	松山明央
福祉政策課長	柏谷哲治
農林政策課長	川口均
土木課長	古川清彦
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長谷川哲
次長	今智司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第 1 議案第103号から

日程第23 議案第127号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第103号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23、議案第127号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの23件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。令和5年第6回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案23件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、一括議題とした議案第103号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第104号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第105号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第106号 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由として、議案第103号及び議案第104号は市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給割合を改めるため、議案第105号は人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じて、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、議案第106号は単純労務職の会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを可能とするためとの説明があり、議員報酬を引上げする理由について、当市の職員の給与は他市と比べて同じくらいなのか、県内の平均給与は把握されて

いるのか等の質疑に対し、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準拠しており、県も同様に特別職の期末手当を引上げすることとしている。給与水準は、周辺市町村とほぼ同水準である。青森県人事委員会において調査された民間給与との官民格差について把握しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は特定新型インフルエンザ等及び家畜伝染病の防疫作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を拡充するため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は旧本庁舎解体工事で隠れた部分のアスベストの除去費用により契約金額が3,860万8,900円増額となり、変更前の金額より17.63%増となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、旧本庁舎解体後の跡地利用として、駐車場として利用されると新聞で報道されていたが、決定したことなのかとの質疑があり、案として駐車場という話もあるが、現状は決まっていないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号から126号までの16件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は各地区のコミュニティセンター等16施設の指定管理者として、それぞれの地区の住民協議会、自主防災会等を令和6年4月1日から3年間任意指名するものであり、任意指名とする理由は、各団体は現在までそれぞれの施設を適正に管理し、その管理能力は高く評価できるものであるため候補とするものであるとの説明に対し、コミュニティセンター内の木に害虫が発生した場合の防除に対する補助について、指定管理料の予算化の時期について等の質疑があり、コミュニティセンターの指定管理料の中で対処している。予算は来年3月になるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は五所川原市十三地区水産物冷凍施設の指定管理者として十三漁業協同組合を令和6年4月1日から3年間任意指名するものであり、任意指名とする理由は、設立から長年にわたり地域の水産業の発展に大きく貢献してきたほか、地域で最も漁業に精通している団体であり、同組合が指定管理者となることで効果的、効率的な施設を管理運営し、サービスの向上と経費の削減を図ることが期待できることから候補とするものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第24 議案第128号及び

日程第25 議案第136号

○木村清一議長 次に、日程第24、議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について及び日程第25、議案第136号 公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により8番、秋田幸保議員及び21番、伊藤永慈議員の退席を求めます。

(8番 秋田幸保議員 退席)

(21番 伊藤永慈議員 退席)

○木村清一議長 本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案4件及び請願1件について、去る7日及び本日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしました。まず、議案第128号及び議案第136号の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第128号及び議案第136号の2件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年4月1日から3年間、それぞれの施設の指定管理者として一般財団法人五所川原市スポーツ協会を指定するものであるとの説明があり、働く婦人の家及び保健センターの用途について、スポーツ協会への任意指名の理由について

などの質疑に対し、働く婦人の家はパソコン講座や地元住民のサークル活動、保健センターは検診等の会場として使われている。もともと運営管理していた自治振興公社が体育協会へ合併し、職員及び運営管理のノウハウも引き継がれているためとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第128号及び議案第136号の当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

8番、秋田幸保議員及び21番、伊藤永慈議員の入場を求めます。

(8番 秋田幸保議員 入場)

(21番 伊藤永慈議員 入場)

◎日程第26 議案第108号から

日程第28 請願第 1号まで

○木村清一議長 次に、日程第26、議案第108号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第28、請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

民生文教常任委員会より議案第108号及び議案第135号並びに請願第1号の経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第108号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は令和6年1月1日より出産被保険者が属する世帯の国民健

康保険税の所得割額及び均等割額について、産前産後期間相当分を減額する措置が創設されることに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年4月1日から3年間、それぞれの施設の指定管理者として特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部を指定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書についてであります。高齢者にはマイナンバーカードの申請や暗証番号の把握など、ハードルが高いため採択すべきであるとの意見と、国で推進していることや将来の利便性を見据え不採択とすべきであるとの意見があり、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

以上、議案第108号及び第135号並びに請願第1号の当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

請願第1号に対し、賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 一登壇一

私は、請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書に対して賛成討論を行います。

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改正案が第211回通常国会で成立しました。全ての市民に必要な健康保険証を廃止するというのは、あくまでマイナンバーカードの取得は任意であると定めるマイナンバー法に反する強制です。マイナ保険証の利用率は、10月には約4.5%と、6か月連続で減少しています。医療現場でのトラブルも相次ぎ、現行の保険証を廃止する環境が整ったとは言い難く、利用者や医療現場から不満の声が上がっています。マイナ保険証の利用率低下に国民の不安が表れています。

現行の健康保険証を廃止することで、新たに4種類も証明書類が必要になります。1つ目は高齢者や障害者ら、暗証番号の設定や管理に不安がある人を対象に暗証番号が不

要な顔認証マイナンバーカード、2つ目は保険証代わりとなる資格確認書、3つ目はマイナ保険証はカードを見ても、被保険者資格など保険証の情報は分からないため、新規に被保険者資格を取得したり、70歳以上で負担割合が変わったりした際のための資格情報のお知らせ、4つ目にカードリーダーのトラブルでエラーになった場合などに、無保険扱いで全額自費とならないようにするための被保険者資格申立書、以上の4つです。仕組みは複雑になり、制度として脆弱になります。巨額の税金をかけて、何の問題もない制度を劣化させます。

また、健康保険証が決まった経緯には議事録が存在せず、いつ誰がどこでどのような議論を経てこの決定に至ったのかがいまだに明らかにされていません。国民の前に、もう決まったことだからと突然提示されました。国民不在の専決、また国会も軽視した密室での決定でした。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており、生命に関わる問題として不安が広がっています。マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など、機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。

以上、本請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書に賛成する態度をここに表明し、討論といたします。

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第108号及び議案第135号の2件は原案可決、請願第1号は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議ありがとうございますので、何号議案に対する異議ですか。

(「請願第1号に対して反対です」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 ただいまの委員長報告のうち、請願第1号に対し御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

請願第1号について採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみ

なします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成12票

反対9票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は採択されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

請願第1号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

否とする議員の氏名

2番 和田祐治 議員	3番 伊藤雅輝 議員
5番 高橋美奈 議員	11番 松本和春 議員
12番 成田和美 議員	13番 外崎英継 議員
14番 寺田幸光 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く2件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く2件については、委員長の報告のとおり

決しました。

◎日程第29 議案第109号から

日程第35 議案第134号まで

○木村清一議長 次に、日程第29、議案第109号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第35、議案第134号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○寺田幸光経済建設常任委員長 一登壇一

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案7件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第109号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本県は国において道路占用料の改正が令和5年4月1日に施行されていることから、当市の占用料も国と準じて改めるため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、五所川原市実取牧野、岩井牧野、古館牧野及び第2長根山牧野の指定管理者としてしうら和牛改良組合を指定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、五所川原市金木自然休養村管理センターの指定管理者として有限会社ギフトセンター研新を指定するものであるとの説明に対し、指定管理料を受けず施設利用料等により管理運営を行っているとはどういうことかとの質疑があり、自主事業として食堂と売店を行っているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク、脇元海辺ふれあいゾーンの指定管理者として、十三亀山社中を指定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、十三湖マリーナの指定管理者として十三湖環境整備株式会社を指定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、五所川原職業訓練施設の指定管理者として職業訓練法人五所川原職業訓練協会を指定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和6年度から令和8年度までの3年間、五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センターの指定管理者として株式会社トーサムの指定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第36 議案第 94号から

日程第44 議案第102号まで

○木村清一議長 次に、日程第36、議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)から日程第44、議案第102号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)までの9件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○和田祐治予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、和田祐治が、副委員長に秋田幸保委員が選任され、翌8日に付託されました議案9件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第94号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)については、歳出第2款、財産管理費、金木のコミュニティセンター等の光熱水費の内容について、また旧庁舎の跡地利用についての質疑に対し、金木地区において金木総合支所で管理しているコミュニティセンター4か所、集会所19か所の電力料金高騰による不足額が生じたもので、内訳としてコミュニティセンターが96万9,000円、集会所が62万7,000円不足の見込みが生じたため補正する。旧庁舎跡地利用検討委員会を発足し、3回話し合いが持たれ、答申結果として5つの柱が示されたが、総合的な企画はまだ出ておらず、検討中であるとの答弁がありました。

次に、歳出第3款、子ども医療費給付事業の補正理由についての質疑に対し、青森県感染症発生情報において、胃腸炎やインフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症が増加傾向にあったことから、今冬の感染症拡大部分を見込んでの補正であるとの答弁がありました。

次に、歳出第10款、単独学校給食管理運営費、給食賄材料費の補正内容について、また五所川原、金木地区の小中学校の給食賄材料費についての質疑に対し、補正対象は市浦の小中学校であり、当初予算時において物価上昇分を見込んでいたが、見込み以上の物価上昇となったため補正する。五所川原、金木地区も同様に、当初予算時において物価上昇分を見込んで予算計上していたほか、大量に食材を発注していることから、単独学校より安価に食材を購入しているため、当初予算内で対応するとの答弁がありました。審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)から議案第102号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)までの8件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第45 議案第137号及び

日程第46 議案第138号

○木村清一議長 次に、日程第45、議案第137号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第7号)及び日程第46、議案第138号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第137号は、令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第7号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,605万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ333億1,610万9,000円とするものであります。国の新たな総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯に対し7万円を給付する事業に係る経費等を計上するため提案するものであります。

議案第138号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。戸籍謄本等の広域交付に係る手数料の種別及び金額を定めるため提案するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 初めに、議案第137号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第7号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、議案第138号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和5年第6回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、和田予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、本年を振り返りますと、記録的な猛暑による農作物への被害や、物価高騰により市民生活や事業者の経済活動に多大なる影響を受けた年でありました。社会経済情勢が予断を許さない状況にあります。市民生活を守るべく、引き続き各種施策に取り組んでまいる所存であります。

一方で、運行25周年を迎えた立佞武多が4年ぶりに通常開催され、コロナからの脱却と位置づけた夏祭りは、まさに大成功であったと実感しております。

また、地域住民と関係団体が主体となるごしょがわらめじゃ〜ストリートや親子de立佞武多など、多くの催しも立佞武多に合わせて開催され、コロナ禍前の姿を取り戻すだけでなく、地域の未来に希望を持てるものでありました。明くる年には、今年に引き続きうまいもんフェスタ in かなぎ、わいわいフェス in 五所川原が開催予定となっており、行政としてこれらの各種イベントをサポートし、地域のにぎわい創出に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いをいたします。

結びに、寒さも一層増してまいりました。皆様方におかれましては、御自愛の上、よい年を迎えられますよう、また来る年が希望に満ちた幸多き年になりますよう、心よりお祈り申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和5年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月14日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 山 田 善 治

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

